

第 1 5 期 千曲川下流地域森林計画書（案） （千曲川下流森林計画区）

長野県長野地域振興局管内

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、
高山村、信濃町、飯綱町、小川村

長野県北信地域振興局管内

中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、
野沢温泉村、栄村

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

長野県

目 次

I 計画の大綱

第1 千曲川下流域森林計画区の概況	1
1 自然的背景(位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景(人口、農業、工業・商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状	3
(1) 森林面積と蓄積	3
(2) 民有林の森林資源の内容	3
(3) 民有林の樹種構成	4
(4) 森林の所有形態	5
(5) 林業労働	6
(6) 高性能林業機械	7
(7) 林内路網の整備状況	7
(8) 間伐	7
(9) 素材生産、製材品出荷	8
(10) 木材流通及び利用	9
(11) 地域材の利用	10
(12) 特用林産物	10
(13) 林業用苗木	10
(14) 森林病虫害による被害	11
(15) 野生鳥獣による林業被害	11
(16) 土砂災害の対策	11
(17) 保安林の配備状況	12
(18) 森林経営管理制度の推進	12
(19) その他	12
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
1 伐採立木材積	13
2 造林計画面積	13
3 林道等の開設及び拡張の数量	14
4 保安林の指定又は解除の面積	14
5 治山事業	15
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	16
1 県民の暮らしを守る森林づくり	17
(1) 森林整備の推進	17
(2) 災害に強い森林づくりの推進	18
(3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進	19
(4) 野生鳥獣対策の推進	19
2 持続的な木材供給が可能な森林づくり	20
(1) 適正な主伐と計画的な再造林の推進	20
(2) 林業事業者の確保・育成と林業事業体の経営強化	21
(3) 林業の生産性の向上	22
(4) 県産材の安定的な供給体制の確立	23
(5) 様々な用途での県産材需要の拡大	25
3 県民が恩恵を享受できる森林づくり	26
(1) 森林の多面的利活用の推進	26
(2) 森林等に関わる多様な人材の育成	26
(3) 多様な主体による森林への関わりの推進	27

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域	29
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	32
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項	32
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	35
第 3 森林の整備に関する事項	36
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	36
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) 立木の伐採・搬出に関する指針	
(4) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	39
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
3 間伐及び保育に関する事項	46
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	54
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	60
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	64
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	

第 4 森林の保全に関する事項	69
1 森林の土地の保全に関する事項	69
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	87
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 治山事業の実施に関する方針	
(3) その他必要な事項	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	89
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
(2) その他必要な事項	
(3) 鳥獣害対策の方針((1)及び(2)に掲げる事項を除く)	
4 森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	91
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 林野火災の予防の方針	
第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	93
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
(3) 立木の期待平均樹高	
第 6 計画量等	95
1 伐採立木材積	95
2 間伐面積	95
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	95
4 林道の開設及び拡張に関する計画	96
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	107
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	108
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第 7 保安林その他法令による制限林の施業の方法	109

I 計画の大綱

第1 千曲川下流森林計画区の概要

1 自然的背景

(1) 位置

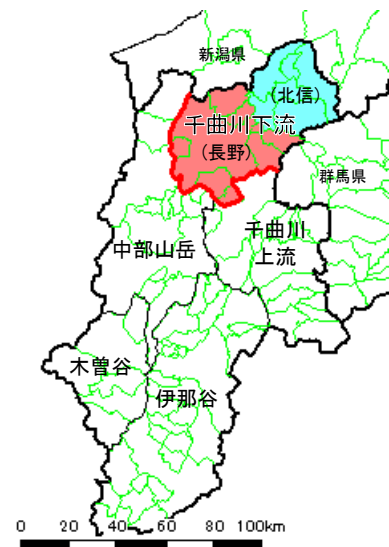
本計画区は、県の北部に位置し、長野、北信地域の15市町村からなり、総面積は約25万haで県総面積の19%を占めています。

長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村（9市町村）
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村（6市町村）

○ 面積

区分	総面積	森林	森林率
千曲川下流	256,745 ha	178,930 ha	70%
県全域	1,356,160 ha	1,056,101 ha	78%

（注）ながの県勢要覧 令和5年版、令和6年 長野県民有林の現況による。



(2) 気候

新潟・長野県境付近から北信地域にかけて日本海側気候に位置し、国内有数の多雪地です。そこから内陸部にかけては中央高地式気候に位置し、年間を通じて降水量が少ない地域です。

○ 千曲川下流森林計画内の観測地のデータ

観測地	長野	信州新町	信濃町	飯山	野沢温泉
平均気温（℃）	12.3	11.0	9.4	11.3	10.4
年間降水量（mm）	965.1	1,107.4	1,275.1	1,412.0	1,777.5
最深積雪（cm）	33	-	114	143	205

注）気象庁ホームページによる。（統計期間 1991～2020年）

(3) 地形

千曲川と犀川の合流部に善光寺平の広い低平地があり、東側には三国山地、西側には西頸城山地や犀川丘陵に続く山地があります。また、北部と東部には妙高火山群を構成する飯綱山、黒姫山、斑尾山、さらに苗場山や毛無山、四阿山等の第四紀成層火山があり、これらの火山山麓には起伏の小さな高原が広がっています。

(4) 地質

北部フォッサマグナの中心部に位置し、千曲川の東側の山地には火山岩類や深成岩類が多く、西側の山地には新第三紀の軟らかい堆積岩の上に新しい火山砕屑岩が重なっています。また、犀川丘陵（西山地域）は国内有数の地すべり地帯となっています。

(5) 土壌

立木の育成に適した褐色森林土壌が広く分布し、黒姫、飯綱、高社山麓に保水力の高い黒色土が見られます。志賀高原から苗場山にかけての山岳地帯上部ではポドゾル土壌が見られ、戸隠山麓から北部の山麓地域はスギの生育が極めて良好となる湿潤な土壌が分布

しています。

2 社会・経済的背景

2 (1)～(6)は、ながの県勢要覧(令和5年版)の
の数値によります。

○ 人口

(単位:人)

区 分	H30年(2018年)	R5年(2023年)	H30年比
千曲川下流	618,778	599,816	97%
長野県	2,063,865	1,989,964	96%

(1) 人口

令和5年10月現在の人口は599,816人で
県の30%を占めますが、漸減傾向が続いています。

人口密度は233人/km²で、県平均の148人/km²を大きく上回っています。

産業別就業人口割合は、第一次産業10%、第二次産業25%、第三次産業65%となっ
ています。

(2) 農業

令和2年の農家数は25,725戸で、総世帯数に対する農家率は10%となっており、県全体
の平均程度となっています。

多品目が栽培されており、特にきのこ、果樹の産出額が多い地域です。

(3) 工業

令和2年の工業に関する製造品出荷額は8,734億円で県の22%を占め、事業所数は1,151
箇所、従業者数は46,905人となっています。

(4) 商業

令和3年の商業に関する年間商品販売額は1兆9,548億円で県の44%を占め、事業所数は
5,742箇所、従業者数は45,181人となっています。

(5) 交通

鉄道はJR北陸新幹線が東京、北陸方面を結び、在来線の篠ノ井線、信越本線、飯山線が
松本、新潟方面に延びているほか、私鉄では、しなの鉄道、長野電鉄も整備されています。

高速道路は、上信越自動車道と長野自動車道が地域内を縦断して北陸、関越、中央の
各自動車道と連結しています。

国道等は、国道18号、19号線を幹線として国道や主要地方道などが整備されています。

(6) 観光

志賀高原や戸隠高原など自然を活かした観光地を始め、戸倉上山田や湯田中・渋などの
温泉郷や善光寺などの史跡など、さまざまな観光資源に恵まれています。

令和4年の年間観光地利用者数は、2,112万人で県下の28%を占めています。

3 森林・林業の現状と課題

(1) 森林面積と蓄積（民有林＋国有林）

計画区の森林の面積は178,926ha、蓄積は37,059千m³、県全体の森林面積の17%を占め、森林率は70%となっています。

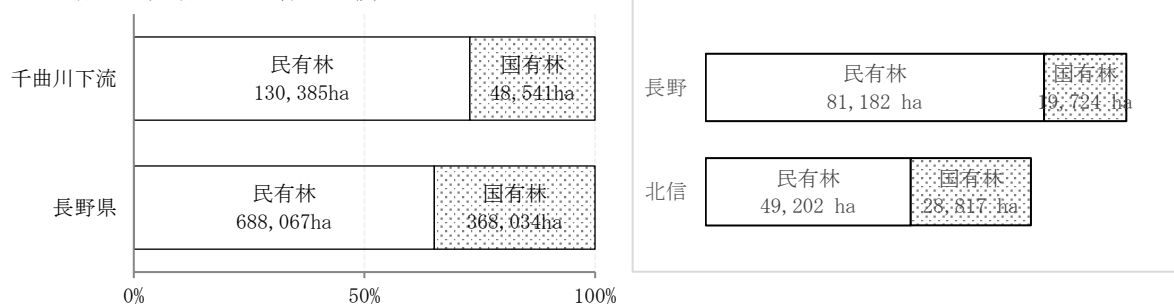
民有林と国有林の面積割合は73：27で、県全体に比べて民有林の割合がやや多くなっています。

○ 森林面積及び蓄積

流域名	面積 (ha)				蓄積 (千 m ³)		
	民有林	国有林	計	内訳	民有林	国有林	計
千曲川下流	130,385	48,545	178,930	17%	29,589	7,470	37,059
(民国比率)	73%	27%			80%	20%	
長野県	688,067	368,291	1,056,358	100%	141,970	62,546	204,516
(民国比率)	65%	35%			69%	31%	

※四捨五入のため、合計が一致しない。

○民有林・国有林別の森林面積

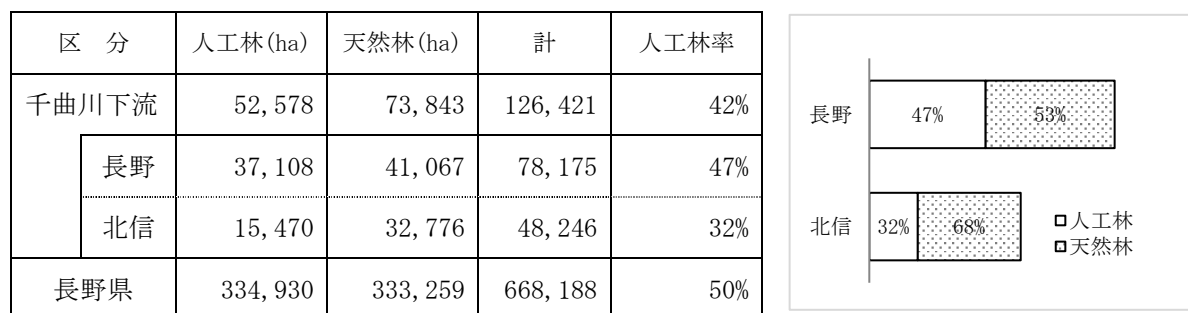


(2) 民有林の森林資源の内容

本計画区の民有林面積は県全体の17%にあたり、人工林率は42%と県平均の50%より下回っています。特に北信地域は天然林が多く、68%を占めています。

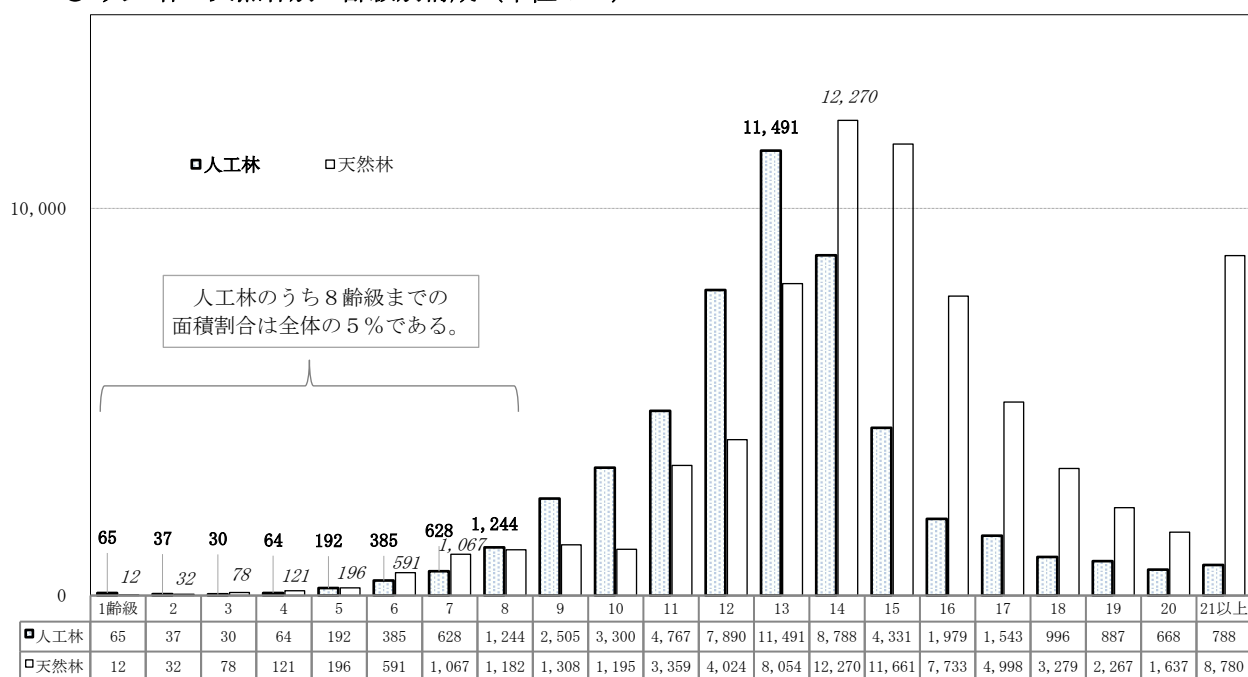
人工林は11齢級以上（51年生以上）が84%を占め、天然林は13齢級以上（61年生以上）が多く、森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況にあります。

○ 民有林の人工林・天然林別面積



注) 竹林、無立木地、更新困難地を除いているため(1)の森林面積と異なる。

○ 人工林・天然林別 齢級別構成（単位：ha）



(3) 民有林の樹種構成

本計画区の民有林の針葉樹と広葉樹の面積割合は針葉樹47%、広葉樹53%であり、県全体の59%、41%と比較すると、広葉樹の割合が高い地域となっています。

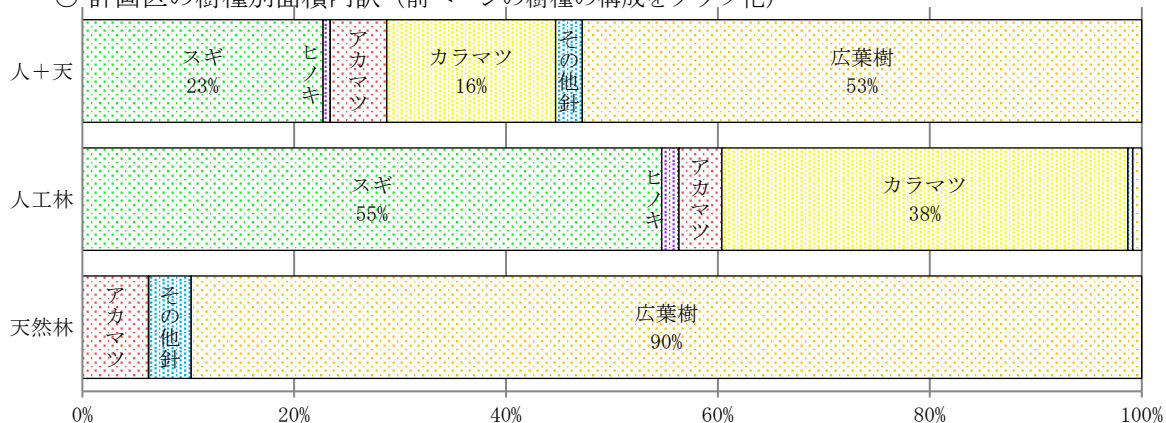
また、人工林の55%をスギが占め、次いで38%のカラマツとなっており、これら二つの樹種で人工林面積の93%を占めています。

○ 樹種の構成

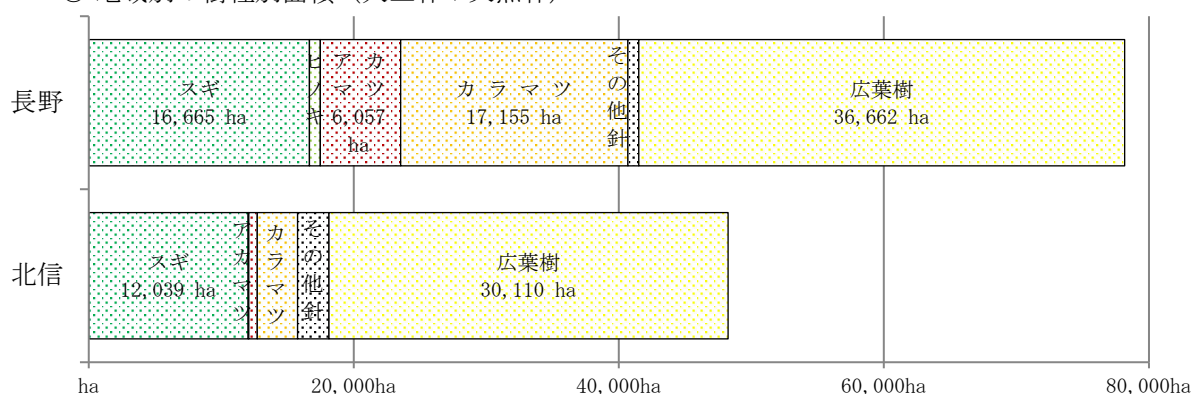
樹種	面 積 (ha)				蓄 積 (千 m3)			
	人工林	天然林	全体	比率	人工林	天然林	全体	比率
スギ	28,692	13	28,704	23%	156,974	70	157,044	53%
ヒノキ	860	1	862	1%	3,552	7	3,559	1%
アカマツ	2,143	4,547	6,691	5%	4,528	4,599	9,127	3%
カラマツ	20,177	18	20,195	16%	61,301	79	61,381	21%
その他針	238	2,958	3,197	3%	588	1,511	2,099	1%
広葉樹	468	66,305	66,772	53%	832	64,769	65,602	22%
計	52,578	73,843	126,421	100%	227,775	71,035	298,811	100%

※ 四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

○ 計画区の樹種別面積内訳（前ページの樹種の構成をグラフ化）



○ 地域別の樹種別面積（人工林+天然林）



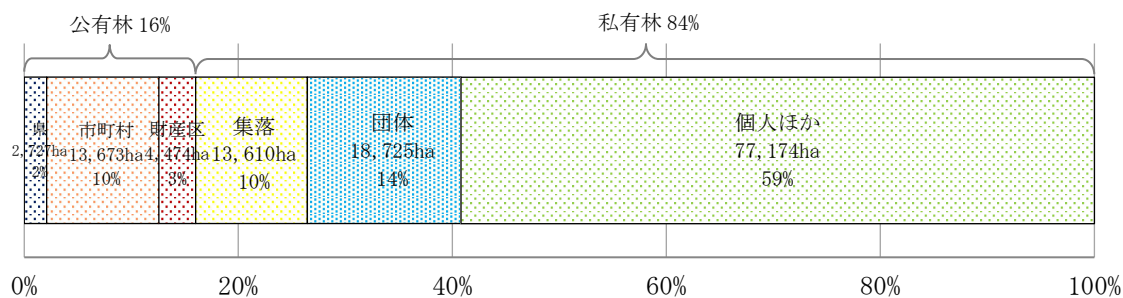
(4) 森林の所有形態

本計画区の所有形態は、公有林が16%、私有林が84%となっています。

個人有林等が59%を占め、個人有林の規模は1戸あたり1.3haで県平均1.7haより小規模です。

- 課題**
- ・所有者や境界が不明な森林、所有者自らが管理できない森林の整備・管理
 - ・小規模な個人有林等の集約化の推進、森林経営管理制度の積極的な活用

○ 所有形態別森林割合



(5) 林業労働

本計画区の令和5年度末現在の林業事業体数は27者、
就業者数は249人で、県全体の16%を占めています。

県や市町村による就業者支援等により、本計画区の林業労働者数は、増加傾向です。就業者は、森林組合が一番多く40%を占めています。

素材生産の担い手のみならず、再造林や保育作業の技能者、新規就業者の確保・定着に向けた対策を進めています。

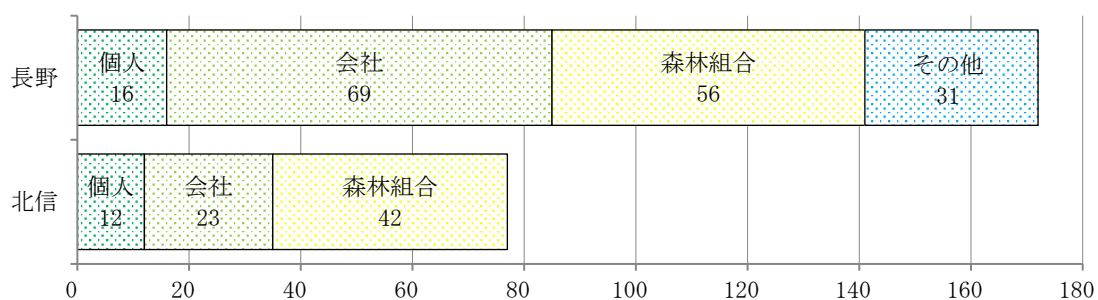
○ 林業事業体数（者）

区分	長野	北信
個人	7	2
会社	7	6
森林組合	1	2
その他	2	0
計	17	10

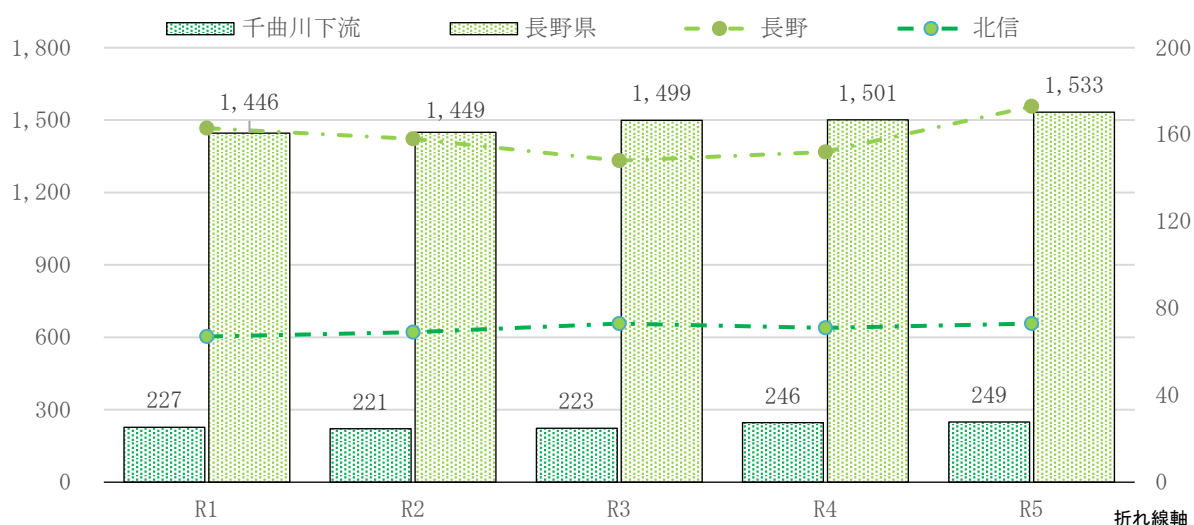
課題

- ・新規林業就業者の確保、定着
- ・林業就業者の雇用環境の改善
- ・労働災害の防止と安全対策
- ・多様な人材の育成と活躍
- ・森林環境教育、林業教育の推進

○ 事業体別従事者内訳（単位：人）



○ 林業就業者の推移（単位：人）



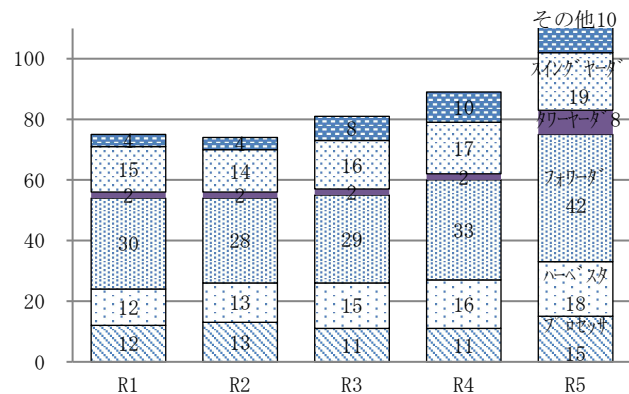
(6) 高性能林業機械

本計画区の令和4年度末現在の高性能林業機械の保有台数は112台で、県全体の21%を占めています。

平成30年度から41台増加し、うちハーベスタ6台、フォワーダ15台、その他（グラップルバケット他）9台と車両系搬出システムの機械が増加しています。

- 課題・集約化の促進（高性能林業機械の性能を最大限に発揮する事業規模での施業）
- ・路網と高性能林業機械の合理的な組み合わせによる生産性の高い作業システムの構築

○高性能林業機械保有台数の推移（単位：台）



○令和4年度機械種別の台数（台）

種 別	千曲川下流	長野県
プロセッサ	15	80
ハーベスタ	18	86
フォワーダ	42	153
タワーヤーダ	8	20
スイングヤーダ	19	93
その他	10	105
合計	112	537

(7) 林内路網の整備状況

本計画区の令和5年度末現在の林道、森林作業道等の林内路網延長は2,855km、林内路網密度は21.6m/haで県平均とほぼ同じとなっています。

- 課題・合理的な路網整備と維持管理
- ・運材の効率化

○林内路網の整備状況

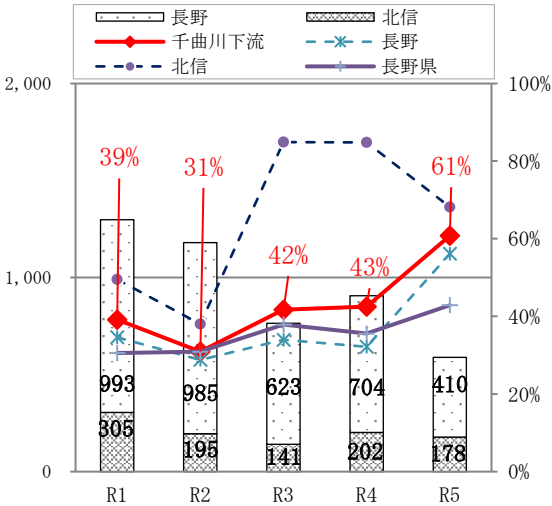
区 分	令和5年度末現況		
	林道数	林内路網延長	林内路網密度
千曲川下流	350	2,855 km	21.6 m/ha
長野	250	1,851 km	22.8 m/ha
北信	100	1,005 km	20.4 m/ha
長野県	1,900	15,299 km	22.2 m/ha

(8) 間伐

本計画区は、高齢級林分の増加に伴い、主伐や搬出間伐に移行し、間伐面積は減少傾向となり、搬出率は上昇傾向です。

- 課題・森林経営計画の認定・継続等による施業地の集約化の推進
- ・路網整備と高性能林業機械を組み合わせた生産性の高い作業工程による収益性の強化

○間伐面積と搬出率の推移（単位：ha）



(9) 素材生産、製材品出荷

本計画区の民有林からの素材生産量は間伐由来の材から主伐材に移ってきていますが、主伐材の割合は40%と県全体の55%を下回っています。

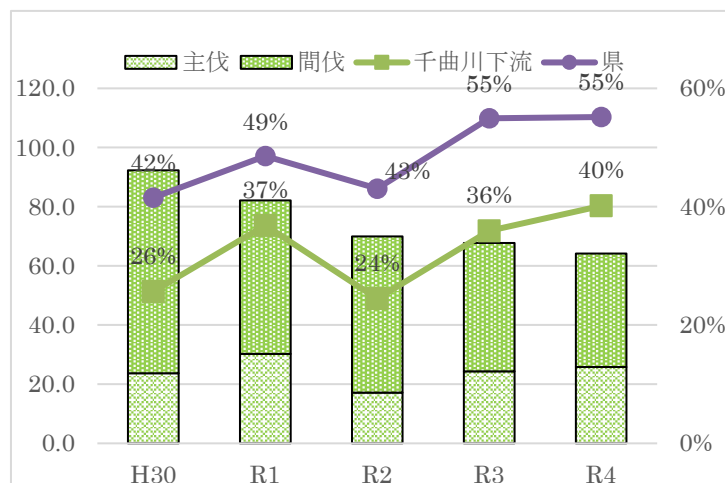
国有林を含めた素材生産量は 88 千 m³ で県全体の 16%を占め、うち民有林 60%、国有林 40%となっています。民有林の主な樹種別の生産量は、スギ 74%、次いでカラマツ 21%となっています。

製材品出荷量は 73 千m³ で県全体の 19%を占め、樹種別出荷量はスギが 47%を占めており、用途別ではパルプ・チップが 46%を占め、建築用材は 25%となっています。

課題

- ・ 安定的な木材生産
- ・ 特に効率的な施業が可能な森林の区域での再造林による資源の循環的な利用
- ・ 県産材の加工流通体制の整備・サプライチェーンマネジメントの構築と強化

○ 素材生産量・主伐割合（単位：千 m³、%）

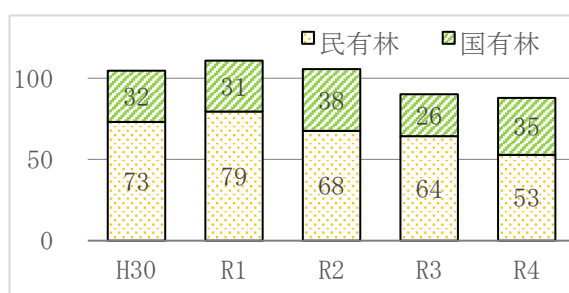


○ 令和 4 年 素材生産量

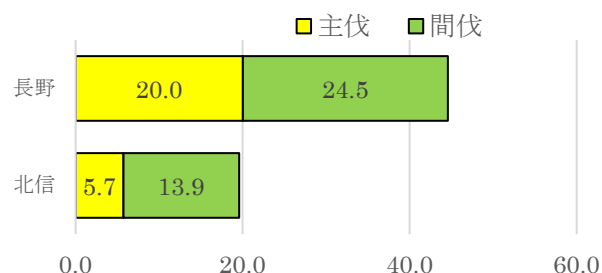
(単位：m³)

区 分	民有林	国有林	合計	民有林/合計
千曲川下流	52,822	34,994	87,816	60%
県内割合	14%	20%	16%	
長野県	388,878	174,935	563,813	70%

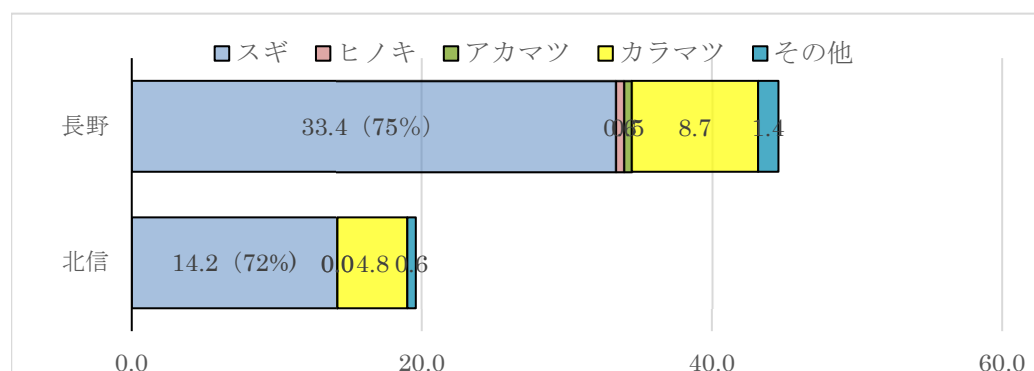
○ 素材生産量の推移 (単位：千 m³)



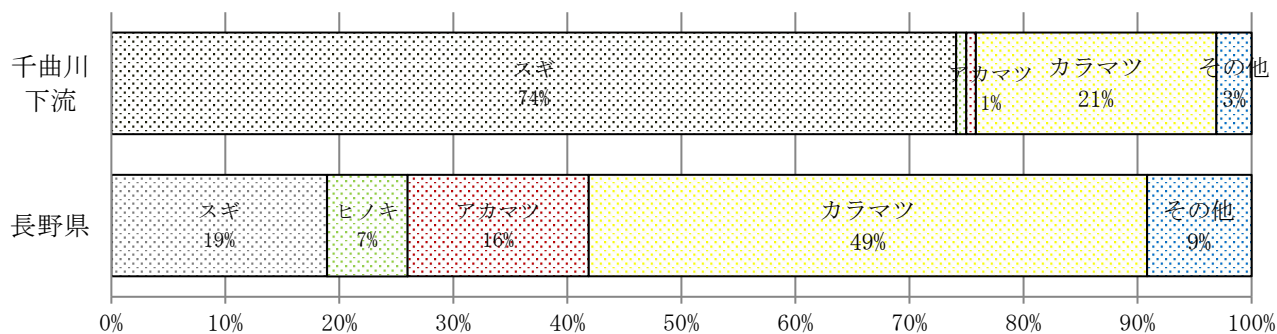
○ 令和 4 年 地域別素材生産量 (単位：千 m³)



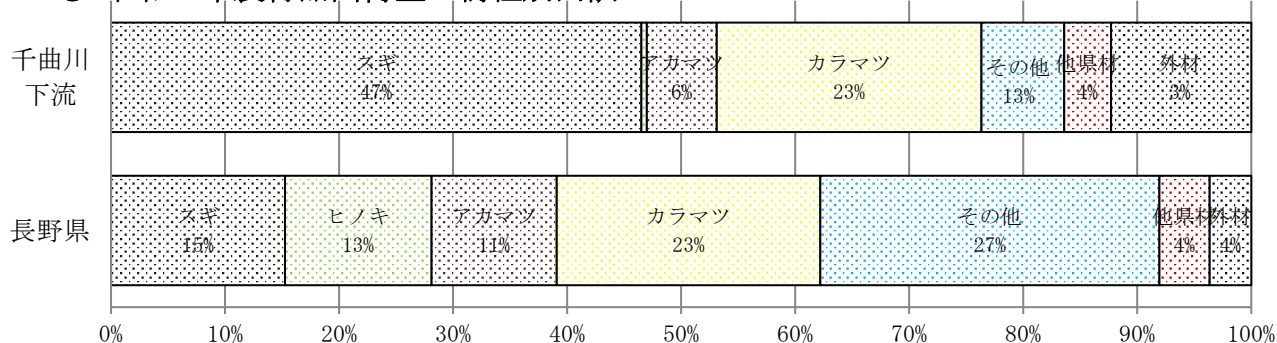
○ 令和 4 年地域別樹種別素材生産量 (単位：千 m³)



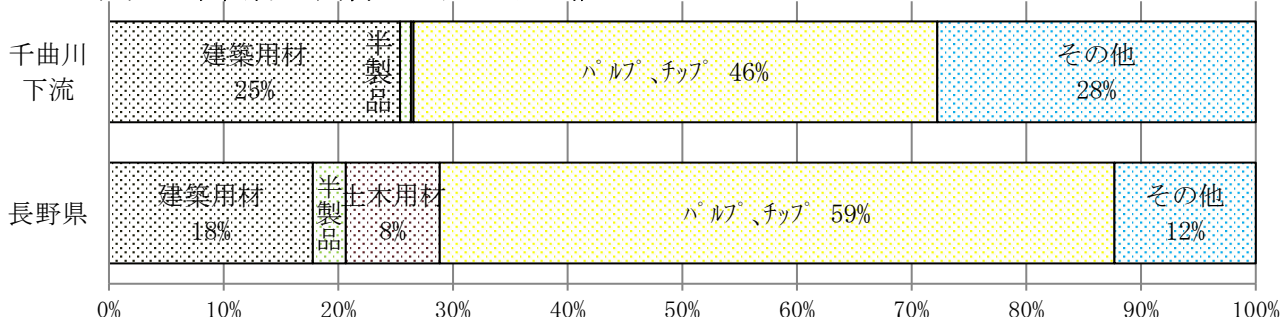
○ 令和4年素材生産量（民有林） 樹種別内訳



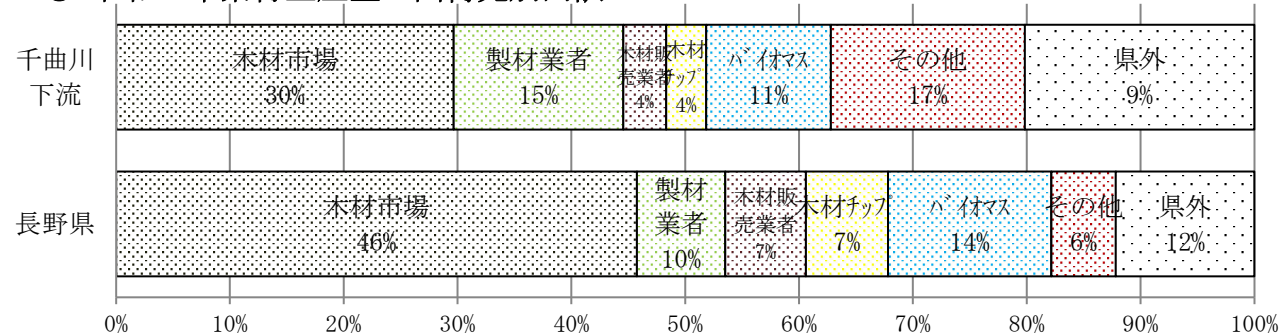
○ 令和4年製材品出荷量 樹種別内訳



○ 令和4年製材品出荷量 用途別内訳



○ 令和4年素材生産量 出荷先別内訳



(10) 木材流通及び利用

本計画区の建築用材出荷量は、製材品出荷量の25%で、第14期(13%)と比較して建築用材等の出荷量が増えてきています。木島平村にはJAS認証工場が1社あり、その他に27社の製材・加工工場があります。

長野市には、再生可能エネルギーの活用として民間企業による木質バイオマス発電施設が整備され、平成15年から本格稼働し、林地残材等の未利用材が年間約3万トン利用され

ています。

(11) 地域材の利用

地域材の利用は、地域の主要な樹種であるスギを主体に公共施設等での活用が広がってきており、近年では、飯山駅、木島平村役場、道の駅 千曲川、おやきファームのウッドデッキ、その他、地域の学校や保育園、公民館等に利用されています。

課題

- ・ 県産材の流通体制の構築・強化
- ・ 林地残材等森林資源の有効活用
- ・ 県産材製品の高付加価値化
- ・ 県産材利用の推進

○業種別事業者数

(単位：者)

区分	木材販売業	製材・加工業	木材チップ製造業
長野	24	21	1
北信	7	6	0
計	31	27	1

(12) 特用林産物

本計画区は、えのきたけ、生しいたけ等の施設栽培や木炭の生産が行われています。

中野市には、民間企業によるえのきたけの大規模生産工場があり、本県生産量の78%を占めており、県内有数の生産地となっています。

○ 令和4年度 主な特用林産物生産状況

(単位 生産量：t)

区 分	生しいたけ	なめこ	えのきたけ等	山菜類	木炭
千曲川下流	583	2907	113,123	12	456
長野県	2985	5407	145,738	47	484
県内の割合 (%)	20	54	78	38	94

(13) 林業用苗木

本計画区の林業用苗木生産者は3者で、本計画区での山行苗木の生産を始め、計画区外や県外への移出も行われています。

須坂市には県が管理するスギやカラマツの育種母樹林（米子採種園）が整備され、種子採取が行われています。令和6年度から少花粉スギの種子採取が始まり、花粉症対策苗木の生産体制の整備を進めています。

また、今後の主伐後の再生造林の拡大に向け、苗木生産の効率化、軽労化につながるマルチキャビティーコンテナを用いた育苗の取組みが行われています。

課題

- ・ 特定母樹や第二世代精英樹から採取した優良な種子の確保
- ・ コンテナ苗による育苗技術の向上と安定供給に向けた技術確立

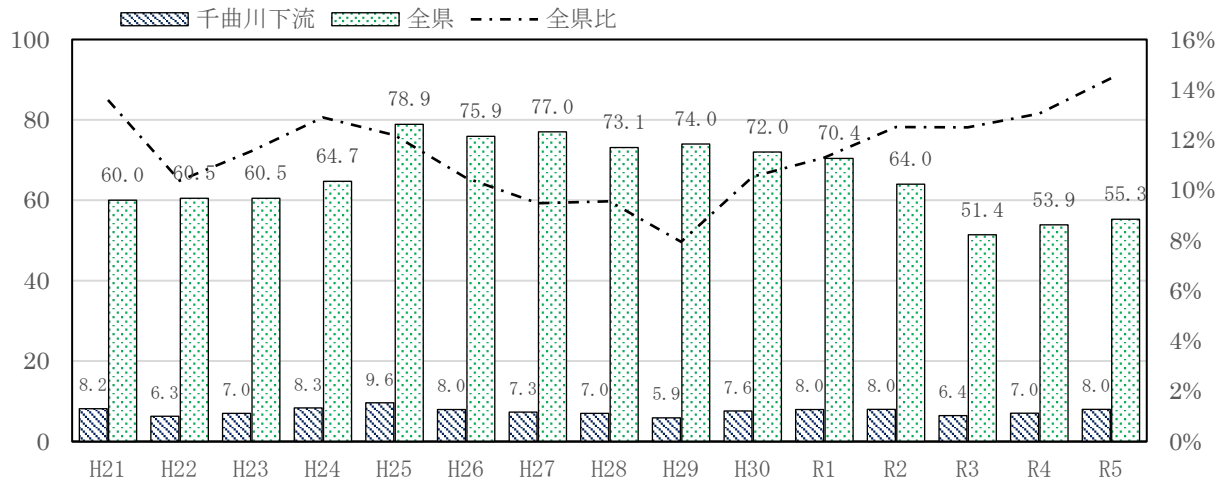
○ 林業用苗木生産量の推移 (単位：千本)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
千曲川下流	531.5	499.8	466.3	383.0	283.0
うちコンテナ	34.0	56.8	64.8	19.0	19.0
	6%	11%	14%	5%	7%
長野県	2,962.6	3,531.9	4,084.0	3,898.3	3,851.3
うちコンテナ	420.9	642.6	808.9	803.2	963.6
	14%	18%	20%	21%	25%
生産量全県比	18%	14%	11%	10%	7%

(14) 森林病虫害による被害

松くい虫被害レベルマップ等を活用した対策が進められており、本計画区では、主に被害木の伐倒駆除による被害の拡大防止対策が行われています。

○ 松くい虫被害量の推移（単位：千m³）



また、カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損が発生しており、ライフライン等に被害を及ぼすことが危惧される枯損木等の伐採が行われています。

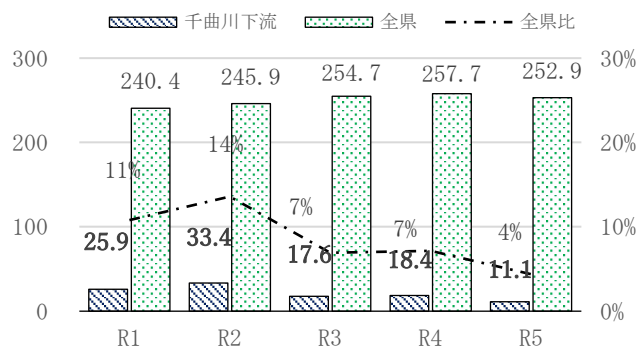
課題 ・被害地域での拡大防止、早期発見、被害材の利活用

(15) 野生鳥獣による林業被害

本計画区の林業被害は横ばいの傾向にあります。令和5年度の被害額は約1,100万円で、新植地におけるニホンジカの食害やツキノワグマの樹皮剥ぎ被害があります。

課題 ・野生獣害対策の継続と特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理
・捕獲の担い手の確保・育成

○ 野生鳥獣による林業被害額の推移（単位：百万円）



○ 令和5年度 被害額の加害獣別内訳

獣名	被害額(百万円)
ニホンジカ	8.5
ニホンザル	0
イノシシ	0
ツキノワグマ	2.6
その他	0
合計	11.1

(16) 土砂災害の対策

公益的機能の発揮が特に求められる森林において、保安林の指定や地すべり防止区域の設定、山地災害危険地区の検討等が進められています。また、平成29年に発生した飯山市

の大規模な山腹崩壊等、土砂災害の発生箇所では治山事業による計画的な復旧工事が行なわれています。

(17) 保安林の配備状況

森林法に基づく保安林指定により、立木の伐採や土地の変更等を規制し、森林を保全するための治山事業が実施されています。本計画区内では、保安林として民有林面積の14% (32,160ha) が指定されています(県平均の指定率は34%)。

(18) 森林経営管理制度の推進

森林所有者による経営管理が難しい民有林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや意欲と能力のある林業事業者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る森林経営管理制度が行われています。

本計画区の市町村では、森林・林業の専門的な知識を持つ職員の雇用や森林所有者の意向調査、集積計画の作成等により、着実に森林経営管理制度の促進を図っています。

(19) その他

ア 企業等による森林づくり

「森林(もり)の里親制度」の契約は令和5年度末時点で42件、県内外の企業や団体等、様々な主体による森林づくりへの支援や地域との交流が行われています。

イ 里山の整備

県ふるさとの森林づくり条例により認定された里山整備利用地域は令和5年度末時点で県下に115団地あり、うち長野地域17団地、北信地域6団地が認定され、里山の利活用を進めています。

ウ 多様な森林利用

飯山市、信濃町、山ノ内町及び木島平村で森林セラピー基地が認定されているほか、長野と新潟の県境に延びる「信越トレイル」、長野市や飯綱町に整備されたノルディックウォークのコース、「戸隠森林植物園・森林学習館」や「なべくら高原・森の家」など、森林と教育、健康、観光などを結び付けた様々な利活用が行われています。

エ 森林情報の活用

森林組合や信州大学等が連携し、航空レーザやドローンの写真等を活用して詳細な森林情報を把握し、これらを活用した森林調査や施業の実施、木材の生産情報の共有等を行うなど、作業の効率化と省力化を行う「スマート林業」の推進に取り組んでいます。

(図表資料：令和6年 長野県民有林の現況、令和5年度 長野県木材統計、長野県調べ)

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

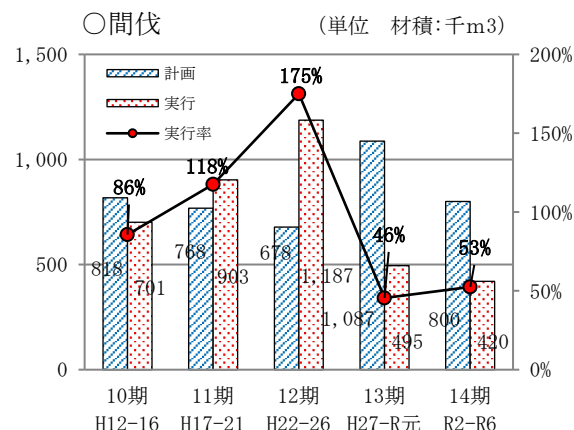
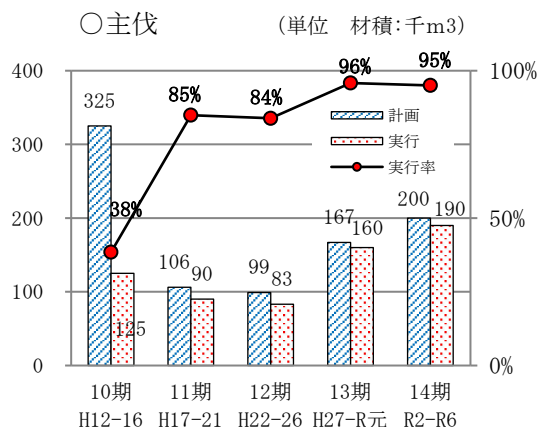
1 伐採立木材積

(1) 前計画の実行結果

(単位 材積:千m³)

総 数			主 伐			間 伐		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,000	610	61%	200	190	95%	800	420	53%

注：前計画期間は令和2～令和6年度の5か年分。実行数量の令和6年度分は見込値を含む。



(2) 評価

人工林の本格的な利用期を迎え、主伐は概ね計画を達成し、間伐は保育間伐から搬出間伐に移行が進み実行率は半分程度となりました。この結果、伐採立木材積の総量は、令和6年4月に見直された全国森林計画での本計画区の計画量の約6割となりました。

今後は、更に森林資源の循環利用を図っていくため、森林の集約化や境界明確化を進め、施業の効率化や再造林の低コスト化を更に推進していく必要があります。

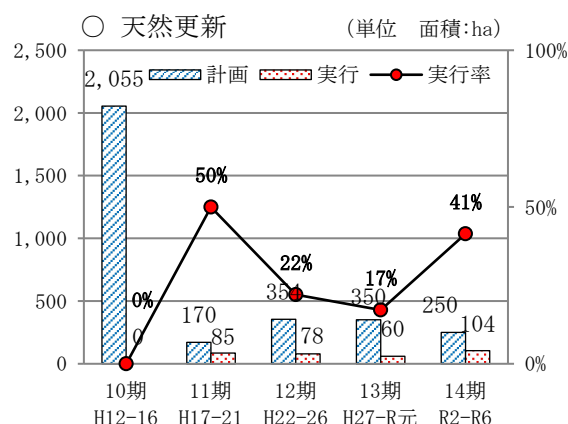
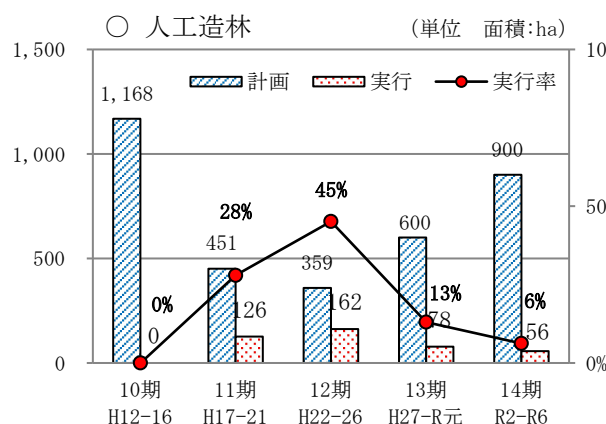
2 造林計画面積

(1) 前計画の実行結果

(単位 面積:ha)

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,150	160	14%	900	56	6%	250	104	41%

注：計画期間の考え方は、第2 1 (1)の注釈に同じ。



(2) 評価

天然更新を含めた造林計画面積の実行率は低位となりました。

持続可能な森林づくりには、伐採跡地での造林と天然更新の更新確認を計画的に行う必要があります。

○ 造林計画について

伐採及び伐採後の造林の届出書（以下、伐採届という。）が令和4年度に様式が改良され、伐採後の造林に係る森林の状況報告及び伐採後の森林の状況の報告が義務付けられました。様式が改良された伐採届の2ヶ年の状況を基に本計画区での再造林率等を算出すると、主伐後の転用や線下伐採を除き、森林として維持する林地36haでの人工造林率は15ha（42%）、天然更新を含めると26ha（71%）となっています。この数値は主伐後の翌年度以降に造林する場合や、天然更新区域においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新完了基準を満たしているかどうかを確認する林地が含まれていることから、着実な造林が実施されるよう市町村と連携して確認してまいります。

3 林道等（林道、林業専用道、森林作業道）の開設及び拡張の数量

(1) 前計画の実行結果

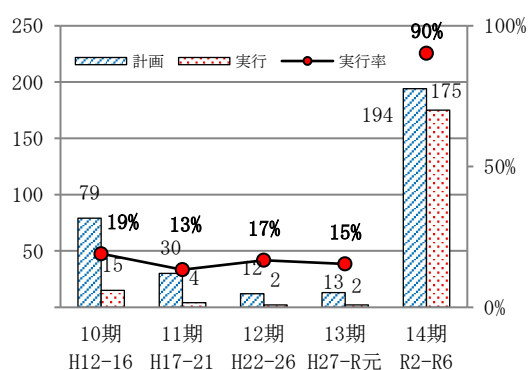
（単位 延長：km）

区 分	開設 （新設＋改築）			拡張 （改良＋舗装）		
	計 画	実 行	実行率	計 画	実 行	実行率
延長	194	175	90%	27	2	7%
うち林道・林業専用道	14	2	14%	27	2	7%

注：計画期間の考え方は、第2 1 (1)の注釈に同じ。

○開設

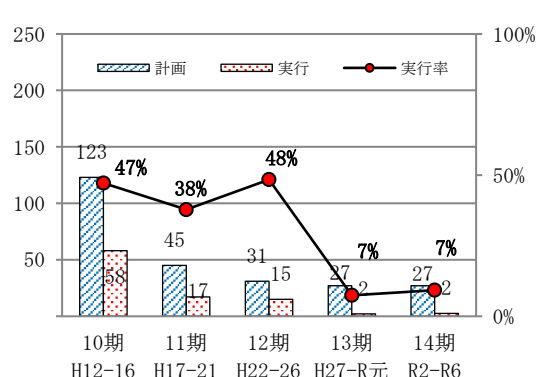
（単位 延長：km）



※ 14期から森林作業道を含む

○拡張

（単位 延長：km）



(2) 評価

今期における林道等の開設延長は、材の搬出等に用いる森林作業道の延長が大きく伸び、計画数量を概ね達成できました。一方、林道等での拡張は低位の実績となっており、今後の主伐に伴い材の搬出に支障となるカーブ等での拡張や改良、舗装等が必要な場所に対する県の支援を行ってまいります。

4 保安林の指定又は解除の面積

(1) 前計画の実行結果

(単位 面積:ha)

種 類	指 定 令和6年度末総面積			解 除 令和2～6年度の合計		
	計 画	実 行	実行率	計 画	実 行	実行率
総数(実面積)	36,261	31,890	88%	—	3.3	—
水源涵養 ^{かん}	19,639	18,839	96%	—	0.2	—
災害防備	13,807	13,111	95%	—	3.0	—
保健風致	1,743	1,707	98%	—	0.1	—

注) 1 : 計画期間の考え方は、第2 1 (1)の注釈に同じ。

2 : 複数の種類で指定される保安林があるため、内訳と総数は一致しない。

(2) 評価

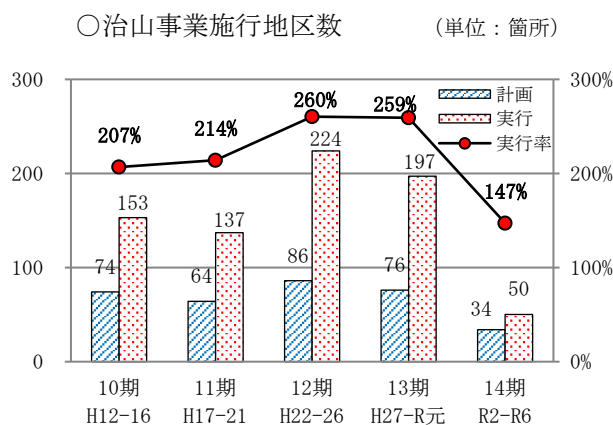
公益的機能の確保が必要な森林において保安林の指定を推進し、おおむね計画どおりに指定が行われました。引き続き、公益的機能の発揮が特に高く求められる森林において、保安林指定と公益的機能が高度に発揮されるよう適切な管理に取り組んでまいります。

5 治山事業

(1) 前計画の実行結果

区 分	計 画	実 行	実行率
治山事業施行地区数	34 箇所	50 箇所	147%

注 : 計画期間の考え方は、第2 1 (1)の注釈に同じ。



(2) 評価

近年の災害発生箇所等、緊急性の高い箇所を優先して事業を実施し、計画を達成しました。今後も災害の発生が懸念される山地災害危険地区等において、治山事業の実施に取り組んでまいります。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

これまでも森林が有する多面的機能*を持続的に発揮させるため、森林計画制度等に基づく適正な管理や木材生産を主目的に適宜に行う森林整備に取り組んできました。

森林は、2050年のカーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの主な吸収源や炭素固定の役割、山村地域での経済活動を通じた社会の持続性や生物多様性等も高く求められています。森林を適正（健全）に保つ取組みは、一つの目的達成だけではなく様々な波及効果や相乗効果を生み出します。

このような機能を有する多様な森林がバランス良く形成されるよう地域の特性や森林の現況を踏まえたゾーニング設定を基に、新しい林業の展開、木材産業の競争力の強化等も重要になっています。

こうした状況を踏まえ、「長野県ふるさとの森林づくり条例」による森林づくりの基本理念や目指す森林の姿に向けた基本的な考え方を整理し、本計画における重点項目を「長野県森林づくり指針」の施策体系に沿って着実に取り組んでまいります。

（※ 多面的機能：国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、生物多様性の保全、木材の供給等の多様な恩恵 等）

【参考：長野県森林づくり指針 森林づくりを進めるための具体的な方策 施策の体系】

基本目標 森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし

基本方針 県民の暮らしを守る森林づくり

- ① 森林整備の推進
- ② 災害に強い森林づくりの推進
- ③ 集積・集約化等による適切な森林管理の推進
- ④ 野生鳥獣対策の推進

基本方針 持続的な木材供給が可能な森林づくり

- ① 適正な主伐と計画的な再造林の推進
- ② 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化
- ③ 林業の生産性の向上
- ④ 県産材の安定的な供給体制の確立
- ⑤ 様々な用途での県産材需要の拡大

基本方針 県民が恩恵を享受できる森林づくり

- ① 森林の多面的利活用の推進
- ② 森林等に関わる多様な人材の育成
- ③ 多様な主体による森林への関わりの推進

【施策を進める上での重要な視点】

森林のゾーニング 森林の二酸化炭素吸収量の確保
林業・木材産業の振興 担い手確保 イノベーション創出

1 県民の暮らしを守る森林づくり

(1) 森林整備の推進

ア 重視すべき機能に応じた森林整備の推進

水源かん養機能、山地災害防止機能など森林の公益的機能の高度発揮をめざす森林や、林業経営に適した森林といった木材生産機能の高度化をめざす森林といったゾーニングを明確にし、それぞれの機能を高度に発揮させるために必要な森林整備を推進します。

特に、林業経営に適した森林については、市町村森林整備計画において定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を中心に位置付けることとし、市町村と協力しながら適切なゾーニングを行い、主伐後の再造林を進めます。

イ 実効性の高い森林計画の策定の推進

森林経営計画の策定を促進し、間伐や主伐・再造林などの森林施業の計画的な実施により森林の有する多面的機能の十分な発揮を図っていきます。

森林経営計画に関しては、市町村有林や財産区有林、生産森林組合等の団体有林等、大規模森林所有者の計画や、林業事業体が森林経営受委託契約により森林所有者に代わって立てる林班計画、区域計画について、制度の周知を図りながら策定を促進していきます。

ウ 間伐等の推進

これまで間伐が必要であった森林が徐々に高い齢級にシフトすることを踏まえ、重視すべき機能に応じた施業が適期に実施されるよう、防災減災等により必要な森林において計画かつ効果的な間伐等の実施を推進します。

エ 針広混交林化等の推進

林業経営に適した森林以外の人工林のうち公益的機能の高度発揮をめざす森林では、過去の災害履歴や自然条件等に応じて、治山事業や森林経営管理制度に基づく整備等により複層林化や長伐期化のほか、成長した樹木の抜き伐り（択伐や更新伐等）による針広混交林化を推進するなど、多様で健全な森林へと誘導を図ります。

特に、針広混交林化に当たっては「長野県針広混交林施業指針（平成 17 年（2005 年））」や「災害に強い森林づくり指針（平成 20 年（2008 年））」、「森林経営管理制度市町村業務マニュアル（令和 3 年（2021 年））」等を活用しながら、技術的な支援を行います。

オ 生物多様性の保全や環境等に配慮した森林整備

優れた自然環境を有する森林や奥山の天然林等については、生物多様性の保全に配慮した森林の管理を推進します。特に貴重な動植物等が生息・生育する森林においては、それらの保護・管理に資する適正な森林の保全を図ります。

また、里山については、生物多様性保全等の機能確保に配慮しつつ、地域住民等を含めた適正な整備及び利用を推進します。

国際的な森林認証制度（SGEC 等）などの認証森林の普及・啓発を通じ、その推進を図ります。

鳥獣害防止施設の整備等を含む森林整備で使用する資材については、環境負荷が少ない素材の活用が図られるよう取り組みます。

景観形成等に配慮が必要な森林については、森林の適切な維持管理の一環として、観光

地の魅力向上のための景観整備を推進します。

ライフライン沿い等の森林や河畔林では、森林所有者、施設管理者、市町村及び県の役割分担のもと、危険木の除去などの森林整備を進めます。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 適地適木・適正管理による森林づくりの推進

災害から人々の暮らしを守るため、特に直下に集落等の保全対象を控えるといった山地災害防止機能を重視する森林においては、「災害に強い森林づくり指針」に基づき、崩壊防止や災害緩衝に資する森林の整備を進めるなど、適地適木・適正管理を基本とした災害に強い森林づくりを推進します。

航空レーザ測量データを用いた CS 立体図による地形や林況の解析、干渉 SAR 解析による地すべりや深層崩壊の兆候の把握等、最新技術を用いて危険な箇所や要整備林分の抽出を行い、事前防災対策を進めていきます。

イ 治山事業等による流域の防災機能の向上

災害に強い森林づくりを進めるにあたっては、治山事業や造林事業等の公的な森林整備事業を導入し、適正な立木の密度が保たれた針広混交林や広葉樹林の整備を進めるほか、必要に応じて治山施設の整備を行い、流域の防災機能の向上を図ります。

近年の大規模な河川氾濫災害を契機とした「流域治水」の取組と連携しつつ、森林の浸透機能・保水機能の維持・向上を図るため、山地災害危険地区等において、森林整備と筋工・柵工等の設置を面的、一体的に進めていきます。

治山施設の効率的な機能強化・老朽化対策により、長寿命化を推進します。

ウ 地域ぐるみの防災体制の整備

事前防災対策（ハード）と関係機関との連携や住民への周知（ソフト）を組合せた減災対策を進めていきます。

災害に強い森林づくりを進めるにあたっては、行政機関による公的な取組に加え、地域の防災力を高める取組が重要であることから、県が認定し災害の兆候等の早期発見や災害情報等の迅速な収集活動等を行う「山地防災ヘルパー」の活動や、地域の防災活動の一翼を担う取組に対し、研修会の開催や活動に必要な用具の提供等により支援を行います。

エ 森林病虫害被害の防止

松くい虫被害対策では、松くい虫被害レベルマップを活用し、被害の進行度合いに応じた防除対策をパッケージで講じることなどにより、効率的かつ効果的な対策を推進します。

また、森林病虫害による枯損木をバイオマス燃料等に活用する取組を推進します。

オ 保安林の指定等による森林の保全

保安林については、森林の公益的機能の発揮のため森林所有者の理解を得ながら指定を推進し、適正に管理します。また、森林の乱開発を防止するため、林地開発制度を関係法令に基づき適正に運用します。

(3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進

ア 管理主体の明確化と適正な管理の推進

適正な森林管理を進めるためには、森林所有者や地域住民等の合意形成を図りつつ、最も適切な今後の森林管理のあり方を検討し、それぞれの管理手法に基づいて、管理主体が責任を持って森林を管理していくことが必要なことから、それぞれの森林について、林業事業体や市町村、地域も含めた管理主体の明確化を図るための取組を推進します。

イ 林業事業体や市町村、地域による管理や集約化等の推進

手入れや管理がなされていない不在村者が所有する森林等が増加していることから、森林経営管理制度の活用や林地台帳の整備により森林所有者等の特定作業を進め、市町村及び地域が主体となって協働して集積・集約化を図る取組を推進し、今後の適切な経営管理につなげていきます。

林業経営に適した森林では、森林所有者または林業事業体が策定する森林経営計画や、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権配分計画策定の促進により、林業経営の効率化を進めます。

地域住民等が触れ合う里山については、多面的な利用により整備・保全等が図られるよう、地域主体の森林管理を進めます。

ウ 森林情報の高度利用の推進、所有界の明確化の推進

リモートセンシング技術や森林 GIS の活用による森林情報の高度利用を図るとともに、農業関係機関との連携による非農地判断を行った土地を把握し、森林化した耕作放棄地等の森林への編入を推進します。

市町村による地籍調査や林地台帳の整備を促進し、取組に必要な林務関係の技術者等に関して、市町村に対し人的な支援を進めていきます。

(4) 野生鳥獣対策の推進

ア 野生鳥獣の生息や集落等への出没を考慮した森林環境の整備

針広混交林化や広葉樹林化等による野生鳥獣の生息に適した環境づくりを行うとともに、計画的な野生鳥獣の保護管理を推進します。

野生鳥獣が集落周辺に出没しにくい環境を目指して、里山と集落の間の緩衝帯の整備等の生息環境対策を推進します。対策に当たっては、加害個体の特性に応じた適切な捕獲対策、侵入防止柵の設置等の防除対策とともにパッケージで取り組み、人と野生鳥獣との共生を目指します。

イ 農林業被害の軽減

農林業被害に対しては、野生鳥獣被害対策チームによる被害集落に対する技術支援等を継続するとともに、ICT や生息状況等のモニタリング結果を活用した効果的な被害対策を推進します。

樹木のはく皮被害が想定される箇所について、被害防止施設の設置に対する支援等を通じ、被害の効果的な未然防止対策を図ります。

ウ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟に興味のある一般の方や経験が少ない狩猟免許所持者を対象としたイベントや体験会の開催支援等により、捕獲の担い手の確保を図ります。

また、地域の捕獲者が参加し ICT の活用等を体験できる事業の実施等を通じて、効率的な捕獲技術の普及・定着を図ります。

エ 野生鳥獣の持続的・効果的な捕獲に向けたジビエ利活用の推進

ジビエについて、効果的な捕獲や捕獲個体の回収方法の検討のほか、最新の衛生基準等に適合するよう、食肉加工施設への継続的な指導や、地域でのジビエ生産体制の構築を進めます。

県内外で「信州といえばジビエ」と連想してもらえよう、飲食店、観光関係者と連携した取扱店舗の充実や情報発信等により、ジビエ関連製品の一層の販路・需要拡大を推進します。

2 持続的な木材供給が可能な森林づくり

(1) 適正な主伐と計画的な再造林の推進

ア 適正な主伐と主伐後の再造林の推進

林業経営に適した森林において、段階的に主伐・再造林が進むよう、市町村とも連携し、林業事業体や森林所有者の理解を得ながら進めます。災害リスクの低減に加え、景観面への配慮など周辺環境との調和を図るため「長野県主伐・再造林推進ガイドライン」に適合した主伐を推進します。

再造林については、伐採から造林の一貫作業システムによる効率化や、低密度植栽・成長等に特定母樹由来の成長等に優れた苗木の植栽等の新しい省力化技術の導入に向けて林業総合センター等による研究や実証試験を推進します。

イ 適切かつ効率的な更新施業の推進

主伐後の再造林については、適地適木に基づき実施するとともに、省力化にも十分配慮しながら再造林後の保育作業を着実に実施し、更新施業を推進していきます。

ニホンジカ等の野生鳥獣による造林木への被害を進行させないために、捕獲対策、防除対策を適切に組み合わせた効果的、効率的な対策を実施していきます。

上記によらず、天然更新等を行う森林では、確実な更新が図られるよう、技術的な支援も含め市町村と連携しながら取り組んでいきます。

ウ 優良苗木の安定供給の促進

採種園の造成管理等により、特定母樹由来の成長等に優れた苗木の種子を安定供給します。

長野管内には、須坂市にスギの育種母樹林及びカラマツの特定母樹の採種園を整備しています。令和6年度からは、少花粉スギのミニチュア採種園からの種子採取が始まり、令和8年度から花粉症対策スギ苗木として出荷予定で、その後のスギの県内需要は、花粉症対策に資するスギによる供給が可能となる見込みです。

また、林業総合センター等による育苗技術の普及により、今後利用が拡大するコンテナ

苗によるカラマツ等の優良な苗木の生産を強化します。

県山林種苗需給協議会等の苗木生産者と苗木需要者との調整により、段階的に増加が見込まれる苗木の需要に適切に対応します。

エ 地域の特性に応じた森林づくり

希少性から比較的高価格で取引される例もある広葉樹材や大径材について、広葉樹林整備や長伐期施業などの地域の特性に応じた森林づくりを通じて、関係者と連携しながらその育成を進めていきます。

(2) 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化

ア 林業就業者の雇用環境の改善等

森林の適切な保全と森林資源の持続的な利用を将来にわたって支える林業就業者の確保と育成を図るため、林業事業体における他産業並みの賃金や雇用環境への改善、生産性の向上、事業の合理化、経営力の向上等の取組を推進します。

他産業に比べ高い発生率となっている労働災害の防止を図るため、訓練機会の確保や経験や職責等に応じた体系的な労働安全教育と指導者の育成等により、安全対策の強化に取り組めます。

女性を含む多様な人材が林業を選択し働き続けられるよう、就業希望者と既就業者との交流機会の創出や、作業方法や安全対策の配慮、それぞれ就業者のワーク・ライフ・バランスが実現できる就業環境の整備を促進します。

生産性の向上と安定的な事業量の確保により、一人当たりの生産量を増加させるとともに、就業者のスキルアップ等による事業量の変動や複数の工程への対応、林業におけるキャリアパスの定着、他産業との連携促進等により、所得の増加を図ります。

イ 新規就業者等の確保・育成

林業の認知度の向上、移住や転職等の多様な人材や働き方の受け入れ等により、林業の関係人口の裾野を拡大し、新規就業者の確保に取り組めます。

主伐・再造林の加速化に向け、素材生産技能者が伐採にできるだけ専念できるよう作業の専門化を進めるため、植栽や下刈等の保育従事者の確保と育成に取り組めます。

ウ 多様な人材の育成と活用

小規模事業者については、地域の森林へのニーズに柔軟に対応できることから、他産業との兼業や林福連携の促進等により、多様な人材の活用を図ります。

地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、多様な人材を確保するとともに活躍できる仕組みづくりを市町村と連携して進めます。

また、地域住民や森林ボランティア団体、林業士・林業研究グループ、森林の利活用に取り組む団体等との連携により林業への多様な関わりを促進するとともに、地域の林業人材が安全作業の指導的な役割を担うなど、多様な人材による森林づくりを推進します。

エ 森林プランナーや高度な技術者の養成

効率的な森林管理や木材生産に取り組む森林施業プランナー及び森林経営プランナーの育成や、オペレーター等の技術者養成の取組について、経験や習得している知識・技術に

応じ体系化して継続するとともに、現場で活躍する森林施業プランナーと林業普及指導員・市町村職員との連携を強化します。

ICT や AI を活用した林業機械のオペレーターの育成に取り組みます。

オ 林業事業体の役割の重点化

労働力が不足する地域や季節において、林業事業体の相互連携による労働力の流動化と林業機械の稼働率向上の取組により、就業機会と一人当たりの生産量の増加を図ります。

地域の森林づくりの担い手の中心となる森林組合について、施業地の集約化や森林経営計画の策定の率先実施、多様な連携手法の導入や販売力の強化等による経営基盤の強化を図ります。

小規模事業者について、危険木の伐採や中核的な担い手と連携して保育作業を担うなど、関係機関との連携を促進します。

カ 森林環境教育、林業教育の推進

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、子どもの成長に応じた、学校等での森林環境教育や林業教育を推進するとともに、社会人や地域人材への森林・林業の生涯教育の推進に取り組みます。

林業の認知度の向上や、林業におけるキャリアプランの提示等により、未来の林業就業者となり得る若年層への林業の関心の向上を図るとともに、職業を意識する中学校段階での林業職業教育や、高校における林業の基礎教育の充実を図ります。

(3) 林業の生産性の向上

ア 高性能林業機械の導入による生産性の向上

高性能林業機械の導入促進に加え、これまで導入されている林業機械の稼働率向上や効果的な活用による生産性の向上につながる取組を支援します。

既存の林業機械の能力をフルに発揮させ、収穫から造林・育林コストの縮減に向けた「一貫作業システム」や「機械地拵え」を推進します。

国有林の持つ造林作業の省力化や低コスト木材生産のノウハウについて民有林への定着を図ります。

イ 林内路網の整備推進

林業経営に適した森林を中心に、林道と森林作業道等を適切に組み合わせた路網の整備を推進します。

災害に強い路網を目指し、路網の強靱化・長寿命化を図るとともに、「長野県森林作業道作設指針」及び「長野県森林作業道作設マニュアル」に基づく森林作業道の開設を推進します。

より効果的で効率的な森林管理を目指し、森林路網のデジタル情報整備を推進します。

ウ 林業 DX による森林情報の高度利用、スマート林業の推進

リモートセンシング技術や森林 GIS の活用による森林情報の高度利用を図ります。

また、森林施業や管理を進めるため、樹種、面積、林齢、施業履歴等の必要な森林情報のオープンデータ化を更に進め、効率的な森林施業や森林管理に繋がります。

森林を管理するための社会基盤である森林路網について、GIS や GNSS 等を活用し、精度の高いデジタル情報として整備し、森林・林業関係者がお互いに情報を共有する仕組みを構築します。

航空レーザ測量データを用いた CS 立体図による地形や林況の解析、干渉 SAR 解析による地すべりや深層崩壊の兆候の把握等、最新技術を用いて危険な箇所や間伐など防災上、手入れが必要な森林の抽出を行い、事前防災対策を進めていきます。

林業事業者による高精度 GNSS 等を用いた現地測量や、ドローンを用いた苗木やシカ柵等の運搬、林業機械の遠隔操作など新たな技術の普及を行い、業務の省力化を推進します。

農林業被害等、県民の生活に影響をおよぼす野生鳥獣による被害に対して、ICT やモニタリング結果を活用した効果的な被害対策を推進します。

ICT や AI を活用した林業機械のオペレーターの育成に取り組みます。

スマート林業による資源管理・生産管理技術（ICT を活用した需給マッチングシステム）の定着とシステムユーザーの拡大を図ります。

エ 地域特性等を踏まえた林業の推進

県内での利用が減少している架線系作業システムについて、地理的な条件等から、改めて活用に向けた見直しと技術継承を進めていきます。

素材としての付加価値を高めることに加え、地域ごとに森林の立地条件（斜度や傾斜方向等）等による木材の強度特性を把握することを検討します。

原木の安定供給と伐採後の再生林の確実な実行を通じた森林の持続的経営を図るため、原木需要者等の関係者による再生林支援の仕組みを検討します。

地域における林業・木材産業の活性化を目指し、地域内の経済循環に取り組む地消地産型の林業を再評価していきます。

(4) 県産材の安定的な供給体制の確立

ア 安定的な木材生産体制の整備

間伐から主伐・再生林への転換により、生産性の向上と事業量の安定的な確保を図るとともに、高性能林業機械の稼働率の向上等により一人当たりの木材生産量を増加させます。

主伐後の再生林を確実に進めるための保育事業者の確保に向け、他分野との兼業等、多様な働き方や、多様な人材の受け入れを進めます。

森林資源の有効利用を図るため、林地残材等の効率的な集材のための技術の再構築（架線技術のグレードアップ、機械地拵え（バケット・グラップル）の定着等）を進め、建築用の良質材から林地残材まで幅広く生産できる体制を整えます。

イ 県産材の流通体制の構築（垂直・水平連携の仕組みづくり）

県内の木造住宅需要等に確実に県産材を供給するための川上・川中・川下における地域密着型の連携の仕組みづくりや、県外の分譲住宅等のまとまった需要を開拓していくための川上から川下までを垂直的に繋げる流通の仕組みを構築します。

県内外の非住宅建築物等の大規模な需要等に対応するため、製材工場等が同一規格の製品を共同で出荷するような水平連携の仕組みづくりを進めます。

本計画区は、木島平村に JAS 認証工場があり、計画区内外の製材工場との連携による JAS

認証製品の安定供給を図り、県内外の非住宅商業施設等のまとまった需要に対応できる体制の構築を進めてまいります。

ウ 県産材の流通体制の構築（原木の需給調整機能の拡充）

いわゆるウッドショック等による国際的な木材需給の変動に左右されず、県内の製材工場等が必要とする原木を安定的に供給していくため、県内の原木市場の機能を最大限生かしつつ、素材生産業者等が計画的に原木を供給することが可能となる市場等の需給調整機能の構築を目指します。

エ 県産材の加工流通体制の整備（地域内経済の好循環の構築）

県産材の加工流通体制について、地域の木造住宅需要等に的確に対応するために必要な高付加価値化・高効率化・品目転換等や、県外に分譲住宅や非住宅商業施設等のまとまった需要を開拓するために必要な供給力向上・規模拡充・低コスト化・高度加工処理等の施設整備を、木材産業の動向を踏まえて促進します。

木材産業の経営体質の強化等を図るために必要な資金融通制度等を国と連携して充実します。

オ 森林資源の有効活用（製紙用・木質バイオマス用等）

主伐等により発生する林地残材等の未利用材や枝葉、森林病虫害被害材等を、製紙・木質バイオマス用として活用するため、未利用材等の効率的な搬出方法を実践的に構築し、チップ化等による製品化を促進します。

カ 県産材製品の高付加価値化等の促進（JAS 製品等の製造・出荷体制の強化）

JAS 認証を取得した製材工場を中心として、今後見込まれる非住宅分野における需要等に対して県内製材工場が連携して JAS 認証製品を供給していく仕組みづくりを進め県産材製品の高付加価値化等を図ります。

県内の木造住宅需要に対し、高品質・高規格な県産材製品を提供していくため、県独自の取組である「信州木材認証製品制度」により、林業総合センターと連携し、認証工場の技術向上等を促進します。

これまで木材が使われてこなかったマーケットを視野に入れた、県産材製品の高付加価値化につながる製品開発や販路開拓を促進します。

非住宅分野で今後需要拡大が見込まれる CLT の県産材ラミナを地域の製材工場が連携することによりロットを取りまとめて供給する取組を推進します。

キ 新製品等の研究・開発の推進及び統計分析による課題抽出

信州ウッドコーディネーターから得られた市場等の様々なニーズを分析し、林業総合センターや企業等の関係者が連携して取り組む試験研究や製品開発を促進します。

信州カラマツの人工乾燥技術や強度性能評価技術の向上に向けた林業総合センターによる試験研究の充実や人工乾燥材の製造技術等の普及啓発等に取り組みます。

木材産業の実態把握に努め、短期的・中長期的な課題の抽出を適時的確に行うための木材市況調査及び木材流通調査を継続的に実施するとともに国の統計等を活用していきます。

海外先進地域の先端技術等を参考に、本県に適した木材生産技術等を研究します。

(5) 様々な用途での県産材需要の拡大

ア 県産材を利用した住宅建築等の推進

環境への負荷が少なく、高い断熱性能を有する信州健康ゼロエネ住宅の普及により、県産材利用を推進します。

外材高騰など木材調達の不透明さから、これまで県産材を使っていなかった工務店等の需要者と県産材を加工する製材業者との新たな関係構築を促進します。

工務店や建築士等の意見を製材工場や林業事業体にフィードバックし、木材製品の製造や出荷、原木の生産等の課題解決につなげます。

イ 非住宅分野での県産材利用の推進

「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、公共施設や民間施設での県産材利用を推進します。

子どもたちが直接木に触れる機会を創出し、木の文化を育む担い手づくりを進めます。

先駆的な技術の普及啓発により、低～高層建築物における県産材の需要拡大につなげます。

公共建築物・公共土木施設への木材利用の取組事例を集約し、情報発信するとともに、木造化・木質化に関係する建築基準法などの法令等を整理し、関係機関等へ情報提供します。

ウ 大消費地における販路の開拓

信州ウッドコーディネーターの配置等により、首都圏等の大消費地をはじめとする県内外の様々な分野への営業を拡充し、木材需要の掘り起こしを進めます。

都市部の市区町村に配分される森林環境譲与税を活用した公共施設の木造化等の情報等を的確につかみ、集成材等や内装材等の長野県産の木材の強みを生かした営業を展開します。

エ あたりまえに木のある暮らしの実現

脱炭素社会の実現に向け、暮らしに身近な用具等を、石油由来の素材等から木製品へ転換させるウッドチェンジの取組に関する製品開発や市場開拓等を促進します。

子どもから大人までが木に親しむことができるよう、木工芸品や家具・建具・玩具等の木製品を普及します。

都市部で暮らす県民等にも森林の大切さや木を使うことの意義を普及啓発していくため、多くの県民が利活用する市街地の施設等の木造化・木質化を進めます。

オ 木質バイオマスの利用促進

県産材の木質バイオマス利用に当たって、まずは、製材用等の素材としての利用を推進し、その過程で発生する主伐等における未利用材や枝葉、森林病虫害被害材等について、森林資源の有効活用の観点から熱や発電用の燃料としての利用を進めます。

地域住民による各地域内での木質バイオマス利用の取組が進むよう、地域内エコシステム等による木質バイオマスの熱利用を行う仕組みを普及します。

県民が直接、脱炭素社会の実現に貢献できる木質ペレットの利用拡大に繋がるペレット

ストーブ等の導入を促進するなど、身の回りの木質バイオマス利用を波及させるよう普及啓発していきます。

カ 新たな木材利用に向けた調査・研究の推進

脱プラスチックや脱炭素社会実現等の観点から、木材に関する様々な技術開発等の情報収集に努め、新しい需要の創出を試験研究等により促進し、県内で取組可能な技術等を普及していく取組を、関係者と連携しながら進めていきます。

キ 信州木材認証製品等の普及

信州木材認証製品の普及に加え、森林認証木材や JAS 製品の情報発信に努めます。

3 県民が恩恵を享受できる森林づくり

(1) 森林の多面的利活用の推進

ア 森林サービス産業の推進

山村地域における経済循環や関係人口の増加をめざし、様々なアイディアで森林を活用したビジネスを展開する森林ベンチャーの支援などにより、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」の取組を推進し、その振興を図ります。

森林サービス産業に関する情報の集積・発信や人材育成を担うプラットフォームへの参加を促進するとともに、地域の主体的な取組を支援します。

イ 県民が広く親しめる里山づくり

これまで地域住民が自ら整備に取り組んできた里山の質を向上させ、多くの県民や県外から長野県を訪れる方が気軽に利用できる「開かれた里山」の整備と仕組みづくりを推進します。

ウ 特用林産物等の生産の振興

きのこや山菜等の特用林産物の地元食材を観光や健康分野でも活用する仕組づくりを進めるとともに、林業総合センター等の試験研究機関と連携しながら、精油等の新たな森林資源活用に向けた取組を進めます。

しいたけ等原木栽培を「食育」や「森林環境教育」のツールとして学校等で活用する取組を促進します。

ジビエについて、効果的な捕獲や捕獲個体の回収方法の検討により、ジビエ等としてできるだけ利用することを進めるほか、最新の衛生基準等に適合するよう、食肉加工施設への継続的な指導や、地域でのジビエ生産体制の構築を進めます。

(2) 森林等に関わる多様な人材の育成

ア 多様な地域人材の育成

林業士等地域林業の中核的リーダーのノウハウを活かしながら森林ボランティア等の安全指導を支援します。

比較的容易な保育事業で他分野の人材を受け入れるなど、林業における多様な働き方を推進します。

特用林産物の活用や森林空間を利用した「森林サービス産業」等、山村地域の交流人口の増加により、森林と関わる多様な人材を育成します。

里山リーダーや林業士など、地域の里山管理や零細な森林所有者の取りまとめを担える地域人材の育成と掘り起こしに取り組みます。

イ 林業の認知度向上

職業としての林業の関心を高め、林業の就業希望者の裾野を広げるため、広報活動、学校教育等の機会を通じ、森林・林業の多面的な役割や林業就業者の重要性、林業の魅力について、若者を含めた県民の関心及び理解を促進します。

ウ 人材の育成・定着の促進

林業への就業相談から就業前研修、就業後のフォローアップを含めた体系的かつ段階的な人材の育成と移住や転職等による山村地域の定住促進を進めます。

小規模事業者については、地域の森林へのニーズに細やかに対応できることから、他分野との兼業や林福連携の促進、多様な人材の活用を図ります。

(3) 多様な主体による森林への関わりの推進

ア 多様な整備手法の推進、都市住民等との交流の推進

カーボンニュートラル、SDGs 時代を見据え、企業の森林整備に対するニーズは今後も堅調に推移すると予想されることから、引き続き企業と連携した森林整備を進めるとともに、整備による二酸化炭素吸収量の評価・認証制度を推進します。

都市部と県内市町村の連携を図りながら、都市部の森林環境譲与税を県内の森林整備等に活用いただく取組を推進します。

適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証し、県内外の企業等に販売することができる J-クレジット制度について、県有林での活用に加え、市町村の公有林等での導入を促進します。

イ 地域ぐるみの取組の推進

地域住民が主体的に行う里山整備を促進するとともに、森林の多面的利活用を推進することで、豊かな「里山暮らし」の創出や、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。

ウ 森林ボランティア活動等の推進

林業研究グループや森林ボランティア団体等が地域の森林づくりを「安全」に進めるための技術習得の機会を提供します。

ボランティア団体等が継続的な活動に取り組めるよう、森林を活用した様々な「森林サービス産業」の掘り起こしと、参入促進を図ります。

エ 森林環境教育の推進

森林環境教育のフィールドとして、学校林のみならず県民の森や里山整備利用地域等の身近な森林の活用を進めます。

地域林業の中核的リーダーである林業士等が、子どもたちの林業体験等において指導するといった活躍の場づくりを進めます。

みどりの少年団の活動や小中学校における学校林を活かした活動等を通じて、青少年の

森林を守り育てる意識を養うための森林環境教育の取組を推進します。

信州やまほいく認定園の活動フィールド整備等を通じ、子どもたちが森林の中で安全に自然体験活動ができる環境の充実を図ります。

オ 身近なみどりづくりの推進

2050年カーボンニュートラルの実施に向け持続可能な社会の構築や、都市防災においてみどりの持つ多様な機能の活用を図る観点から、「まちなかグリーンインフラ」を推進します。

多くの県民が親しめる身近な「みどり」づくりを推進するとともに、みどりの大切さへの理解の醸成を図ります。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位 : ha)

区 分		面 積	
長野管内	長野市	41,410	
	須坂市	8,335	
	千曲市	6,919	
	坂城町	3,597	
	小布施町	254	
	高山村	7,553	
	信濃町	5,255	
	飯綱町	3,606	
	小川村	4,255	
	計	81,182	
北信管内	中野市	4,583	
	飯山市	9,741	
	山ノ内町	17,862	
	木島平村	2,546	
	野沢温泉村	3,178	
	栄村	11,294	
	計	49,202	
計画区総数		130,385	

注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川下流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、長野地域振興局、北信地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 増減面積が1ha未満の場合、備考に0haにて記載とする。

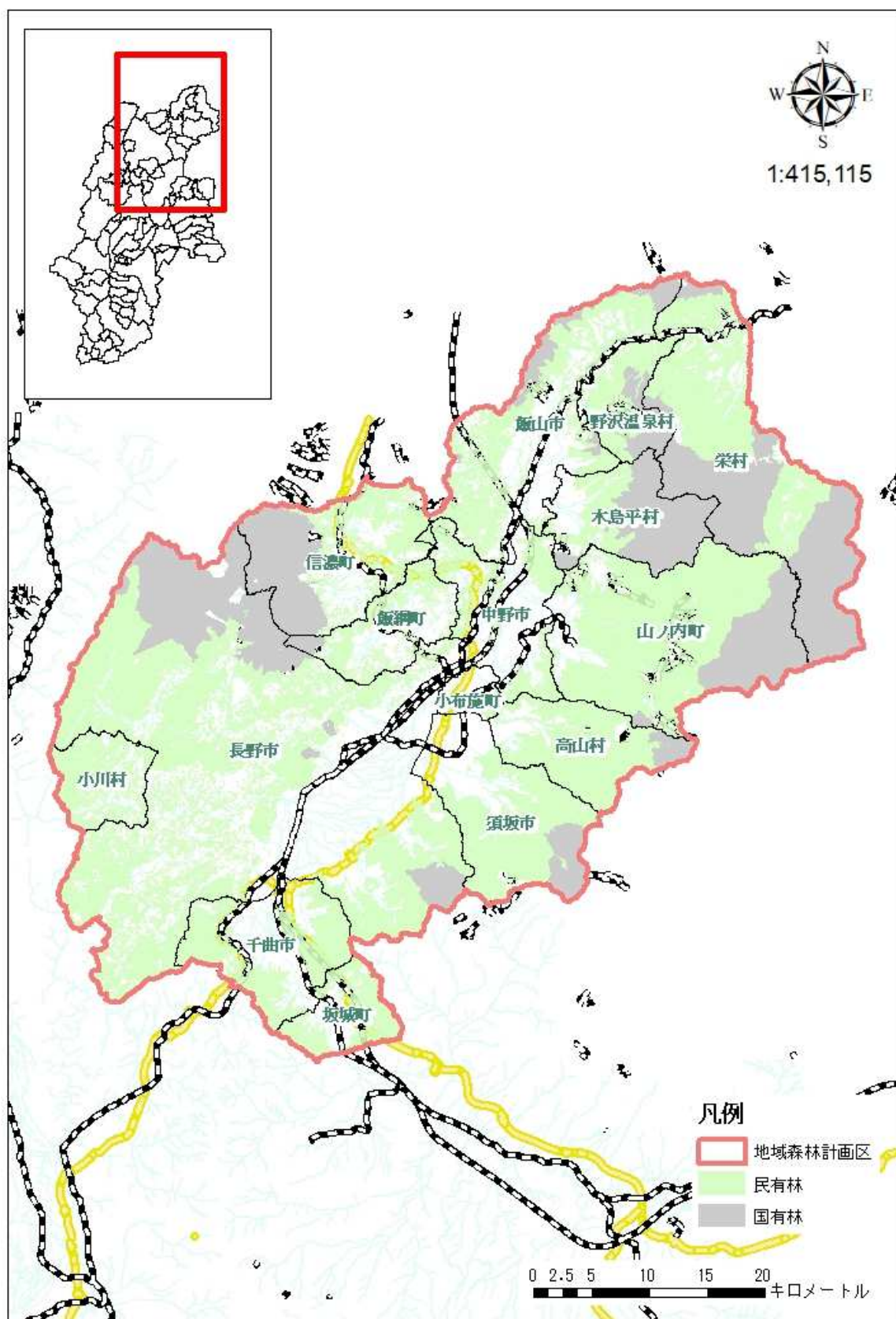
5 森林計画の対象とする森林の区域は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

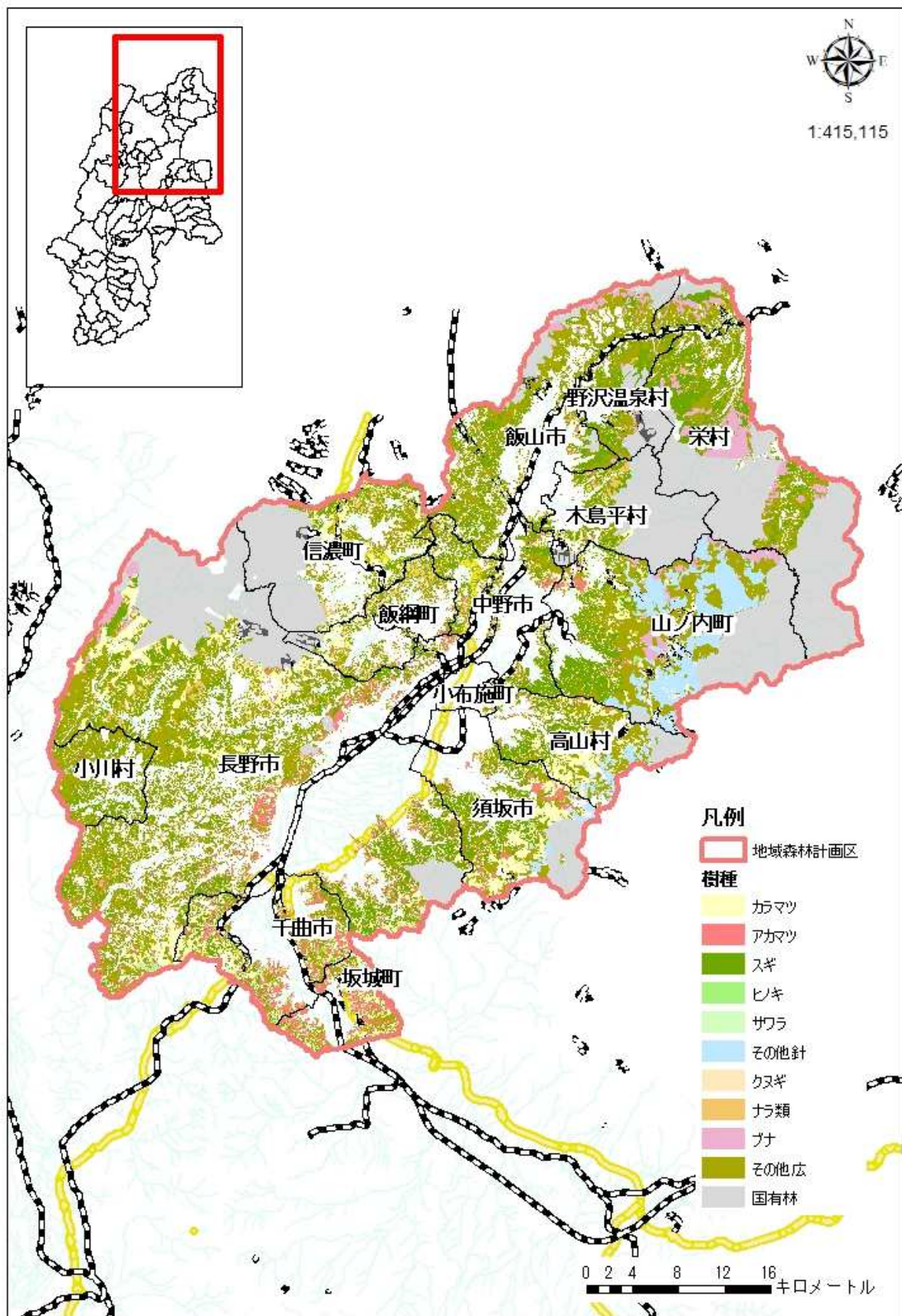
(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

【計画の対象とする森林の区域図】



【樹種別の森林分布図】



第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

近年の豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮し、近年の森林に対する要請も踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設配置等を推進し、森林GISの効果的な活用を図ります。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、全国森林計画に定められた「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、長野県森林づくり指針に即しつつ、計画の大綱の第3に定める「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿をめざして、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

(1)の目標を実現するために、森林の有する公益的機能ごとの基本方針と望ましい森林の姿を表2-1のとおり定めます。

【表2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
かん 水源涵養機能	洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の育成促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。 ② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる ④ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。	① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林 ② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林 ③ 齢級の高い森林 ④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
山地災害防止機能 /土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編：長野県林務部）に即した施業を基本とする。 施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。	① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ② 樹冠が適度にうっ閉している森林 ③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林 ④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。 ① 樹種の多様性を増進する施業 ② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。	① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林 ② 諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。	① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林 ② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。	① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 ② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。 森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。	① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。 その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、木質バイオマス利用等への原木供給を行う。 「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。	木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林

注) 全国森林計画の「第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

伐採計画材積から造林計画面積を算出することとし、伐採後は全て人工植栽又は天然更新としました。また、未立木地へ植栽する計画として算出しました。

育成複層林は、森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう、過去の実績も踏まえ必要な計画量を設定しました。

【表2-2】 森林の区分別の計画量

(単位 面積:ha)

区 分		現 況	計 画 期 末	差 引 増 減
面 積	育成単層林	53,623	52,551	▲ 1,072
	育成複層林	344	880	536
	天然生林	72,502	73,038	536
	計	126,469	126,469	0
森林蓄積 (m ³ /ha)		234	257	

(注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{※①}により成立させ維持される森林。例えば、植栽により成立するスギ、ヒノキ、カラマツ等からなる森林。



育成単層林

- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一の空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層※②を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。



育成複層林

- 3 天然生林とは、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林(未立木地及び竹林を含む。)。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。

※①： 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※②： 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

第3 森林の整備に関する事項

第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる事項を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行います。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行います。

なお、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」は、市町村森林整備計画における立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものです。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、うえて伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【表 3-2】主伐の留意事項

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の幅を確保する。 ② 自然条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。

区 分	留 意 事 項
共通事項 (前ページからの続き)	⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 ⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材網の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。 ⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

区 分	留 意 事 項
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、野生鳥獣の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。出来るだけ小面積とするよう計画する。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

(参考) 伐採方法の区分について

地域森林計画は、全国森林計画に即して立てる計画と規定されており、伐採方法の区分は、全国森林計画に準じています。

一方、森林学（林学）上の伐採方法の区分は、一般に次の3種に大別されます。

伐採種		伐採方法	更新方法
皆伐		更新面の林木を全部伐採し、主に植栽によって一様に更新させる伐採方法。	人工造林 天然下種 ぼう芽（広葉樹）
漸伐	傘伐	上層木の伐採完了する前に更新を行う伐採方法。 予備伐、下種伐、後伐により、高木が全て伐採される時には、稚樹が生えそろっている状況で伐採を行う。	天然下種
	画伐	更新地を漸次拡張する区画単位で伐採を行い、拡張した伐採地の更新後、全ての上木を伐採し、更新を終える伐採方法。	
択伐		単木や群状にて数年おきにその間の成長量だけ伐採する作業。天然更新を前提とした伐採方法。	天然下種 ぼう芽（広葉樹）

なお、更新とは、主伐の前または後に次代の森林を作ること、人工造林と天然更新とがあります。また、広葉樹林では、萌芽による更新も行われます。

ここで、主伐というのは、林木が目的の大きさに達した時に伐採することをいいます。

(参考図書) 「森林・林業実務必携第2版補訂版 P276」 東京農工大学農学部編

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に表3-3のとおり定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、森林の伐採を義務付けるものではありません。

【表 3-3】樹種ごとの標準伐期齢

区分	主 な 樹 種				
針葉樹	カラマツ	アカマツ	スギ	ヒノキ	その他針葉樹
	40年	40年	40年	45年	60年
広葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ		その他広葉樹
	15年	20年	70年		20年

(3) 立木の伐採・搬出に関する指針

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することを踏まえ、林業事業体等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

(4) その他必要な事項

ア 主伐後の更新の確認方法

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、 地域振興局 市町村認定計画は、 市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を、造林を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」のそれぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	特に効率的な施業が可能な森林
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の対象樹種及び植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、表 3-6 の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗の使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha当たりの植栽本数(本) 目安					
疎仕立て	1,500	—	—	1,500	—	—
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	—
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

※注：保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。

b 植付けの方法

気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件及び既往の植栽方法

を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

c 野生鳥獣による被害防止の方法

近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持増進を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次のとおりとします。

【表 3-7】伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間

上記の期間については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林においても同様とし、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めます。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象地

【表 3-8】天然更新の対象地

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む。)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新のうち、天然下種更新の対象樹種は、林冠を構成する高木性の樹種から選定するものとします。また、ぼう芽更新による場合の対象樹種は、ぼう芽能力の強いものとして選定します。

なお、平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』によれば、ぼう芽更新は、根本直径とぼう芽発生数には強い関連があることが分かっていることから、更新未完了の若齢広葉樹林や根元直径40cm以上、おおむね80年生以上の広葉樹林は、ぼう芽更新が困難な森林として扱い、更新確認には特に留意します。

対象樹種は、下表を基準とします。

【表 3-9】天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシヤブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシヤブシ(カバノキ科)	ヒメヤシヤブシ(カバノキ科)
オオバヤシヤブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド(バラ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバノネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
クロベ(ネズコ)(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成 20 年 1 月 長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。)

【表 3-10】ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径 (参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

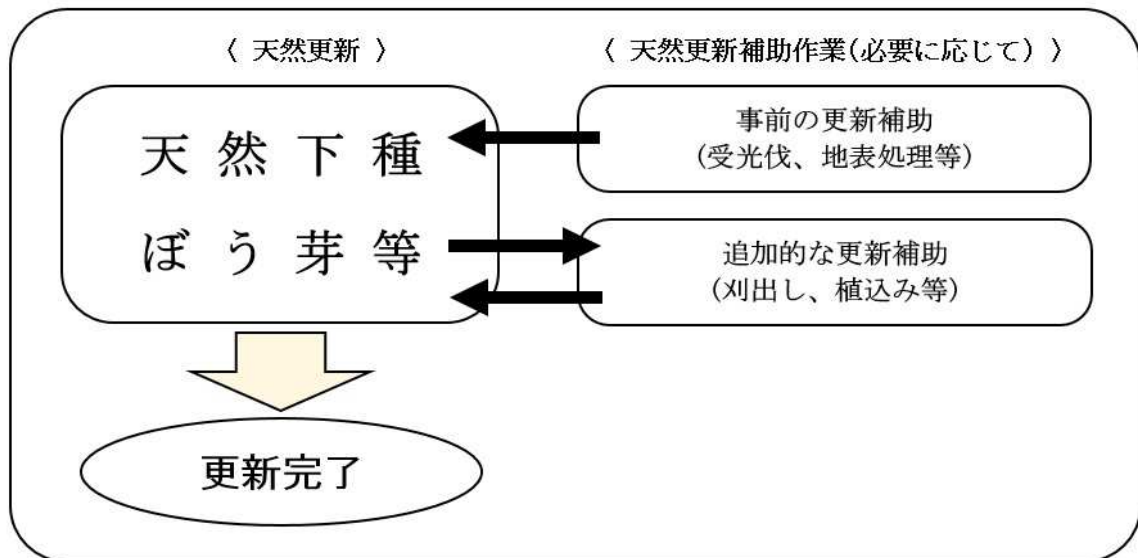
ウ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、更新補助の作業は次のとおり定めます。

【表 3-11】天然更新方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然補助作業	地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

更新条件が当初の想定と異なり、更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業を実施します



エ 天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第3の1(1)で定めたとおり、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数（周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。）は、立木度3に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数（本/ha）}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数（本/ha）}} \times 10$$

以上のことを踏まえ、天然更新の完了判定基準を次のとおり定めます。

なお、判定の時期は、第3の1(3)表3-4の天然更新の確認時期とし、判定者は確認者と同様とします。

【表 3-12】天然更新の完了判定基準表

区分	内容	備考
期待 成立本数	10,000 本/ha 以上	森林資源モニタリング調査の調査結果、広葉樹が優先する林齢 5 年生の調査プロットの平均成立本数が約 10,000 本/ha（平均樹高 3～4m）であったことから設定。（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参照）
更新すべき 立木本数	3,000 本/ha 以上	立木度の計算式より設定。
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、表 3-10 を参考に判断する。	
更新を判定 する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。	

【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表(3,000 本/ha の場合)

(単位:cm)

競合植物の草丈	10	20	30	40	50	60	70	80	90
成林に必要な稚樹高	50	80	80	130	150	180	200	230	250
競合植物の草丈	100	110	120	130	140	150	160	170	180
成林に必要な稚樹高	270	290	310	340	340	360	380	400	410
競合植物の草丈	190	200							
成林に必要な稚樹高	430	450							

(平成24年3月 林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』から引用しました。)

オ 更新調査

(ア) 更新調査の実施主体

更新調査の実施主体は、第 3 の 1 (3) 表3-4 の天然更新の確認者と同様に市町村及び地域振興局(県現地機関)とします。

(イ) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定するものとします。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査も可能とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは2 (幅)×10 (長さ) mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5 区分 (2m×2m×5プロット) とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することを推奨します。

なお、調査記録は、その後の森林管理に役立つものであることから、永年保存とすることを推奨します。

(ウ) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合、第3の1(3)表3-4 確認者は造林者に対して、速やかに植栽又は天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

なお、市町村森林整備計画における間伐及び保育に関する事項は、以下の内容を参考にして定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠閉鎖（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して樹冠が相互に接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内（概ね5年後）に林冠が再度樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う、立木材積が35%以内の伐採を行うものとします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行います。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、その必要性を十分に検討の上、今後の立木の成長力に留意し行うものとします。

施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討することとします。

次表に示す施業体系を基礎とし、必要な事項を定めます。

【表 3-14】スギ(裏系)の施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	9	13	18	25	34	55	点状間伐 1 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2 選木 初回の間伐は上の1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、上の1(2)の立木も対象とする。 3 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.55)を中心とした本数管理であって、「疎仕立」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径40cm、心 去 角 10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる。 なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 雪害等を考慮し、形状比を低く保つように配慮する。
	地位級Ⅱ	11	15	22	32	45	88		
	地位級Ⅲ	13	19	29	44	78	—		
	地位級Ⅳ	17	25	42	85	—	—		
	地位級Ⅴ	23	39	—	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	15.0	19.0	23.0	28.0		
胸高直径 (cm)	前	11.0	14.5	19.8	25.4	31.7	40.0		
本 数 (本/ha)	前	2,300	1,700	1,100	750	500	330		
間伐本数 (本/ha)		600	600	350	250	170	—		
間伐率 (%)		26	35	32	33	34	—		
形状比 (%)	前	73	76	76	75	73	70		
	後	68	68	69	68	66	—		
収量比数 (Ry)	前	0.55	0.61	0.61	0.61	0.57	0.54		
	後	0.45	0.47	0.49	0.48	0.44	—		
材の主な用途		仮設、 建築、 用材等	建築用材 等	柱角等、 建築用材	柱角・平割・平角等 建築用材	建築用材 (内装材) (造作材)			
		合板							
		バイオマス							

【表 3-15】カラマツの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5			
林齢 (年)	地位級Ⅰ	11	16	24	39	58		点状間伐 1 立木の形質区分 (1)良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2)並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3)不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2 選木 初回の間伐は上の1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、上の1(2)の立木も対象とする。 3 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.65)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径38cm、一番玉で、心去角10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	13	19	29	50	87			
	地位級Ⅲ	15	23	37	76	—			
	地位級Ⅳ	19	31	53	—	—			
	地位級Ⅴ								
上層樹高(m)		10.0	14.0	19.0	26.0	31.5			
胸高直径 (cm)	前	11.5	16.1	22.1	30.0	38.3			
本数 (本/ha)	前	1,800	1,100	670	420	260			
間伐本数 (本/ha)		700	430	250	160	—			
間伐率 (%)		39	39	37	38	—			
形状比 (%)	前	87	87	86	87	82			
	後	77	76	76	76	—			
収量比数 (Ry)	前	0.68	0.71	0.73	0.76	0.72			
	後	0.53	0.56	0.58	0.61	—			
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	土木用材 建築用材等	建築用材等	建築用材 (内装材) (造作材)			
		合板 バイオマス							

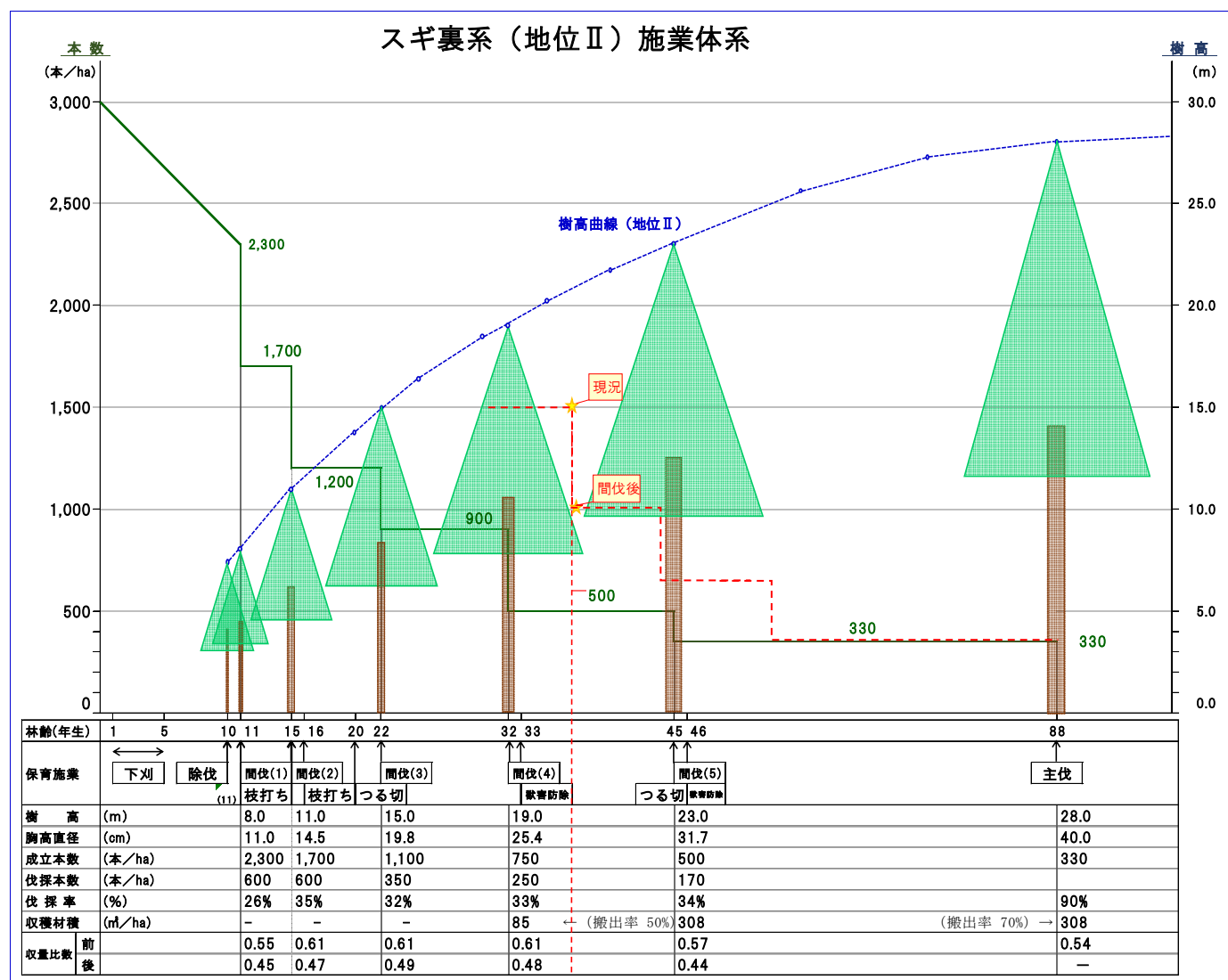
【表 3-16】アカマツの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢（年）	地位級Ⅰ	12	18	24	31	40	54	点状間伐 1 立木の形質区分 (1)良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2)並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3)不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2 選木 初回の間伐は上の1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、上の1(2)の立木も対象とする。 3 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列	

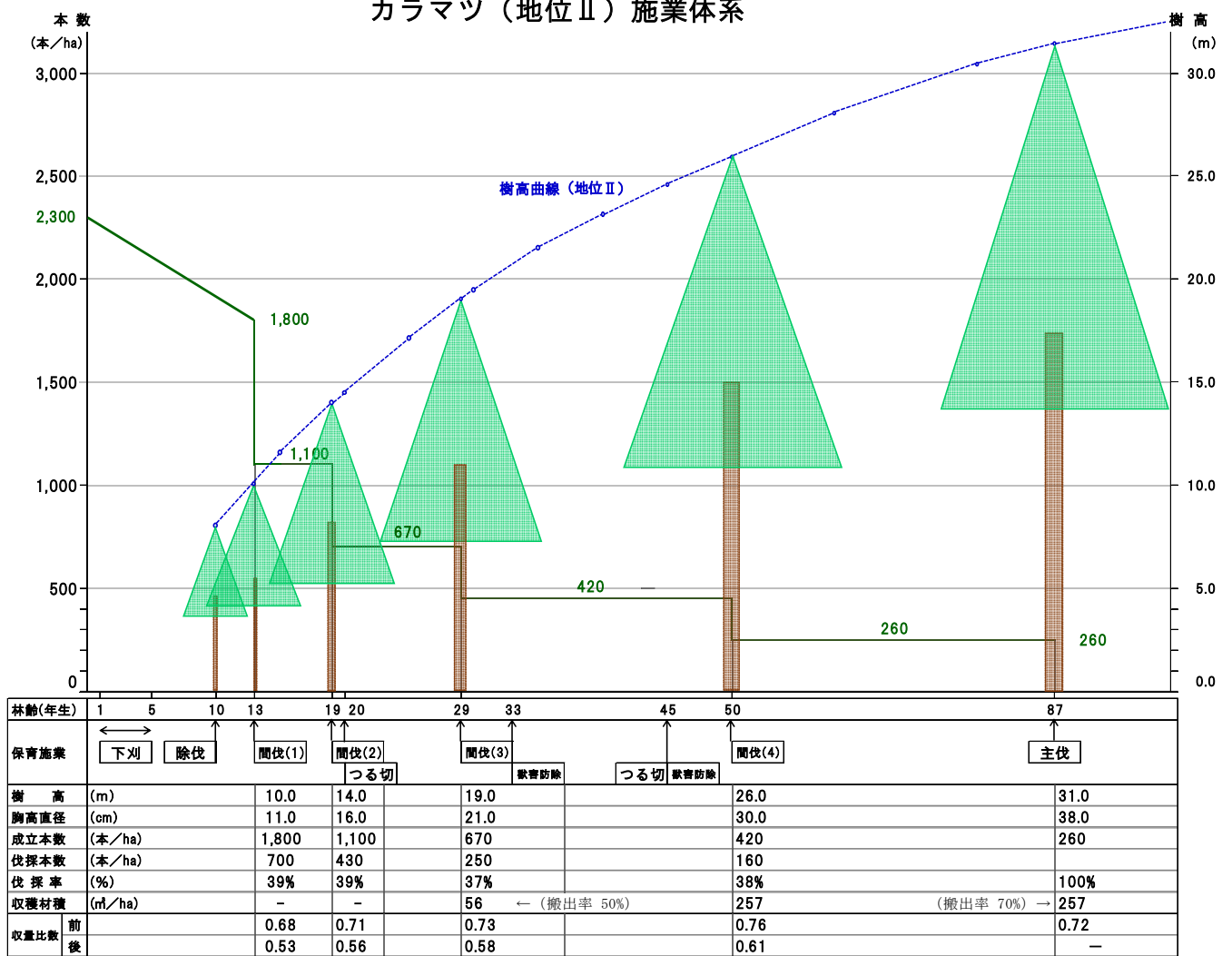
【表 3-17】ヒノキの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢（年）	地位級Ⅰ	15	19	24	31	39	52	点状間伐 1 立木の形質区分 (1)良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2)並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3)不良な立木、被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2 選木 初回の間伐は上の1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、上の1(2)の立木も対象とする。 3 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。 列状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=070)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して四面無節、心持正角一本取りとし、胸高直径は 20cm～22cm とする。 4. 主伐Ⅲでは、二面無節、正角四本取りとし、胸高直径は約 30cm とする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	22	28	37	50	78		
	地位級Ⅲ	19	25	35	49	80	—		
	地位級Ⅳ	22	31	47	67	—	—		
	地位級Ⅴ	27	44	85	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	14.0	17.0	20.0	23.0		
胸高直径 (cm)	前	11.7	14.9	18.1	22.3	25.7	29.8		
本数 (本/ha)	前	2,700	2,000	1,500	1,000	800	600		
間伐本数 (本/ha)		700	500	500	200	200	—		
間伐率 (%)		26	25	33	20	25	—		
形状比 (%)	前	69	73	77	77	78	78		
	後	64	68	68	72	72	—		
収量比数 (Ry)	前	0.60	0.68	0.73	0.73	0.74	0.74		
	後	0.51	0.59	0.61	0.66	0.66	—		
材の主な用途		仮設、 建築、 用材等	建築用材 等	平割板等	柱角・平割等 建築用材		柱角 平割等 建築用材 (内装材) (造作材)		
		合板							
バイオマス材（他の用途に適さない部分に限る。）									

【参考 施業体系に準じた林分状況】



カラマツ（地位Ⅱ）施業体系



(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

【表 3-18】保育の実施時期、回数、作業内容

施業種	実施時期	実施林齢	回数	作業内容	対象樹種
下刈り	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意しつつ、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間を短縮することに努める。	全樹種
枝打ち	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに 必要な 回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材等生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。	スギ ヒノキ
除伐	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。	全樹種
つる切り	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。	全樹種

(3) その他必要な事項

ア 間伐を行う際の留意点

- a 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- b 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- c アカマツの間伐木の処理について

アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第383号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

イ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について基準を設定します。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-19】公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源涵養機能	① 水資源の保全のため森林土壌の涵養能力を維持・増進する必要がある森林を設定する。 ② 林班単位で設定する。 ③ 面的に設定する。	① 水源かん養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林 ⑥ 水道水源地周辺の森林

機能区分	設定基準	設定区域
山地災害防止機能/土壌保全機能	① 特に近年崩壊等災害があった森林、崩壊のおそれのある森林については、積極的に山地災害の防止機能区域の設定を行う。 ② 林小班単位で設定する。	① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林 ② 砂防指定地周辺 ③ 山地災害危険地区 ④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ⑤ 土壌内に異常な帯水層がある森林山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持つ森林など
快適環境形成機能	① 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山 ② 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	① 防風保安林 ② 地域の生活圏に近接する森林
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する森林	① 保健保安林 ② キャンプ場、森林公園周辺の森林 ③ 景観として優れた森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林
文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林	① 風致保安林 ② 都市計画法に規定する風致地区 ③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林
生物多様性保全機能	様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された森林	① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の施業は、表3-20、表3-21のとおりで、設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めます。

さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。

【表 3-20】公益的機能別施業森林と施業種

施業種	水源涵養機能	山地災害防止機能 /土壌保全機能	快適環境形成機能	保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全機能を一部含む)
伐期の延長を推進すべき森林	【表3-19】公益的機能別施業森林の区域の設定基準(以下、「【表3-19】」という。)のとおりに。			
長伐期施業を推進すべき森林		適切な配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林		
		【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない土砂流出防備、干害防備保安林とする。	【表3-19】のとおりに。	【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない保健保安林とする。
複層林施業を推進すべき森林		現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表3-19】のとおりに。		
択伐による複層林施業を推進すべき森林		特に公益的機能の発揮を図るべき森林で、現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件が択伐である土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、落石防止保安林とする。	【表3-19】のとおりに。	【表3-19】のうち、保安林については、指定施業要件が択伐である保健保安林と風致保安林とする。
特定広葉樹育成施業を推進すべき森林				特に地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林
				択伐による複層林施業を推進すべき森林の設定区域と同様。

【表3-21】公益的機能別施業森林の施業の実施基準

機能区分	公益的機能別施業森林区域				
	水源涵養機能 かん	山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能			保健・レクリエーション、文化機能（生物多様性保全機能を一部含む）に限定
施業種	伐期の延長	長伐期施業	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。				
間伐	材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。		
主伐	林齢	標準伐期齢＋10年以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢	標準伐期齢以上	
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。		伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。			
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。			
			標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準
及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-22】木材等生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進	林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

【表3-23】特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能維持増進区域のうち林小班単位で設定する。	次の①～⑤のすべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位 3 以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が 30 度以下 ④ 道から小班の距離が 200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

イ 施業の方法に関する指針

【表 3-24】施業種別の方法

施業種		施 業 の 方 法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則 2 年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則 2 年以内に植栽する。
	間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

長野県の林道等路網の整備は、全国森林計画に即しつつ、『長野県林内路網整備指針（平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編）』に準拠し推進します。

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根よりの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化等質的な向上を図ります。

林道の開設及び拡幅、改良に係る計画量については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効果的な実施を確保する観点から、第6の4「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画することとします。

○ 基幹路網の現状

区 分		路線数	延 長
基幹路網(林道、林業専用道)		350 路線	946km (1,999km)
	うち林業専用道	2 路線	6km

注) 1 令和5年度末現在の集計です。

2 カッコ内は、林内公道を含んだ数字です。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』で示すとおり、地形等の状況によって導入システムと路網の組み合わせを検討し、安全で効率的なシステムを採用する必要があります。また、間伐は、森林資源が成熟してきていることから、木材の搬出を主体に考えた搬出作業システムを計画していく必要があります。

なお、千曲川下流計画区は、これまで比較的緩・中傾斜地での車両系による集材が目立ちます。今後は奥地や急傾斜地での作業の増加が想定されますので、大型架線系との組み合わせも検討していく必要があります。

また、主伐を計画する場合は、その後の更新作業の効率性も勘案した路網配置を検討していく必要があります。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 (単位 路網密度：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	基幹路網		
			林道	林業専用道	計
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	100～250	15～20	20～30	35～50
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	75～200	15～20	10～20	25～40
	架線系	25～75			
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	60～150	15～20	0～5	15～25
	架線系	15～50			
急峻地 35° ～	架線系	5～15	5～15	—	5～15

○ 搬出作業システムの適用例(参考)

区分	作業システム	最大到達距離		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材 (玉切り)	集運材 (運搬)
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	150m～200m	30m～75m	ハーベスタ (チェーンソー)	グラップル (ウインチ)	ハーベスタ (プロセッサ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	200m～300m	40m～100m	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100m～300m	チェーンソー	スイングヤーダ (タワーヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	300m～500m	50m～125m	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150m～500m	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ 短距離簡易架線	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35° ～	架線系	500m～1,500m	500m～1500m	チェーンソー	タワーヤーダ 大型架線	プロセッサ	トラック

伐倒



チェーンソーによる伐倒



ハーベスタによる伐倒

造材



プロセッサ



木寄せ



ハーベスタによる直取



グラップル木寄せ



テレスコピック（伸縮）
タイプのグラップル



トラクタ木寄せタイプ



スイングヤーダ



タワーヤーダ

運搬



フォワーダ



システムの一例



スイングヤーダ木寄せに
よる架線系システム



グラップル木寄せによる車
両系システム

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材等生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規程及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。

○ 路網の規格・構造について

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年 3 月 4 日 9 林野基第 812 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年 3 月 26 日 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 22 林整第 656 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整整第 924 号林野庁長官通知）」に則して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、計画的かつ総合的に推進します。

また、国有林と民有林が隣接する地域では、地域を管轄する森林管理署と情報交換を密に行い、効率的で一体となった民国連携による森林施業団地の設定を進めます。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映する等して、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めます。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISや航空レーザ測量等の成果を活用した境界の確認等によって森林管理の適正化を図ることとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進し、経営管理の集積・集約を進めます。

また、森林経営管理制度の運用については、市町村の9割以上で人員及び専門的な人材が不足していることから、引き続き県林務部の森林経営管理支援センターにより市町村担当者向けの研修会やICTの活用による事務の効率化のための支援を行います。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や長野県林業労働力確保支援センター（（一財）長野県林業労働財団）の企画する研修への積極的な参加を促進します。県、市町村、林業労働力確保支援センター、森林組合等林業事業体、信州大学農学部、林業大学校など関係機関が保有する技術や知識、教育のノウハウを活用し、就業後一定の経験を有する従事者に対する学び直し（リカレント教育）の機会の充実に取り組みます。

また、林業が「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むとともに、Uターン、Iターン者等による新規林業就業者の定住促進を図るため、地域内で馴染めるよう生活環境の整備に努めるものとします。

そして、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上等事業の合理化等を支援します。

そのために、林業事業体は経営方針を明確にし、木材需要側との連携を密にしながら経営基盤や経営力を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

【表 3-24】令和6年度の林業就業者支援に関する事業

事業名	事業内容	事業主体
就業支援	県が定める森林・林業等の研修機関（林業大学校）で研修を受けている者を対象に、学業等への専念を促すための生活維持に必要な資金の一部を給付 ① 研修期間 概ね1年以上かつ1,200時間以上 ② 就業責務 研修後、林業に関わる業務に就業し、一定期間を継続	県
林業労働力対策	【林業就業者の確保】 セミナー等の開催による林業認知度向上対策、新卒者や移住・転職に対する支援、林業相談窓口の設置、雇入れ時の資格取得等の就業準備に対する支援、圏域や産業の枠を越えた林業労働力のマッチング、創業支援、一人多役による働き方の推進等 【林業就業者の育成・定着促進】 退職金共済掛金・蜂アレルギー検査費等の福利厚生対策への支援、労働安全セミナー・巡回指導の実施、安全装備品等の導入支援、専門家派遣等	県 長野県林業労働力確保支援センター 林業関係団体 林業事業体
持続的な林業経営の確立支援	経営改善等のための個別診断・研修の実施、林業ロールモデルの作成、森林組合による業務改善への支援等	県 長野県森林組合連合会
林業士等養成	それぞれの地域で中核となる人材の育成のため、森林・林業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修会の開催（20名）	県
緑の雇用 フォレストワーカー （林業作業士）	新規就労者を対象として、3年間のOJT研修や集合研修を通じて、基礎的な知識・技能の習得を図る。（1年目：28日、2年目：25日、3年目：22日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター

緑の雇用 フォレストリーダー (現場管理責任者)	現場経験 5 年以上の者を対象として、現場管理能力等の向上を図る。(1 年間：17 日の座学・実習)	長野県林業労働力 確保支援センター
緑の雇用 フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	現場経験 10 年以上の者を対象として、複数班の統括など現場責任能力等の向上を図る。(1 年間：10 日の座学・実習)	長野県林業労働力 確保支援センター

なお、雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であることから、労働条件通知書の交付や雇用契約書を取り交わすよう普及啓発を行います。

また、退職金共済掛金、蜂アレルギー検査及び振動病特殊健診の支援及び林業就業促進資金の貸付、社会保険の加入促進により、就業条件の整備を図るとともに、技能等の客観的評価の促進等による処遇の改善を促進します。



就業支援の実施状況

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

主伐・再造林の推進に伴い、施業量の増加や軽労化が求められることから、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するために必要な、先進的な林業機械の導入や既存機械の稼働率の向上を図ります。

また、現地の地形等による作業条件や課題を踏まえ、労務や機械を効率的に配置する作業システムを、効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用等、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組みます。

当計画区における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、令和 4 年度末で 100 台を超える機械が導入されています。

引き続き、高性能林業機械の導入を支援するとともに、山側のみではなく川中・川下を見据えた木材生産・作業システムの構築や、自動化や遠隔操作などが行える林業機械の導入の検討を進めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

当計画区の木材需要は県内他計画区よりも多く、豊富なカラマツ資源を中心に利用期を迎えており、木材として積極的な利用を進める必要があります。

このため、計画区に隣接した東信木材センターや原木市場のほか、地域内の製材工場や計画区内にある木質バイオマス発電施設などの原木の需要に対応するため、関係

者が一体となって用途に応じた安定的な原木の供給体制の構築を進めます。なお、市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

また、県産材の需要拡大に向け、合法性を確保し、国内外での競争力を強化するとともに、森林の施業及び保護が継続的に実施されることや、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の活用など効果が期待できることから、森林経営計画の策定を促進し、適切な森林の施業、管理及び保護が持続的に実施されるよう取り組みます。

【表 3-25】調達価格の区分(参考)

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画森林等から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	輸入木質バイオマスや製材等残材などでガイドラインに基づく由来の証明が可能であり、間伐等由来の木質バイオマスに区分されない木質バイオマスが対象。
建設資材廃棄物	13 円/KWh	建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の証明がなされていない木質バイオマスが対象。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（資源エネルギー庁 2024 年ホームページ）から引用（消費税抜き価格）

【表 3-26】松くい虫等の病虫害被害木の価格適用(参考)

価格区分	調達価格	対 象
間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	(森林経営計画対象森林や保安林等から伐採・搬出された木材) 被害木であっても、森林施業の一環として通常の伐採の後に搬出され、本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の木質バイオマス」として証明されたものは、適切に設定された施業規範等に従って伐採、生産されたと言えるため、間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	(市町村等公的機関が実施する被害木の伐採・搬出) 施業規範に従って伐採、生産されているわけではなく、防災や被害のまん延防止の観点から行われていることから、本ガイドラインに基づき「一般木質バイオマス」として証明された場合は24円/kWhの価格を適用。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（資源エネルギー庁 2024 年ホームページ）から引用（消費税抜き価格）

(6) その他必要な事項

NPO、森林ボランティアなどによる森林整備活動を支援するとともに、企業等による森林整備への協力を得るための情報発信や森林整備活動を支援するなど、多様な主体による森林づくりを進めます。

また、みどりの少年団活動等の森林環境教育を推進し、青少年の森林を守り育てる意識を養います。

併せて、きのこや山菜等の特産林産物の生産振興や、グリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー等への支援により、森林資源・森林空間の有効活用を図り、より活気のある地域づくりを進めるとともに、森林整備の推進と相まって地域の雇用を地域で創出することにつなげます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、水資源の^{かん}涵養、土砂の流出、崩壊の防止、特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めます。

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

区 分	水源の ^{かん} 涵養	土砂の流出崩壊防止	総 数
計画区総数	22,520	58,530	81,050

【市町村別一覧表】

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	長野市	33-に、75-い、ろ、は、77-い、109-い、ろ、は、に、ほ、へ、110-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、241-は、242-は、に、245-ろ、294-に、298-ろ、は、に、ち、り、1007-ろ、に、ほ、へ、1008-ほ、1012-い、ろ、1016-い、ろ、は、に、ほ、へ、1018-ろ、は、に、ほ、1050-い、ろ、は、に、ほ、へ、1051-ほ、1053-ろ、は、に、1054-い、ろ、は、に、ほ、1055-い、ろ、は、に、1056-い、ろ、へ、1061-い、3040-い、ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3073-は、3075-い、3076-い、ろ、は、3077-い、ろ、は、3078-い、ろ、3079-ろ、に、ほ、へ、3080-い、3085-は、に、ほ、3087-は、に、3089-に、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-い、ほ、3095-い、は、に、ほ、ち、3098-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4001-い、ろ、は、4002-い、ろ、は、ほ、へ、4003-い、ろ、は、に、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、4006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4008-い、ろ、は、に、ほ、へ、4009-い、ろ、は、に、ほ、へ、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、ろ、は、に、ほ、4012-い、ろ、は、に、ほ、へ、4013-い、は、に、ほ、4014-い、ろ、は、4015-い、ろ、は、に、ほ、へ、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-い、ろ、は、に、ほ、4018-い、ろ、は、4019-い、ろ、は、に、4020-い、ろ、は、に、4021-い、ろ、は、に、ほ、4022-い、ろ、は、に、4023-い、ろ、4024-い、4025-い、4027-は、4028-は、4034-に、4035-い、ろ、は、4036-い、ろ、は、4039-い、4040-は、4043-は、4044-い、ろ、は、に、4045-い、ろ、は、ほ、4051-ろ、4052-は、に、ほ、4053-い、ろ、は、に、ほ、へ、4054-い、ろ、は、に、ほ、へ、4055-い、ろ、は、に、ほ、4056-い、ろ、は、4057-い、ろ、は、4058-い、ろ、4059-い、ろ、は、に、4060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4061-い、ろ、は、に、ほ、4062-い、ろ、は、に、4064-ろ、4065-い、ろ、は、4066-い、ろ、は、4069-い、ろ、4070-い、に、ほ、4071-ろ、は、4074-い、ろ、は、4075-い、ろ、4076-い、ろ、は、4077-い、4082-い、ろ、は、に、4083-い、4085-ろ、は、4086-い、は、に、ほ、へ、と、ち、4087-へ、4088-い、ろ、は、に、4089-い、ろ、4090-い、ろ、は、に、ほ、へ、4091-い、ろ、は、に、ほ、へ、4094-ろ、は、4098-は、ほ、4099-い、ろ、は、4100-い、4104-い、ろ、は、4105-ろ、は、に、ほ、へ、4106-い、ろ、は、に、4107-は、4108-い、ろ、は、ほ、4117-に、4118-に、6026-は、に、ほ、へ、6027-い、ろ、は、6028-は、に、6031-い、ろ、は、に	5,695.38	水源の ^{かん} 涵養	水かん

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野局	長野市	26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、に、40-い、45-ほ、 57-に、59-い、60-ろ、62-ろ、に、63-は、に、65-い、 ろ、は、に、ぬ、66-ろ、は、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、ち、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、 を、69-い、70-い、ろ、は、に、71-い、は、72-い、ろ、 74-ろ、78-ろ、81-ほ、82-い、ろ、84-い、ろ、85-は、 90-は、に、91-へ、92-と、93-い、94-い、ろ、95-い、 97-へ、98-い、100-い、は、ほ、104-い、109-ろ、112- は、113-ろ、は、に、114-い、115-ろ、116-ろ、は、 に、117-い、ろ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、121- い、ろ、122-い、は、123-ろ、130-い、ろ、は、に、1 31-い、ろ、は、132-に、133-い、ろ、に、へ、と、142- は、143-い、153-ろ、158-ろ、は、159-い、163-い、 ろ、は、166-い、168-ろ、は、169-い、ろ、170-い、17 1-は、172-い、は、ほ、へ、173-い、ろ、ほ、と、174- い、ろ、に、175-い、は、に、177-に、ほ、へ、178-い、 ろ、は、179-と、ち、181-は、に、182-い、ろ、に、ほ、 る、183-い、へ、ち、り、184-い、ろ、ほ、と、ぬ、る、 185-り、186-へ、と、ち、り、187-は、に、ほ、と、ち、 り、ぬ、る、188-に、へ、り、189-に、へ、と、ち、り、 190-い、ろ、ほ、191-い、ろ、は、ほ、へ、ち、り、ぬ、 192-い、ろ、は、に、194-に、ほ、195-い、ろ、は、196- は、197-い、ろ、198-ろ、は、に、200-に、201-ほ、 203-い、208-い、ろ、と、209-は、に、210-ろ、は、に、 211-い、ろ、に、ほ、212-い、ろ、は、213-い、ほ、216- い、ろ、は、に、ほ、217-い、と、219-へ、221-い、 ほ、224-い、と、ぬ、225-い、ろ、へ、と、ち、227-に、 へ、229-い、ろ、は、230-ろ、は、ほ、232-い、に、へ、 233-い、ろ、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、234-ろ、は、 に、235-ほ、と、236-と、ち、238-ろ、240-い、ろ、24 2-い、247-ろ、に、ほ、と、248-い、250-い、ろ、257- へ、ち、り、258-は、に、ほ、259-ろ、は、に、ほ、26 0-い、ろ、に、ほ、261-ろ、ほ、266-ろ、に、ほ、270- ろ、272-い、は、ほ、282-い、285-い、ろ、は、286-と、 287-は、289-い、290-い、と、291-い、ろ、と、294- り、ぬ、297-ほ、へ、299-い、ち、1002-ろ、1005-い、 1018-い、1019-い、1020-い、ろ、ほ、1021-い、ろ、ほ、 1022-い、ろ、は、に、1023-い、に、1024-い、に、1025- ろ、1026-ろ、は、1027-い、ろ、は、に、ほ、1028-い、 1029-ろ、1030-い、ろ、に、1031-い、ろ、は、に、ほ、 1032-い、は、に、へ、1033-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、 り、1034-は、に、と、ち、1035-い、は、ほ、1036-い、 ろ、は、1037-ろ、は、に、1038-い、1039-い、ろ、は、 に、ほ、へ、1040-い、ろ、は、に、1041-い、に、ほ、10 42-い、ろ、に、ほ、へ、1043-い、ろ、1044-い、ろ、は、 2002-ほ、へ、と、2003-い、ろ、2004-に、ち、ぬ、2005- に、2006-ほ、2008-い、ろ、2009-い、と、2010-い、 2011-い、ろ、は、に、2012-ろ、2013-い、は、2016-へ、 と、ち、2018-い、ろ、2019-ろ、3001-は、に、ほ、3002- い、ろ、へ、3003-い、ろ、ほ、へ、3004-ろ、3009-い、 3011-い、3015-ち、3019-ほ、3020-い、は、3021-い、 3022-ろ、3033-る、3034-へ、3035-へ、3039-い、ろ、 は、に、ほ、へ、3043-い、ろ、は、に、3044-い、へ、30 45-は、3046-は、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、 ろ、は、3061-ろ、3065-ろ、は、と、3067-ろ、は、に、 ほ、3068-い、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、3069-は、に、 3070-い、ろ、に、3072-い、3073-ろ、に、3074-に、30 75-に、3076-ほ、へ、3080-ろ、は、に、3081-い、3082- に、ほ、3084-い、ろ、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、 3089-い、ほ、3097-い、ろ、ほ、へ、4031-ろ、4032-い、 ろ、は、4033-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、4035-ろ、 は、4037-い、ろ、4038-い、は、	3,235.38	土砂の流出崩壊防止	土流

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	長野市	4039-ろ、は、に、4040-へ、4041-い、ろ、は、ほ、4042-へ、4043-い、4045-に、へ、4046-い、ろ、に、4047-い、ろ、4048-に、4049-ろ、4050-ほ、4051-ほ、4052-い、ろ、は、に、ほ、4054-ろ、は、ほ、4061-い、ほ、4062-い、に、ほ、4064-に、4067-に、4068-は、4076-は、4077-い、4079-い、ろ、は、に、4080-い、ろ、は、4081-い、は、4082-い、に、4083-い、ろ、は、に、4084-い、ろ、に、ほ、4085-ろ、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、4095-い、に、4096-い、は、へ、4097-は、4098-い、ろ、ほ、4099-い、ろ、4100-い、4102-い、4103-い、4107-い、に、4110-ろ、4111-い、り、ぬ、る、4112-ほ、4113-に、ほ、4114-い、ろ、に、4115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4116-い、4119-ろ、は、5001-い、ろ、は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5003-い、ほ、5004-り、5005-い、ろ、は、に、ち、5006-と、ち、5007-は、に、5008-い、ほ、5009-ろ、は、に、ほ、5010-い、は、に、5011-い、5012-に、へ、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ほ、へ、5016-ろ、は、5017-い、に、ほ、5018-は、に、ほ、へ、5019-は、と、5020-い、ろ、は、5024-い、ろ、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、ろ、は、5028-は、5029-い、ろ、は、5030-に、5031-い、は、5032-は、ほ、5033-は、に、5034-い、ろ、は、ほ、へ、と、5035-ろ、に、5036-ろ、は、ほ、へ、5037-い、ろ、5038-い、ろ、は、ほ、ぬ、る、を、5039-い、ろ、は、に、5040-い、ろ、は、に、5041-ろ、は、に、と、り、5042-い、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、5043-ろ、は、に、と、5044-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5045-い、ろ、は、に、へ、と、り、る、5046-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、を、わ、か、5047-ろ、は、に、へ、と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、に、5049-ろ、は、5050-に、へ、ち、ぬ、5051-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、5052-に、ち、5053-い、に、ほ、へ、と、ち、5054-い、と、5055-い、ろ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5057-い、は、に、ほ、へ、5058-は、に、ほ、へ、と、5059-ろ、と、5060-い、は、に、5061-い、ほ、へ、と、ち、5062-ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、5063-い、ろ、は、5064-い、ろ、に、ほ、へ、と、5065-ろ、に、5066-ろ、と、5067-い、ろ、は、に、5068-い、に、5069-い、ろ、5071-ろ、5072-い、は、5073-い、5076-い、ろ、5077-は、5079-い、5080-ろ、5083-ろ、は、に、5085-い、ろ、5086-い、ろ、は、5087-い、5088-い、ろ、は、に、5089-い、5090-い、ろ、は、5091-い、は、に、ほ、5092-い、ろ、は、に、5093-い、は、5094-い、ろ、に、5095-い、ろ、6001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6002-い、ろ、ほ、へ、6003-い、ろ、は、に、へ、6004-い、は、6005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009-ろ、に、ほ、へ、6010-い、ろ、は、ほ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、6014-い、ろ、に、ほ、と、6015-は、に、6016-い、ろ、に、6018-ろ、6019-ろ、は、に、6020-は、に、6021-ほ、へ、6022-い、ほ、へ、と、ぬ、6023-い、は、に、ほ、へ、6024-へ、6025-い、6026-ろ、は、に、と、6028-い、ろ、ほ、6029-ろ、は、に、ほ、へ、と、6030-い、ろ、は、6031-い、6032-ろ、6033-い、ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、は			
		57-ほ、71-い、82-い、113-に、123-は、125-に、129-ろ、163-い、169-に、194-に、225-り、250-ろ、1033-ほ、1035-ほ、2007-い、ろ、2011-に、2018-は、3001-は、3003-い、3049-ろ、3069-は、3076-は、3079-へ、4079-ろ、4094-い、ほ、4095-い、5049-い、5056-い、ろ、は、ほ、5057-は、5059-と、ち、5075-ろ、5083-い、5088-い、5094-に、6009-ろ、6013-ろ、6015-い、6029-い、6034-は	53.96	土砂の流出崩壊防止	土崩

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野局	長野市	15－は、16－い、ろ、18－い、63－と、ち、65－ほ、へ、と、ち、り、ぬ、66－い、ろ、133－に、ほ、149－い、ろ、150－は、151－ろ、242－い、243－に、277－ろ、は、1007－ほ、へ、1057－い、ろ、は、1058－い、ろ、1059－い、は、1060－い、ろ、1061－い、ろ、4047－ろ、は、4048－ろ、4051－ろ、は、に、ほ、4093－は、に、4117－い、6032－は	508.69	水源のかん養	干害
		119－ろ、121－い、ろ	2.69	土砂の流出崩壊防止	水害
		216－へ、224－ろ、は、ほ、へ、258－ろ、259－ろ、4107－に	31.89	土砂の流出崩壊防止	落石
		4055－い、4063－い、に、4067－に、4068－い、4069－い、4079－に、4084－ろ、に、4094－い、4107－に、4113－い、と、ち	20.73	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		133－に、ほ、149－い、ろ、150－は、151－ろ、241－は、244－い、ろ、は、258－ろ、3098－い、ろ、は、に、ほ、と、4009－ろ、は、に、ほ、へ、4011－に、ほ、4014－い、は、4015－い、ろ、に、ほ、へ、4016－い、ろ、は、に、ほ、4017－に、ほ、4018－い、ろ、は	472.51	水源のかん養	保健
		4016－い	14.06	土砂の流出崩壊防止	風致
		247－に、250－は、258－ろ、259－ほ、260－ろ、に、289－り、ぬ、1032－い、ろ、5006－ろ、は、5029－は、5053－は、ち、5066－ろ、5067－い、5073－い	14.39	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地
		21－ろ、23－い、30－い、31－い、ろ、は、に、32－い、ろ、は、に、33－に、34－い、ろ、は、35－い、ろ、は、36－い、ろ、40－は、41－ほ、78－は、81－ほ、111－い、ろ、は、に、112－い、ろ、は、113－い、114－い、ろ、は、115－い、は、116－い、ろ、は、に、117－い、ろ、118－い、ろ、は、119－ろ、は、に、ほ、120－い、ろ、121－は、に、ほ、122－い、ろ、に、123－い、ろ、124－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、125－に、129－い、ろ、158－ろ、は、173－へ、174－に、175－は、179－ち、184－ち、り、ぬ、る、を、185－は、に、ほ、と、ち、186－へ、ち、り、187－ぬ、る、188－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189－い、ろ、に、190－い、191－ろ、り、192－に、193－ろ、は、に、194－ろ、は、に、ほ、195－い、ろ、は、196－い、ろ、は、に、197－い、ろ、は、へ、198－い、ろ、は、に、へ、199－い、200－い、ろ、は、に、201－ほ、202－ろ、は、へ、と、203－は、に、ほ、へ、204－い、ろ、は、に、205－い、ろ、は、に、206－い、ろ、は、に、211－い、ろ、は、212－ろ、224－は、と、り、225－に、231－へ、232－い、に、236－は、る、247－に、ほ、248－い、ろ、250－い、251－い、ろ、は、252－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253－い、ろ、は、に、254－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、255－ほ、258－に、263－は、264－い、ろ、265－い、ろ、は、に、266－い、268－と、270－ろ、272－ほ、へ、と、280－と、ち、281－に、282－い、に、ほ、283－い、284－い、ろ、289－り、1035－は、3001－は、に、3003－ろ、3046－ろ、3047－い、ろ、3061－い、は、3065－は、に、ほ、へ、3067－ほ、3072－は、に、と、3073－ろ、3079－い、4039－に、4040－い、4041－い、は、4042－い、4046－ろ、は、に、ほ、4047－い、ろ、は、4048－い、に、4068－い、ろ、は、4080－い、ろ、4083－は、4096－い、4100－は、に、4102－い、4110－ほ、4111－い、4112－に、4114－い、4115－い、4116－い、5024－い、5055－ほ、5056－と、5061－い、ろ、へ、と、6001－い、6002－は、に、6003－に、6010－は、に、ほ、へ、6011－い、に、ほ、へ、と、ち、6012－に、6014－は、6015－は、6016－に、6020－は、6021－ろ、6022－ち、6025－い、は、6029－に、6030－い、6035－ほ	1,497.29	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

局	市 町 村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき 事項	備考
長野	長野市	1ーろ、31ーい、ろ、は、に、32ーい、ろ、は、33ーに、34ーい、ろ、は、35ーろ、は、36ーろ、40ーい、47ーい、48ーい、57ーに、ほ、59ーい、63ーい、は、と、65ーろ、に、と、67ーは、に、ほ、へ、ち、70ーい、に、71ーは、72ーい、ろ、74ーろ、75ーろ、77ーい、81ーほ、82ーい、84ーい、ろ、は、85ーは、90ーろ、に、91ーへ、92ーい、93ーい、94ーい、ろ、と、95ーい、98ーい、100ーい、111ーい、ろ、は、に、112ーい、ろ、は、113ーい、ろ、は、に、114ーい、ろ、は、115ーい、ろ、116ーい、ろ、は、に、117ーい、ろ、118ーい、ろ、は、119ーい、ろ、は、に、ほ、120ーい、ろ、121ーい、ろ、は、に、ほ、122ーい、ろ、は、に、123ーい、ろ、124ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、125ーに、129ーい、ろ、に、ほ、130ーい、ろ、は、に、131ーい、ろ、132ーに、133ーい、ろ、へ、と、153ーろ、158ーろ、は、163ーい、ろ、は、に、166ーい、168ーろ、は、169ーい、ろ、171ーは、172ーは、173ーへ、174ーは、に、175ーろ、は、176ーほ、へ、177ーに、178ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、179ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、180ーい、ろ、は、181ーい、ろ、は、に、ほ、182ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、183ーい、ち、り、184ーへ、ぬ、る、を、185ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、186ーい、は、ほ、と、り、187ーは、ほ、ち、り、ぬ、る、188ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、190ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、191ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、192ーい、ろ、は、に、193ーい、は、に、194ーろ、は、に、ほ、195ーい、ろ、は、196ーい、ろ、は、に、197ーい、ろ、は、に、ほ、へ、198ーい、ろ、は、に、ほ、へ、199ーい、ろ、200ーい、ろ、は、に、201ーほ、202ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、205ーは、に、206ーい、ろ、は、に、207ーに、208ーい、ろ、と、209ーは、に、211ーい、ろ、に、212ーい、ろ、は、に、213ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、214ーほ、216ーい、ろ、は、へ、217ーい、ろ、は、に、ほ、219ーへ、221ーい、ろ、は、に、223ーろ、224ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、225ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、226ーい、へ、と、227ーは、に、ほ、へ、228ーへ、229ーい、ろ、は、に、ほ、へ、230ーろ、ほ、231ーへ、232ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、233ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、234ーい、ろ、は、に、ほ、へ、235ーい、ろ、は、に、236ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、238ーい、240ーい、ろ、は、242ーい、243ーに、247ーに、ほ、248ーい、ろ、250ーい、251ーい、ろ、は、252ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253ーい、ろ、は、に、254ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、255ーほ、256ーは、に、257ーへ、と、ち、り、258ーに、259ーろ、ほ、260ーろ、に、261ーい、へ、と、ぬ、262ーは、263ーは、264ーい、ろ、265ーい、ろ、は、に、266ーい、ろ、ほ、へ、と、268ーと、270ーろ、272ーい、は、ほ、へ、と、280ーへ、と、281ーに、282ーい、に、ほ、283ーい、ろ、へ、と、284ーい、ろ、は、に、285ーい、ろ、は、に、ほ、286ーと、287ーは、ほ、290ーへ、と、291ーい、と、297ーほ、299ーい、ち、1002ーろ、1010ーろ、は、1018ーい、ろ、は、1019ーい、ろ、は、に、ほ、へ、1020ーい、ろ、に、ほ、へ、1021ーい、ほ、1022ーい、ろ、は、に、1023ーい、は、に、1024ーに、ほ、へ、1025ーろ、は、1026ーろ、は、1027ーい、ろ、は、に、ほ、1030ーい、ろ、に、1031ーい、ろ、は、に、ほ、1032ーろ、は、に、1033ーは、ほ、へ、1034ーは、ち、1035ーい、1036ーい、ろ、は、1037ーろ、は、1039ーい、ろ、は、に、ほ、1040ーろ、に、1041ーい、1042ーろ、に、ほ、へ、1043ーい、1044ーろ、2002ーほ、へ、と、ち、2003ーい、ろ、2004ーは、に、ち、2008ーい、ろ、2009ーと、2010ーい、ほ、へ、と、2011ーい、ろ、は、に、2012ーろ、2013ーい、は、2014ーい、2018ーい、ろ、2019ーい、ろ、3001ーは、に、	13,498.80	土砂の流出崩壊防止	山災防止

局	市 町 村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき 事項	備考
長野	長野市	ほ、3003-い、ろ、3004-ろ、3005-ろ、は、3015-に、と、 ち、3019-ほ、3021-い、3033-と、ぬ、る、3034-に、へ、 3037-に、3039-へ、3043-い、3044-に、へ、3045-は、 3046-ろ、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、ろ、30 61-い、は、3064-は、3065-ろ、は、に、ほ、へ、と、30 67-ろ、は、に、ほ、3068-い、ほ、へ、と、ち、3069-い、 ろ、は、に、3070-い、ろ、に、3071-ほ、3072-い、は、 に、と、ち、3073-い、ろ、に、3074-に、3075-ろ、に、 3076-は、ほ、へ、3077-ろ、3079-い、へ、3081-い、に、 3082-に、ほ、3086-ろ、3097-へ、4006-い、4007-は、 4008-い、4013-ほ、4037-い、4038-い、4039-い、は、 に、4040-い、ろ、は、ほ、へ、4041-い、ろ、は、4042- い、へ、4043-い、4045-に、ほ、4046-い、ろ、は、に、 ほ、4047-い、ろ、は、4048-い、に、4050-ほ、4051-に、 4052-い、ろ、は、に、4054-ろ、は、4055-い、ろ、は、 に、ほ、4056-い、ろ、4057-は、4059-に、4061-い、ほ、 4062-い、に、ほ、4063-い、ろ、に、と、4064-い、ろ、 4067-に、4068-い、ろ、は、に、4069-い、4071-ろ、は、 4075-い、ろ、4076-い、は、4077-い、4078-い、4079- い、ろ、は、に、4080-い、ろ、4081-い、ろ、4082-は、 4083-い、は、に、4084-い、ろ、に、4085-ろ、は、4087 -い、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、40 96-い、は、へ、4097-は、4098-い、ろ、4099-い、ろ、 ほ、4100-い、は、に、4102-い、ほ、4103-い、4105-い、 4107-い、ろ、に、4110-ろ、に、ほ、4111-い、り、ぬ、 る、4112-に、ほ、4113-い、ろ、は、に、と、ち、4114- い、ろ、に、ほ、4115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4116 -い、4118-い、ろ、は、4119-い、ろ、は、5001-い、ろ、 は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5003-い、ほ、5004- り、5005-い、は、に、ち、5006-は、に、と、ち、5007- い、は、に、5008-い、ろ、は、に、ほ、へ、5010-い、ろ、 は、に、5011-い、5012-は、に、ほ、5013-ほ、5014-い、 ち、5015-い、5016-は、5017-い、は、に、ほ、5018-に、 ほ、へ、5019-い、ろ、は、と、5020-い、は、ほ、へ、50 23-い、5024-い、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、は、 5028-ろ、は、5029-は、5030-い、に、5031-い、5032- は、5033-は、に、5034-い、と、5035-い、ろ、は、ほ、 5036-ろ、に、ほ、5037-い、ろ、5038-る、を、5039-い、 5040-い、ろ、は、5041-い、ろ、と、ち、り、5042-は、 に、ほ、へ、ぬ、る、5043-ろ、は、に、ほ、へ、と、5044 -い、ろ、は、に、ほ、と、5045-い、は、に、へ、と、ち、 5046-ろ、は、に、ほ、ち、り、ぬ、る、を、わ、5047-へ、 と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、は、に、5049-ろ、5050- ち、5051-ほ、と、ち、5053-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、 ち、5054-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5055-い、ろ、は、 に、ほ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、 り、5057-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5058-い、ろ、は、 に、ほ、へ、と、5059-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、 5060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、5061-い、ろ、 は、に、ほ、へ、と、ち、5062-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、ち、り、5063-い、は、5064-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、5065-い、ろ、は、に、ほ、へ、5066-い、ろ、は、に、 ほ、へ、と、ち、5067-い、ろ、は、に、ほ、へ、5068-い、 ろ、は、に、ほ、5069-い、ろ、5071-い、ろ、5072-い、 ろ、は、5073-い、ろ、5074-い、ろ、5075-い、ろ、は、 に、5076-い、ろ、は、5077-い、ろ、は、5078-い、ろ、 は、に、5079-い、は、5080-ろ、は、に、5083-い、ろ、 は、に、5084-い、ろ、5085-い、ろ、は、5086-い、ろ、 は、5087-い、ろ、5088-い、ろ、は、に、5089-い、ろ、 5090-い、ろ、は、5091-い、ろ、は、に、ほ、5092-い、 ろ、は、に、5093-い、ろ、は、5094-い、ろ、は、に、ほ、 5095-い、ろ、6001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6002- い、ろ、は、に、ほ、へ、6003-い、ろ、は、に、ほ、へ、			

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	長野市	6004-い、は、6005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、ほ、へ、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009-い、ろ、に、へ、6010-い、ろ、は、に、ほ、6011-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、に、ほ、へ、6013-い、に、6014-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6015-い、ろ、は、に、ほ、6016-い、ろ、は、に、ほ、6017-と、6018-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6019-い、ろ、は、に、6020-い、ろ、6021-ほ、へ、6022-は、へ、6023-い、ろ、は、に、ほ、6024-へ、6026-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、6028-い、ろ、は、ほ、6029-い、ろ、に、ほ、へ、と、6030-い、ろ、は、6031-い、6032-ろ、は、6033-い、ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、は、に、ほ			
		計	25,045.77		
	須坂市	16-に、17-い、ろ、19-ろ、へ、20-い、ろ、は、に、22-は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-ほ、32-ろ、は、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は	603.73	水源のかん養	水かん
		3-い、ろ、4-い、7-は、に、ほ、10-い、ろ、は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、16-は、18-い、19-ほ、21-い、ろ、は、24-い、ろ、26-い、27-い、ろ、28-ろ、29-に、31-は、に、32-い、33-に、ほ、34-は、35-い、ろ、36-い、ろ、は、37-い、39-は、40-ろ、は、43-い、46-い、ろ、47-い、ろ、は、52-い、ろ、53-い、ろ、は、に、ほ、54-い、ろ、は、55-い、ろ、58-い、ろ、67-い、ろ、68-ほ、70-い、と、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、ろ、は、に、74-い、ろ、は、75-い、ろ、は、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、79-は、に、91-へ、92-い、に、ほ、93-ろ、102-い、104-い、ほ、109-ろ、は、へ、と、110-い、ろ、116-い、121-い、ろ、は	1,680.44	土砂の流出崩壊防止	土流
		26-ろ、28-ろ、103-ろ、104-い	5.39	土砂の流出崩壊防止	土崩
		105-い	15.34	水源のかん養	干害
		4-へ、25-ろ、27-い、ろ、91-と、101-い、ろ、に、ほ	13.42	土砂の流出崩壊防止	水害
		29-ろ、は	2.29	土砂の流出崩壊防止	落石
		35-い、ろ、53-い、ろ、は、に、ほ、54-ろ、は	159.12	水源のかん養	保健
		104-ほ、105-い	16.07	土砂の流出崩壊防止	風致
		3-い、4-へ、27-ろ、28-い、40-ろ、は、101-へ、107-は	20.08	土砂の流出崩壊防止	砂指定地
		1-い、は、2-い、ろ、は、に、3-い、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、5-い、ろ、は、に、ほ、6-い、ろ、は、7-は、に、ほ、8-い、ろ、9-は、に、ほ、10-い、ろ、は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、16-い、は、18-い、は、19-い、に、ほ、20-は、に、21-い、ろ、は、22-は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、27-い、ろ、28-い、ろ、は、29-に、31-は、に、32-い、33-い、ろ、34-は、35-い、ろ、36-い、ろ、は、37-い、39-は、40-ろ、は、41-い、ろ、は、42-い、ろ、43-い、44-い、45-は、46-い、ろ、47-い、ろ、は、52-い、ろ、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、は、55-い、ろ、58-い、ろ、60-い、63-い、ろ、は、67-い、ろ、70-い、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、ろ、は、に、74-い、ろ、は、75-い、ろ、は、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、79-は、に、89-は、91-へ、92-い、93-は、101-い、ろ、は、に、ほ、へ、102-い、103-い、104-い、は、ほ、105-い、107-は、108-い、109-に、ほ、ち、110-い、ろ、111-は、116-い、ろ、121-い、ろ、は、123-ろ	3,552.84	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	6,068.72		

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	千曲市	9-い、ろ、は、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、ろ、は、13-い、ろ、は、23-に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、27-い、ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、は、に、64-い、は、65-い、ほ、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、ろ、79-ろ、82-い、90-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、ろ、は、に、96-い、ろ、97-い、ろ、は、98-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い、2013-ろ、は、2014-は、2016-い、ろ、は	989.76	水源のかん養	水かん
		1-ほ、へ、と、ち、2-い、ろ、は、に、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、4-に、5-い、8-い、ろ、に、ほ、と、り、ぬ、9-い、16-に、17-い、19-ろ、20-に、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、27-に、29-ろ、は、33-ほ、35-に、38-に、39-ろ、は、に、41-は、に、42-い、ろ、に、ほ、へ、43-い、は、ほ、44-に、45-は、46-い、ろ、は、47-い、は、に、ほ、48-ほ、へ、と、49-ろ、53-ろ、55-い、は、72-は、に、75-い、1001-に、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、1003-い、1007-ろ、は、に、1008-は、に、1009-い、ろ、は、ほ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1014-い、1016-い、は、に、ほ、2001-い、は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、ち、2003-は、に、る、2004-い、へ、と、2005-い、ろ、は、に、2007-い、ろ、に、と、ち、2009-へ、2012-い、ろ、と、2013-ろ、は、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ、2018-に、と、ち	622.40	土砂の流出崩壊防止	土流
		1-い、72-は、に、1007-は、1014-と、1016-へ	7.40	土砂の流出崩壊防止	土崩
		4-い、ろ、は、に、79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ、1015-ろ、は、に、ほ、へ	153.24	水源のかん養	干害
		4-は、43-い、ろ	10.43	土砂の流出崩壊防止	落石
		79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ、2013-ろ、は、2014-ろ、は、2016-い、ろ、は	183.41	水源のかん養	保健
		1-い、2-い、ろ、4-い、ろ、16-に、17-り、34-い、42-い、72-い、2001-は、に、2005-に、2007-い、2009-へ、と	15.92	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地
		46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、51-へ、52-い、ろ、54-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、に、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、に、62-い、ろ、63-い、ろ、は、64-は、65-い、66-い、ろ、は、67-い、ろ、は、68-い、ろ、91-い、ろ、92-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、100-い、1008-へ、1010-い、1013-に、ほ、1014-ろ、は、ほ、2006-ろ	762.45	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	千曲市	1-い、2-い、ろ、3-ろ、に、ほ、へ、4-い、ろ、は、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、9-い、ろ、11-い、ろ、は、12-い、13-い、ろ、14-は、16-ろ、は、に、19-い、ろ、22-ほ、へ、24-ろ、は、27-に、29-い、ろ、は、ほ、31-い、32-い、は、に、ほ、33-ろ、は、ほ、へ、34-ほ、39-ろ、に、40-に、41-い、42-い、ろ、は、ほ、へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-い、45-ろ、は、46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、48-い、ほ、へ、と、51-に、ほ、へ、52-い、ろ、は、に、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、は、に、ほ、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、に、62-い、ろ、63-い、ろ、は、64-は、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、り、67-い、ろ、は、68-い、ろ、72-い、ろ、は、に、91-い、ろ、92-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、100-い、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、り、1003-い、1007-は、に、1008-に、ほ、1009-い、ろ、は、に、ほ、へ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、は、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1014-い、1016-は、に、ほ、へ、2001-は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、2003-い、は、に、る、2004-い、へ、と、2005-に、2006-い、ろ、に、ほ、へ、2007-い、ろ、は、ほ、ち、2009-い、ろ、は、へ、2010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2011-い、ろ、は、に、ほ、と、2012-い、ろ、と、2013-ろ、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ	2,878.44	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	5,623.45		
	坂城町	15-ろ、19-い、ろ、は、24-い、ろ、は、に、と、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、26-ほ、27-へ、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-い、ろ、は、に、38-い、ろ、39-い、ろ、40-い、ろ、は、に、ほ	711.51	水源のかん養	水かん
		1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、3-い、ほ、と、ち、4-い、は、へ、5-い、6-ち、7-い、に、8-い、ろ、は、に、9-ろ、は、に、10-ろ、り、13-い、ほ、へ、と、14-は、ほ、15-は、に、へ、と、21-い、ろ、は、24-い、ほ、へ、25-と、26-は、に、27-い、ろ、は、28-に、へ、29-ろ、30-い、ろ、40-へ、と、42-ほ、43-ろ、44-り、ぬ、45-い、ろ、り、47-い、48-い、52-は、に、ほ、へ、53-に、55-と、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	363.24	土砂の流出崩壊防止	土流
		11-い	0.04	土砂の流出崩壊防止	土崩
		30-い、ろ	16.83	水源のかん養	干害
		29-ち	2.37	土砂の流出崩壊防止	落石
		26-い、ろ、は、29-ろ、30-い、ろ、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-は、に、48-へ、52-ろ、は	554.68	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	坂城町	1-い、は、に、ほ、2-い、ろ、は、に、ほ、3-ほ、ち、5-い、6-い、と、ち、7-い、8-に、9-ろ、に、10-い、ろ、り、13-い、ほ、へ、と、14-は、15-へ、21-は、22-い、ろ、は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、26-い、ろ、は、に、ほ、27-い、ろ、は、に、28-へ、30-い、ろ、31-い、32-い、ろ、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、36-い、ろ、37-は、に、40-へ、と、41-は、へ、42-は、44-り、ぬ、45-い、ろ、は、に、ほ、と、り、46-へ、48-へ、51-に、52-ろ、は、に、ほ、へ、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	1,505.61	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	3,154.28		
	小布施町	4-い、は、5-ろ、6-い	11.20	土砂の流出崩壊防止	土流
		4-は、6-い	21.34	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	32.54		
	高山村	17-へ、46-い、ろ、は、に、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、51-い、ろ、52-い、ろ、54-い、ろ、は、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、は、60-い、ろ、61-い、ろ、は、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、81-い、82-い、は、に、83-い、ろ、は、85-い、ろ、は、87-い、88-ろ、89-ろ、90-は、91-ろ、96-い、97-い、に、100-い、ろ、101-い、ろ、は、に、ほ、102-い、ろ、は、に、ほ、103-い、ろ、104-い、ろ、は、に、ほ、105-い、ろ、は、に、106-い、ろ、は、ほ、へ、107-い、ろ、は、108-ろ、は、に、ほ、へ、と、109-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、110-い、ろ、111-い、ろ、は、117-い、ろ、は、に、ほ、へ、118-ろ、は、に、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、120-ろ、は、121-い、ろ、は、122-ろ、は、123-ろ、は、に、126-い、ろ、127-い	2,845.33	水源のかん養	水かん
		1-は、ほ、7-ろ、は、9-へ、10-い、ろ、は、に、11-へ、と、12-い、へ、14-と、16-い、は、17-ろ、ほ、へ、18-い、ろ、は、20-い、ろ、に、22-に、ほ、23-ろ、は、24-ろ、25-い、ろ、は、26-い、30-は、33-ろ、34-い、37-は、に、51-は、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、ろ、61-い、ろ、は、に、62-い、は、に、ほ、63-い、ろ、は、64-い、65-い、ろ、は、66-ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、72-い、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、は、86-い、ろ、は、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、89-い、90-い、ろ、91-い、は、92-い、93-い、ろ、94-ろ、95-へ、96-い、105-ほ、106-に、107-に、108-い、109-い、ろ、111-に、113-い、119-ほ、へ、と、120-い、121-に、122-い、123-い、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、126-は、に、ほ	1,298.33	土砂の流出崩壊防止	土流
		116-ろ	0.58	土砂の流出崩壊防止	土崩
		17-い、18-は、に	2.29	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	高山村	1－は、2－に、16－に、17－ほ、18－ろ、20－い、58－へ、59－い、ろ、に、60－い、61－ろ、は、に、62－に、ほ、65－い、ろ、66－い、ろ、は、に、68－ろ、は、に、69－に、77－ろ、は、78－い、は、79－い、ろ、は、ほ、80－い、ろ、は、81－は、に、ほ、82－い、ろ、は、83－ろ、は、84－ろ、88－い、89－い、90－い、91－い、92－い、93－い、94－ろ、113－い	397.90	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1－い、は、に、2－い、ろ、は、に、3－い、ろ、は、に、ほ、へ、4－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5－い、ろ、6－い、ろ、は、7－い、ろ、は、に、ほ、10－は、に、12－い、に、ほ、14－へ、15－へ、16－い、ろ、17－ほ、へ、18－い、ろ、は、に、20－い、ろ、22－い、23－ほ、へ、と、26－に、27－ほ、29－い、ろ、32－い、33－い、37－い、ろ、は、に、ほ、38－い、ろ、は、46－ろ、は、に、47－い、54－ろ、55－い、56－い、ろ、は、58－へ、59－い、ろ、に、ほ、60－い、ろ、61－い、ろ、は、に、62－に、ほ、63－い、ろ、は、64－い、65－い、ろ、は、66－い、ろ、は、に、67－は、68－い、ろ、に、69－に、72－い、ろ、73－い、77－ろ、は、に、78－い、は、79－い、ろ、は、ほ、80－い、ろ、は、81－い、ろ、は、に、ほ、82－い、ろ、は、83－ろ、は、84－い、ろ、86－い、ろ、は、87－い、ろ、は、に、ほ、88－い、ろ、89－い、90－い、ろ、91－い、は、92－い、93－い、ろ、94－い、ろ、103－い、104－は、に、ほ、105－い、ろ、は、に、ほ、106－に、へ、107－ろ、は、に、108－い、ろ、は、109－い、ろ、111－に、120－い、121－に、123－い、ろ、は、に、124－い、ろ、は、に、125－い、ろ、は、に、ほ、126－は、に、ほ	2,983.29	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	7,527.72		
	信濃町	22－い、ろ、は、23－へ、24－に、ほ、30－ぬ、る、を、31－は、44－い、ろ	191.02	水源のかん養	水かん
		2－ろ、3－ろ、は、4－ろ、5－い、16－い、ほ、17－い、18－に、19－ほ、へ、と、ち、21－い、23－い、26－は、30－は、に、36－に、46－は、47－ほ	78.66	土砂の流出崩壊防止	土流
		79－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、80－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、81－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、82－い、ろ、は、に、83－い、ろ、は、に、ほ、へ	122.90	水源のかん養	干害
		29－に、30－い、ろ	1.16	土砂の流出崩壊防止	水害
		62－り	0.12	土砂の流出崩壊防止	落石
		13－ほ、15－ち、23－い、29－と、82－ろ	8.50	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		1－ち、3－ろ、に、4－い、ろ、13－ほ、15－ち、18－に、19－に、ほ、へ、と、ち、21－い、23－い、26－い、30－ぬ、36－に、40－に、47－ほ、83－ろ	324.19	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	726.55		

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	小川村	1-ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2-に、ち、ぬ、る、を、3-ろ、は、ほ、へ、と、ち、4-い、ろ、と、ち、り、5-へ、と、ち、6-は、に、ほ、と、ち、7-は、ほ、へ、と、ち、8-い、は、9-い、ろ、は、に、と、ち、り、る、10-い、ろ、に、ほ、へ、ち、ぬ、を、11-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、12-い、は、ほ、へ、と、14-ろ、に、へ、15-ろ、は、ほ、へ、と、16-い、ろ、は、に、ほ、と、17-ろ、は、に、と、ち、り、ぬ、る、18-ろ、は、と、ち、ぬ、19-は、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、23-い、に、ほ、と、25-い、ろ、ほ、へ、26-い、ろ、は、に、ほ、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、28-ろ、は、に、へ、29-い、は、に、ほ、30-い、に、31-い、ろ、は、32-い、33-い、ろ、は、に、34-と、35-い、ろ、に、36-い、ろ、は、に、37-へ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-い、は、ほ、40-ろ、は、に、ほ、41-は、に、ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、43-い、ろ、は、に、ほ、48-に、ほ、49-は、に、ほ、50-い、ろ、は、に、51-ろ、は、に、と、52-い、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、は、ほ、へ、と、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、に、ほ、り、57-い、ろ、は、に、ほ、58-ろ、へ、ち、り、59-は、に、ほ、61-ろ	747.07	土砂の流出崩壊防止	土流
		8-ほ、11-は、40-に、42-ほ、53-に	5.58	土砂の流出崩壊防止	土崩
		22-ろ、へ、ち、58-ろ、は、ほ、へ	22.62	水源のかん養	干害
		58-ろ、は、ほ、へ	20.81	水源のかん養	保健
		37-に、39-ほ、46-い	6.83	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-ろ、は、ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、6-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、7-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、8-い、は、ほ、へ、と、9-い、ろ、は、に、と、り、ぬ、る、10-い、ろ、に、ほ、へ、ち、り、る、を、11-い、に、ほ、へ、と、12-い、は、に、ほ、へ、と、り、る、13-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、14-い、ろ、は、へ、ち、15-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、17-ろ、は、に、と、ち、り、る、18-ろ、に、ほ、へ、と、ち、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25-い、ほ、26-い、ろ、は、に、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、30-い、ろ、に、31-い、33-ろ、は、36-は、に、37-い、へ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-は、ほ、40-ろ、は、に、41-ろ、は、に、ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、43-ろ、に、ほ、45-は、に、46-ろ、48-ろ、49-い、ろ、は、に、ほ、50-ろ、は、に、51-い、は、へ、と、52-い、へ、53-い、ろ、は、ち、54-は、ほ、と、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、に、ち、り、57-い、ろ、は、に、ほ、58-ろ、と、ち、り、59-は、に、ほ、へ、61-ろ、に、ほ、へ	2,521.70	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	3,324.61		
	飯綱町	25-い、ろ、は、に、28-い、1014-い、ろ、は、1015-い、ろ、は、に、ほ、1017-は	119.23	水源のかん養	水かん

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
長野	飯綱町	1ーろ、2ーに、ほ、3ーほ、へ、12ーに、ほ、13ーい、に、16ーろ、ぬ、24ーい、ろ、と、ち、ぬ、る、1001ーほ、1002ーい、に、ほ、1007ーい、1011ーい、1017ーろ、1018ーは、へ、1026ーい、ろ、は、に、1028ーい、1040ーい、ろ、は、1041ーい、ろ、は	75.32	土砂の流出崩壊防止	土流
		1ーい、に、1004ーに、1040ーは、1041ーろ	4.73	土砂の流出崩壊防止	土崩
		1040ーは、1041ーは	0.57	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地
		1013ーほ、1018ーい	3.01	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1ーい、ろ、は、に、2ーい、ろ、に、ほ、3ーほ、へ、12ーは、に、ほ、13ーい、に、16ーろ、ぬ、17ーい、18ーに、23ーぬ、る、24ーい、と、ち、り、ぬ、る、わ、か、25ーい、は、1001ーろ、1002ーに、ほ、1004ーに、1006ーへ、1018ーは、へ、1026ーに、1028ーい、は、1032ーい、ろ、1033ーい、は、1035ーは、に、1036ーに、1037ーは、ほ、へ、1040ーい、ろ、は、1041ーい、ろ	517.18	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	720.04		
		計(長野 地振)	52,223.68		
北信	中野市	6ーは、7ーい、ろ、は、10ーい、ろ、は、12ーい、13ーろ、14ーに、ほ、15ーは、16ーい、ろ、は、17ーい、ろ、は、18ーい、ろ、は、に、19ーい、ろ、は、20ーい、ろ、は、ほ、21ーほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、な、ら、30ーろ、は、に、ほ、31ーい、ろ、は、に、32ーい、ろ、1024ーい、ろ、は、に、ほ	735.93	水源のかん養	水かん
		15ーい、20ーろ、21ーむ、27ーほ、28ーい、ろ、ほ、30ーは、32ーい、33ーろ、は、34ーと、35ーは、37ーに、38ーい、43ーい、44ーは、45ーろ、49ーろ、1002ーい、1005ーい、1007ーろ、は、に、1009ーい、1010ーい、1014ーは、1015ーい、1016ーい、は、1017ーい、は、1019ーほ、1020ーい、1021ーへ、1028ーい、ろ、に、ほ、へ、1029ーに、ほ、1030ーい、ろ	60.16	土砂の流出崩壊防止	土流
		26ーい、43ーい、50ーは、1009ーい、1028ーへ	1.81	土砂の流出崩壊防止	土崩
		28ーち、29ーい、ろ、は、に、ほ、30ーい、32ーい、は、33ーい、ろ、は、34ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、35ーい、ろ、は	317.37	水源のかん養	干害
		1ーい、18ーに	14.79	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		30ーは、に、ほ、31ーい、ろ、は、に、32ーろ、1024ーい、ろ、は	108.64	水源のかん養	保健
		21ーむ、1014ーい、ろ、は、1019ーろ、は、に、1020ーは、に、1027ーい、1029ーろ、1030ーい、ろ	14.64	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1ーい、3ーは、6ーい、12ーい、13ーろ、14ーほ、17ーい、18ーい、に、21ーむ、24ーい、26ーい、28ーい、ろ、ほ、と、ち、29ーい、ほ、30ーろ、ほ、32ーい、33ーは、37ーい、に、38ーい、43ーい、ろ、44ーは、45ーろ、49ーろ、50ーは、51ーは、ほ、1002ーい、ろ、は、に、ほ、1003ーい、ろ、1005ーい、1007ーろ、は、に、1008ーは、1009ーい、ろ、は、1010ーは、1011ーに、1012ーい、ろ、1014ーは、1015ーい、は、1016ーい、は、1017ーい、は、1019ーほ、1020ーい、1021ーへ、1028ーい、ろ、に、ほ、1030ーい、ろ	832.49	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	2,085.83		

局	市 町 村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき 事項	備考
北 信	飯 山 市	9－に、11－に、12－い、ろ、は、に、13－い、ろ、は、に、 14－と、ち、り、15－と、17－い、ろ、は、に、18－に、ほ、 46－ろ、72－ろ、100－に、101－に、ほ、102－い、ろ、は、 に、103－い、ろ、104－い、107－は、110－ほ、111－ろ、1 12－い、ろ、は、に、113－い、ろ、は、114－い、ろ、は、 115－い、ろ、は、に、116－い、ろ、は、に、117－い、ろ、 は、に、120－ほ、へ、121－は、122－い、128－は、154－ に、155－い、ろ、は、に、ほ、へ、156－い、ろ、157－い、 ろ、は、158－い、ろ、は、159－い、ろ、は、160－い、ろ、 は、に、161－い、ろ、162－い、ろ、163－い、ろ、164－い、 ろ、は、に、ほ、へ、165－い、ろ、は、に	1,284.48	水源のかん養	水か ん
		1－い、7－は、10－い、13－い、ろ、は、に、14－ろ、と、 17－に、18－い、ろ、に、19－は、21－ほ、22－い、ろ、24 －に、と、ち、り、25－ろ、に、27－に、28－へ、32－ろ、 に、33－ほ、34－い、ほ、35－ろ、は、に、36－ろ、は、37 －い、ほ、へ、と、38－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、 り、39－い、40－ほ、41－ほ、42－に、へ、43－い、ろ、と、 ち、44－い、と、45－ろ、は、46－に、47－い、48－へ、49 －い、と、50－い、55－ろ、57－い、58－い、59－い、63－ い、ろ、64－と、ち、65－い、68－い、は、ほ、と、71－は、 に、72－ろ、73－い、は、に、80－ほ、86－ほ、87－い、ろ、 は、88－ろ、92－へ、98－は、100－い、105－い、106－に、 108－に、109－い、ろ、は、110－に、125－は、127－い、1 33－い、ろ、は、136－い、ろ、は、に、137－い、ろ、は、 ほ、138－い、ろ、に、139－ろ、は、に、ほ、143－ち、150 －ろ、152－ち	424.78	土砂の流出崩 壊防止	土流
		24－と、40－は、56－は、166－ろ	1.82	土砂の流出崩 壊防止	土崩
		71－り、72－は、81－は、に、ほ、へ、99－い、121－い、 ろ、122－い、ろ、は、に、131－い、ろ、132－い、ろ、は、 に、ほ、133－い、ろ、は、134－い、ろ、は、に、ほ、135 －い、ろ、は、に、ほ、136－い、ろ、は、137－は、に、ほ、 138－い、ろ、に、139－い、ろ、は、ほ、140－い、ろ	415.15	水源のかん養	干害
		1－い、18－ほ、23－ち、32－ろ、48－い、54－ほ、70－ほ、 へ、71－は、ほ、と、り、79－へ、91－と、97－へ、98－ろ、 に、104－い、105－ろ、106－に、119－い、ろ、123－は、1 24－に、141－い、154－は、168－ほ	87.16	土砂の流出崩 壊防止	雪崩
		71－り、72－は、81－は、に、ほ、へ、121－い、ろ、122－ い、ろ、は、に、147－い、148－ろ、149－い	67.96	水源のかん養	保健
		18－い、131－い、133－ろ、は、138－い、ろ、は	9.77	土砂の流出崩 壊防止	砂防 指定 地

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
北信	飯山市	1-い、8-は、10-い、は、11-ろ、は、13-は、に、14-ろ、と、15-ろ、16-い、ろ、17-ろ、は、に、18-い、ろ、に、ほ、19-ろ、は、20-い、ろ、21-ほ、22-い、23-ち、24-に、ほ、へ、と、ち、り、25-ろ、に、29-ち、30-は、に、32-ろ、35-ろ、は、36-ろ、37-い、ろ、と、39-い、42-へ、43-へ、と、ち、44-い、ろ、へ、と、45-ろ、は、46-は、48-い、へ、49-い、51-い、53-に、54-い、に、ほ、55-ろ、56-い、57-い、59-い、ろ、は、に、60-は、61-に、ほ、へ、62-ほ、へ、63-い、ろ、64-と、ち、68-は、ち、69-は、に、へ、と、70-に、ほ、へ、71-は、ほ、と、72-は、に、79-へ、80-い、ろ、に、ほ、82-へ、85-ろ、86-ほ、87-い、ろ、は、ほ、88-ろ、91-に、へ、と、97-へ、98-ろ、は、に、り、99-に、ほ、104-い、105-ろ、106-に、118-ろ、119-い、ろ、123-ろ、は、124-に、125-い、126-い、131-い、ろ、133-い、ろ、は、136-い、ろ、は、に、137-い、ろ、は、ほ、138-い、ろ、139-い、ろ、は、に、141-い、ろ、は、143-ち、り、159-は、160-い、161-い、166-ろ、167-に、168-い、ほ	2,189.74	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	4,480.86		
	山ノ内町	22-ろ、42-い、63-ち、65-い、ろ、は、に、ほ、へ、66-は、に、ほ、へ、と、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、69-い、ろ、は、に、70-い、72-い、ろ、は、73-い、ろ、は、74-い、76-い、ろ、ほ、へ、77-い、ろ、は、に、ほ、へ、78-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、83-い、ろ、は、に、89-い、ろ、は、に、90-ろ、は、に、117-い、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-ろ、は、に、ほ、142-い、ろ、は、143-い、ろ、は、144-い、ろ、145-い、ろ、150-は、166-い	2,790.66	水源のかん養	水かん
		2-ろ、18-ろ、21-ぬ、る、22-へ、25-は、26-ろ、28-ろ、29-は、58-い、と、59-い、84-い、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、に、ほ、88-い、ろ、は、117-い、ろ、は、118-へ、120-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、122-に、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-ろ、は、ほ、へ、137-ほ、141-い、ろ、は、152-に、153-い、ろ、157-い、ろ、158-い	738.71	土砂の流出崩壊防止	土流
		20-い、24-い、ろ、25-は、に、26-ろ、28-い、ろ、は、29-は、38-は、48-い	8.76	土砂の流出崩壊防止	土崩
		121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-ろ、は、に、ほ	640.01	水源のかん養	保健
		136-と、ち	35.71	土砂の流出崩壊防止	風致
		18-い	1.16	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
北信	山ノ内町	5-ほ、8-へ、20-い、ろ、21-い、ろ、ち、り、を、わ、22-い、ろ、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、38-い、ろ、39-い、45-い、46-ろ、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、85-に、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、は、91-い、ろ、108-い、ろ、109-い、ろ、110-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、に、ほ、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、135-ろ、は、ほ、へ、137-は、ほ、146-い、147-ろ、148-い、150-い、ろ、は、152-い、ろ、に、153-い、ろ、158-い、165-い	3,244.70	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		5-ほ、へ、と、ろ、8-い、へ、10-に、ち、18-い、ろ、19-い、は、に、20-い、ぬ、ろ、21-い、ろ、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、22-い、ろ、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、は、29-は、31-は、32-い、38-い、39-い、ろ、は、45-い、に、46-に、48-い、ろ、50-ろ、ほ、51-ろ、は、58-と、59-い、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、85-い、ろ、は、に、ほ、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、は、91-い、ろ、は、107-は、108-い、ろ、109-い、ろ、110-い、ろ、は、に、112-い、ろ、は、に、113-い、ろ、は、に、ほ、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、116-い、ろ、は、に、117-い、ろ、は、118-い、ろ、は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、ろ、を、わ、か、よ、た、れ、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、123-い、ろ、は、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、126-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127-い、ろ、は、に、へ、129-ろ、134-い、ろ、は、に、ほ、へ、135-ろ、は、に、ほ、へ、137-ほ、141-い、ろ、は、147-ろ、148-い、150-い、ろ、は、152-い、ろ、153-い、ろ、157-ろ、158-い	4,811.99	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	12,271.70		
	木島平村	3-は、7-ろ、は、に、ほ、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、15-ろ、は、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、47-い、ろ	357.26	水源のかん養	水かん
		10-に、37-は、38-は、39-い、41-ろ、45-に、46-は	21.63	土砂の流出崩壊防止	土流
		1-は、6-い、ろ、は	35.35	水源のかん養	干害
		13-は、14-い、20-ろ、21-ろ、は、35-に、39-い	17.47	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		9-い、ろ、に、13-に、14-い、ほ、15-い、は、16-い、17-い、ろ、は、18-い、29-い、ろ、は	16.77	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-ほ、へ、と、9-い、ろ、は、に、10-い、ろ、に、13-ろ、は、14-い、ほ、15-い、ろ、は、16-い、へ、17-い、ろ、は、18-い、は、ほ、へ、19-ろ、は、21-い、ろ、は、ほ、25-ろ、は、に、26-い、ろ、は、36-い、は、37-い、ろ、に、39-い、45-い、ろ、は、に、ほ、46-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	527.02	土砂の流出崩壊防止	山災防止

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
北信		計	975.50		
	野沢温泉村	17-ろ、は、20-ろ、は、に、21-は、に、ほ、へ、60-い、ろ、は、に、ほ	181.43	水源のかん養	水かん
		1-い、ろ、は、2-い、ろ、6-は、13-い、22-い、23-い、25-へ、39-ろ、40-は、に、41-い、ち、42-い、に、ほ、60-い、61-い、ろ	69.50	土砂の流出崩壊防止	土流
		38-は	0.57	土砂の流出崩壊防止	土崩
		8-ろ	13.28	水源のかん養	干害
		6-に、9-い、10-い、は、13-い、15-ろ、16-い、35-と、37-ろ、38-ほ、へ、41-ほ、42-は、43-い、44-い、45-ろ、51-は、53-ろ、は、55-は	119.91	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		1-ろ、は、2-い、ろ、6-は、に、7-い、9-い、13-い、15-ろ、19-ろ、22-い、23-い、に、24-い、25-と、32-は、33-い、34-に、へ、35-い、と、37-い、ろ、は、38-は、ほ、へ、39-ろ、と、ち、40-に、41-ほ、42-い、は、に、ほ、43-い、44-い、51-は、53-ろ、は、56-い、61-い、ろ	516.63	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	901.32		
	栄村	2-い、ろ、は、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、に、22-ろ、24-い、ろ、は、に、25-い、は、に、26-ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、47-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、48-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、49-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、57-い、は、に、58-い、は、に、59-は、に、60-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、79-ろ、84-に、87-ち、り、88-い、ろ、89-は、に、ほ、へ、91-い、ろ、は、92-い、ろ、94-ろ、は、95-へ、と、96-い、ろ、は、に、101-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、102-い、ろ、103-い、ろ、は、127-い、ろ、128-い	2,609.61	水源のかん養	水かん
		8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-ろ、ほ、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、12-ち、13-い、15-は、に、ほ、へ、と、16-り、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、ほ、19-い、ろ、ほ、20-い、ろ、ほ、21-は、22-い、に、24-は、25-は、26-に、27-は、に、29-は、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、32-ろ、ち、41-ろ、ほ、51-い、は、に、52-に、54-い、ろ、67-ろ、ほ、へ、と、ち、68-い、ろ、69-は、ほ、ち、71-い、72-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、73-ろ、は、75-は、80-ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、は、に、97-ろ、103-い、105-い、ろ、は、106-い、は、107-い、ろ、は、に、ほ、へ、108-い、に、ほ、109-い、ろ、に、ほ、113-い、は、114-い、ろ、は、に、へ、115-い、は、に、ほ、へ、と、116-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、117-は、に、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、ほ、124-い、ろ、に	1,764.85	土砂の流出崩壊防止	土流
		30-と、31-に、70-い、121-い	2.12	土砂の流出崩壊防止	土崩
		1-い、17-は、20-は、に、ほ、51-ほ	131.26	水源のかん養	干害
		16-ほ、27-は、ほ、28-は、31-に、51-い、69-ろ、70-い、ろ、は、72-ほ、ち、81-い、は、100-ほ、110-い、121-い	44.65	土砂の流出崩壊防止	雪崩
		13-ろ	0.64	土砂の流出崩	急傾

局	市町村	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
北信	栄村			壊防止	斜地
		9-い、ろ、は、に、ほ、113-い	38.36	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		5-い、6-ろ、は、に、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、は、に、ほ、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、13-い、ろ、に、15-ろ、は、に、ほ、と、16-ほ、へ、と、ち、り、17-い、は、18-い、ほ、20-い、ろ、ほ、21-は、22-い、に、24-は、25-は、27-は、ほ、28-は、29-に、30-ろ、は、ほ、へ、と、31-ろ、に、32-ち、り、41-ろ、ほ、51-い、ろ、は、に、ほ、へ、52-い、に、67-ろ、69-い、は、ほ、ち、70-い、ろ、は、72-は、ほ、へ、と、ち、り、73-い、ろ、80-ろ、は、81-い、ろ、は、に、82-ろ、は、に、93-い、ろ、97-ろ、は、に、100-い、は、に、ほ、101-い、ろ、103-い、104-に、105-い、ろ、は、106-い、107-い、ろ、は、に、ほ、へ、108-に、109-い、ろ、に、ほ、110-い、ろ、は、112-い、ろ、は、113-い、ろ、114-い、ろ、は、へ、115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、116-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、117-い、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、124-い、ろ、に	3,519.93	土砂の流出崩壊防止	山災防止
		計	8,111.42		
	計(北信 地振)	28,826.63			
計(千曲川下流)			81,050.31		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けます。

また、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。

なお、太陽光発電設備の設置にあたり、小規模な林地開発でも土砂の流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮します。

また、次の点に留意します。

- ア 県は、保安林制度、林地開発許可制度などの法令の基準を遵守するよう指導を徹底します。
- イ 市町村は、伐採届による小規模林地開発の案件に対しては、林地開発許可基準に準じた計画とするよう指導します。
- ウ 県及び市町村は、森林の有する公益的機能に配慮し、最小限の土地の形質変更に努めるよう、土地の形質を変更しようとする者を指導します。
- エ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）や長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（長野県条例第33号）に基づき、盛土等の工事を行う際の技術基準を遵守するよう指導を徹底します。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の^{かん}涵養、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 治山事業の実施に関する方針

県民生活の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、『災害に強い森林づくり指針（長野県林務部）』に基づき、流域治水の取組と連携を図りつつ次のとおり治山事業を実施します。

ア 荒廃山地・荒廃危険地の復旧、整備

- ・ 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- ・ 森林整備と筋工の組合せによる森林土壌の保全強化
- ・ 流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減
- ・ 既存治山施設の点検調査、機能強化、長寿命化対策
- ・ I C Tや新技術の施工現場への導入

イ 住民等と協働して行う山地防災力を高めるための取り組み

- ・ 地域住民による自主的な防災活動を促すために、防災講演会や説明会等の開催
- ・ 地域住民による森林の見回りや防災マップづくりなどの取り組みに対する技術的な支援



事業実施に向けた住民説明



治山ダムの設置状況

(3) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適切に行います。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存在するものについては、当該保安林を特定保安林に指定するとともに、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保残に関する基本的事項に即し、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

- ・ 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、またはその恐れがあると認められる森林、樹冠が疎開しており、林木の生育状況からみてうっ閉せず、またはうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、またはおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため、早急に施業を実施する必要があると認められること。
- ・ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
- ・ 法令上の制限、林内路網の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、特に、次の点に留意して定めることとします。

- ・ 区域設定の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣(ツキノワグマ等)についても対象とします。
- ・ 区域の設定は、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害防止のための森林であって、人工林を基本とし、森林資源の状況に応じて天然林も含めることとします。
- ・ 設定区域は林班を単位とし、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な生育を図るため、森林所有者等による巡視や被害状況調査のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる次の方法による鳥獣害防止対策を推進します。

- ・ 緩衝帯及び防護柵・電気柵の設置又は維持管理
- ・ 幼齢木の食害防止チューブの設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布
- ・ わな及び銃器による捕獲
- ・ 出没に関する情報提供や注意喚起

その際、関係行政機関等との連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認することとします。

(3) 鳥獣害対策の方針（(1)及び(2)に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、各種対策を総合的に実施します。

種 名	対象個体群	現 状	対 策
ニホンジカ	関東山地 八ヶ岳 南アルプス	高い生息密度で 推移している	① 個体数調整の実施に加え、狩猟期 間の延長等による捕獲の促進 ② 防護柵の設置等による被害防除 ③ ジビエ振興等有効活用対策の積極 的な推進
	その他の地域	生息分布拡大に よる被害の増加 が懸念される。	
ツキノワグマ	関東山地 南アルプス	生息数はやや少 ない	① 森林環境整備による生息域の確保 と緩衝帯整備によるすみ分け ② 誘引の原因となる嗜好性の高い 農作物等へ電気柵の設置を実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲
	八ヶ岳	生息数は非常に 少ない	
	その他の地域	推定生息数は 増加している	
ニホンザル	全 域	生息分布に大き な変化は見られ ない	① 電気柵設置による被害防除 ② 出没防止のための生息環境の整備 (緩衝帯整備と森林整備の推進) ③ 部分捕獲を基本とする群れの個体 数管理
ニホン カモシカ	全 域	生息数は維持ま たは漸減傾向。	① 防護柵、食害防止チューブ等の 物理的対策及び忌避剤による科学的 防除の実施 ② 被害防除対策を優先に、地域個体 群が維持される範囲で、加害個体を 特定して捕獲
イノシシ	全 域	林産物（きのこ 等）の被害があ る。	① 出没防止のための生息環境の整備 (緩衝帯整備と森林整備の推進) ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等の森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。

ア 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林の周辺部の樹種転換
- ・ 抵抗性を有するマツへの転換

○ 主伐(更新伐を含む。)、間伐等について

- ・ 「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和3年3月16日付け3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。
- ・ 伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進します。
- ・ 主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

イ カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進める、広葉樹林の整備など、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

ウ スギノアカネトラカミキリの被害防止

スギノアカネトラカミキリは、スギ・ヒノキ生立木の枯れ枝に産卵し、幼虫が枯れ枝から樹幹部に入って死節の周辺を食害し、幹材にトビクサレ被害を起こす材質劣化害虫です。林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めることが有効な防除法です。

エ カラマツ先枯病の被害防止

カラマツ先枯病は、森林病虫害等防除法第2条第1項第3号の政令で定める病気の一つです。苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木時の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

オ その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

(2) 林野火災の予防の方針

ア 火入れ許可

市町村森林整備計画において、森林法に基づく次の内容を定め、住民へ周知徹底を図り、林野火災を予防します。

森林又は森林に接近している範囲 1 キロ平方メートル以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）においては、その森林又は土地の所在する市町村長の許可を受けて指示することに従ってでなければ、火入れをすることはできません。（森林法第 21 条第 1 項）また、市町村長は、火入れの目的が次の内容でないと、許可することができません。（森林法第 21 条第 2 項）

- ア 造林のための地ごしらえ
- イ 開墾準備
- ウ 害虫駆除
- エ 焼畑
- オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）

なお、火入れをしようとする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れをしようとする森林又は土地に接近している範囲 1 キロ平方メートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければなりません。（森林法第 22 条）

イ 啓発活動

毎年実施している山火事予防の啓発活動を、今後も継続して行うものとします。特にイベント等の会場では、積極的に山火事予防の普及啓発を行います。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害を未然に防止することを目的として、県、市町村の行政機関だけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。



地域振興局の普及啓発の様子



山火事予防の普及啓発チラシ

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進します。その森林の保健機能の増進については次のとおり定めます。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の^{かん}涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

イ 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

- a 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- b 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- c 四季を通じて利用可能な施設の設置
- d 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- e 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- f 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- g 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- a 森林及び森林保健施設の適切な管理
- b 防火体制及び防火施設の整備
- c 利用者の安全
- d 交通の安全・円滑の確保

(3) 立木の期待平均樹高

対象森林の樹冠を構成する立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めます。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案した資源予測を行い、森林資源の循環利用を推進し、持続可能な地域林業の構築を目指した伐採量を計画しました。

【表6－1】伐採の方法及び針広別の伐採立木材積の計画量

(単位 材積：千m³)

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,674	1,505	169	490	475	15	1,184	1,030	154
前半5ヵ年の計画量	837	759	78	234	227	7	603	532	71

2 間伐面積

第6の1による間伐に係る伐採立木材積、人工林の森林資源量等を勘案して定めました。

【表6－2】間伐面積の計画量

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総数	9,858
前半5ヵ年の計画量	5,025

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1の伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により、造林面積を計画しました。

- ・ 単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・ 天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・ 上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

【表6－3】人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量

(単位 面積：ha)

区 分	人工造林	天然更新
総数	2,304	506
前半5ヵ年の計画量	1,056	253

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

ア 総括表

(単位 延長:m)

樹立	開 設 (新 設)				開 設 (改 築)			
	路線数	路線延長			路線数	路線延長		
		前 期	後 期	計		前 期	後 期	計
計画区計	34	193,610	117,311	310,921	5	185	5,464	5,649
林道	34	13,610	50,311	63,921	5	185	5,464	5,649
森林作業道		180,000	67,000	247,000				
長野地区計		133,410	87,531	220,941	5	185	5,464	5,649
長野市	19	5,200	32,079	37,279	3	171	2,270	2,441
須坂市	3	200	4,600	4,800	1	0	3,008	3,008
千曲市	6	410	4,452	4,862	1	14	186	200
坂城町	0	0	0	0	0	0	0	0
小布施町	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0
信濃町	2	6,000	0	6,000	0	0	0	0
飯綱町	1	600	1,400	2,000	0	0	0	0
小川村	0	0	0	0	0	0	0	0
林道 計	31	12,410	42,531	54,941	5	185	5,464	5,649
森林作業道		121,000	45,000	166,000				
北信地区計		60,200	29,780	89,980	0	0	0	0
中野市	2	0	6,280	6,280	0	0	0	0
飯山市	1	1,200	1,500	2,700	0	0	0	0
山ノ内町	0	0	0	0	0	0	0	0
木島平村	0	0	0	0	0	0	0	0
野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	0	0
栄村	0	0	0	0	0	0	0	0
林道 計	3	1,200	7,780	8,980	0	0	0	0
森林作業道		59,000	22,000	81,000				

樹立	拡 張 (改 良)				拡 張 (舗 装)			
	〔箇所線数〕	路線延長			路線数	路線延長		
		前 期	後 期	計		前 期	後 期	計
計画区計	[398] 82	20,672	24,734	45,406	47	13,595	52,836	66,431
林道	[398] 82	20,672	24,734	45,406	47	13,595	52,836	66,431
長野地区計	[293] 47	9,790	15,206	24,996	34	13,595	34,483	48,078
長野市	[159] 18	6,350	10,310	16,660	14	6,191	11,605	17,796
須坂市	[31] 7	600	2,006	2,606	2	0	2,400	2,400
千曲市	[71] 15	1,440	2,490	3,930	13	5,504	10,279	15,783
坂城町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0
小布施町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	[15] 4	200	400	600	2	1,000	4,269	5,269
信濃町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0
飯綱町	[0] 0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	[17] 3	1,200	0	1,200	3	900	5,930	6,830
林道 計	[293] 47	9,790	15,206	24,996	34	13,595	34,483	48,078
北信地区計	[105] 35	10,882	9,528	20,410	13	0	18,353	18,353
中野市	[13] 2	100	2,000	2,100	1	0	500	500
飯山市	[5] 5	0	950	950	5	0	4,200	4,200
山ノ内町	[32] 14	3,830	400	4,230	0	0	0	0
木島平村	[35] 6	700	1,500	2,200	2	0	1,796	1,796
野沢温泉村	[8] 5	0	4,428	4,428	3	0	8,707	8,707
栄村	[12] 3	6,252	250	6,502	2	0	3,150	3,150
林道 計	[105] 35	10,882	9,528	20,410	13	0	18,353	18,353
森林作業道								

※林道とは、林道、林業専用道をいう。

※本総括表の内、開設(新設)は森林作業道の延長を含むものとし、イ 路網計画 開設(新設)路線別表と一致しない。

イ 路網計画 開設(新設)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考	
			地区名	市町村名							
開設（新設）	自動車道	林道	長野	長野市	宮坂	2,000	51	○	04696		
					菱田	50	53		05420		
					古藤	600	32	○	40233		
					峯山	2,200	97	○	40486		
					原	4,000	174		40195		
					二本松	3,500	50		40488		
					東京	2,409	143		04468		
					黒土	1,000	74		40489		
					大沢	1,500	127		04934		
					柄山	4,500	183		04929		
					長崎入	1,000	71		40487		
					曲尾	1,000	73		04935		
					二丁田花倉	1,800	30		05587		
					長者	2,300	64		40470		
					埋家	1,220	64		04700		
					大内峠	4,400	96		04940		
					高福寺	1,800	45		05598		
					矢原柴尾	600	59	○	04938		
					計18路線 前期 後期	35,879 3,800 32,079					
					須坂市	うつくし	800	279		03432	
								((60)) (614)			
						戸谷沢	2,000	238	○	04668	
						タカオチバ	2,000	136		40339	
						計3路線 前期 後期	4,800 200 4,600				
					千曲市	佐野薬師	300	31	○	05378	
						日向山	110	61	○	40276	
						篠山	840	40		05421	
						宮坂仙石	312	41		05258	
						夕日山	1,800	88		04792	
				葭生		1,500	194		04002		
				計6路線 前期 後期		4,862 410 4,452					
				飯綱町	霊仙寺	2,000	52	○	40481		
					計1路線 前期 後期	2,000 600 1,400					
				長野計		計28路線 前期 後期	47,541 5,010 42,531				
				北信	中野市	大熊	280	34		05427	
						間山更科	6,000	500		02201	
						計2路線 前期 後期	6,280 0 6,280				
					飯山市	福島北入	2,700	116		04069	
						計1路線 前期 後期	2,700 1,200 1,500				
				北信計		計3路線 前期 後期	8,980 1,200 7,780				
				計画区計		計31路線 前期 後期	56,521 6,210 50,311				

※本表は開設(新設)計画の内、林道計画分を登載したものである。※()内の数字は、国有林面積。(())の数字は、官行造林地面積。

イ 路網計画 開設(新設)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
開設(新設)	自動車道	林業専用道	長野	長野市	すずり石	1,400	80	○		
					計1路線 前期 後期	1,400 1,400 0				
				信濃町	古海	3,500	130	○	40564	古海県有林
					古海支	2,500	48	○	05628	古海県有林
					計2路線 前期 後期	6,000 6,000 0				
				長野計	計3路線 前期 後期	7,400 7,400 0				
			北信	飯山市	柳原	1,200	30	○		柳原県有林
					計1路線 前期 後期	1,200 1,200 0				
				北信計	計1路線 前期 後期	1,200 1,200 0				
			計画区計		計4路線 前期 後期	8,600 8,600 0				

※本表は開設(新設)計画の内、林業専用道計画分を登載したものである。

ウ 路網計画 開設(改築)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位 置		路 線 名	箇所数 及び延長	利 用 区 域	前半5カ 年計画	路線 番号	備 考
			地区名	市町村名						
開設 (改築)	自動車道	林道	長野	長野市	蟻ヶ崎	700	119	○	04056	中野市
					大川	1,100	(4,157) 2,255	○	01003	
					桧ノ木沢	641	117	○	04064	
					計3路線 前期 後期	2,441 171 2,270				
				須坂市	米子不動	3,008	(1,018) 816		02005	
					計1路線 前期 後期	3,008 0 3,008				
				千曲市	大池	200	60	○	04001	麻績村
					計1路線 前期 後期	200 14 186				
				長野計	計5路線 前期 後期	5,649 185 5,464				
					計5路線 前期 後期	5,649 185 5,464				
				計画区計		計5路線 前期 後期				
						5,649 185 5,464				

工 路網計画 拡張(改良)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張(改良)	自動車道	林道	長野	長野市	東 豊	[6] 500	(292) 431		02019	幅員改良
					三 登 山 山 麓	[3] 300	637		02229	法面保全
					朝 日 山	[5] 500	491		03021	法面保全
					倉 科 坂	[3] 250	181		04448	法面保全
					桐 宮	[3] 250	155		04796	局部改良 法面保全
					御 林	[2] 150	414	○	03139	法面保全
					高 岡 山 新 田	[4] 310	640		02021	法面保全
					山 の 神	[2] 500	204		02020	幅員改良
					立 山	[1] 100	16	○	06049	局部改良
					釜 岩	[10] 700	644		02230	法面保全
					大 川	[33] 3,000	(4,200) 2,212	○	01003	局部改良(橋) 局部改良 法面改良
					西 岳	[30] 3,000	(366) 322		02169	局部改良
					土 倉	[30] 3,000	348		03175	局部改良
					五 百 山	[2] 100	91	○	40178	局部改良
					左 右 前 山	[4] 200	102		40175	局部改良 法面保全
					津 上	[8] 400	130		04799	局部改良 法面保全
					池 の 平	[8] 400	37		40176	局部改良 法面保全
					聖 山 頂	[5] 3,000	306	○	03314	法面保全
					計18路線 計159箇所 前期 後期	16,660 6,350 10,310				
				須坂市	米 子 不 動	[5] 500	(1,011) 819	○	02005	局部改良 橋梁改良 法面保全
					大 谷 不 動	[3] 300	796		02004	交通安全 法面保全
					栃 平	[10] 1,000	((50)) 614		02155	局部改良 交通安全 法面保全
					月 生	[5] 500	152		03086	交通安全 法面保全
					熊 野 権 現	[2] 200	28		05426	交通安全 法面保全

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種 別	区 分	位 置		路 線 名	箇所数 及び延長	利 用 区 域	前半5カ 年計画	路線 番号	備 考
			地区 名	市町村名						
拡張(改良)	自動車道	林道	長野	須坂市		[5]	((60)) (614)			
					戸 谷 沢	100	238	○	04668	局部改良 法面保全
					米 子 不 動 支	[1] 6	55		04923	橋梁補修
					計7路線 計31箇所 前期 後期	2,606 600 2,006				
				千曲市		[6]				
					更 埴 坂 城	200	670		02231	局部改良
					芝 平 樽 滝	[7] 440	640	○	02167	局部改良 法面保全
					不 動 滝	[6] 340	524		02002	局部改良 法面保全
					古 家	[6] 200	95		40127	法面保全
							((23))			
					更 埴 大 岡	[3] 180	52		40124	局部改良 法面保全
					大 洞	[2] 60	74		04613	法面保全
					宮 坂 支	[4] 190	31	○	05214	局部改良 法面保全
					佐 野 山	[5] 500	101		40125	法面保全
					猿 ケ 馬 場	[2] 80	158	○	04786	局部改良
					山 の 神	[3] 60	60	○	04004	局部改良
					冠 着 山	[6] 210	236		03008	法面保全
					北 山	[3] 270	57	○	04008	局部改良 法面保全
					久 露 滝	[3] 90	58		40131	法面保全
					権 治 郎	[10] 400	35	○	05253	局部改良
					宮 坂	[5] 710	94	○	40121	局部改良 法面保全
					計15路線 計71箇所 前期 後期	3,930 1,440 2,490				
				高山村		[6]	((96))			局部改良 橋梁改良 法面保全
					湯 沢	200	1,192		02008	
							((142))			
					山 田 入	[4] 200	414		02009	局部改良
					天 神 原	[2] 100	167	○	04421	法面保全
					中 日 影	[3] 100	233	○	02226	局部改良 法面保全
					計4路線 計15箇所 前期 後期	600 200 400				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種 別	区 分	位 置		路 線 名	箇所数 及び延長	利 用 区 域	前半5カ 年計画	路線 番号	備 考
			地区 名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	小川村	李 平	[10] 1,000	606	○	02023	橋梁改良 局部改良 法面保全
					上 和 桐 山	[5] 100	801	○	02117	橋梁改良 局部改良 法面保全
					山 中	[2] 100	53	○	04375	法面保全
					計3路線 計17箇所 前期 後期	1,200 1,200 0				
				長野計	計47路線 計293箇所 前期 後期	24,996 9,790 15,206				
			北信	中野市	矢 崎	[3] 100	88	○	40147	局部改良 法面保全
					間 山 桜 沢	[10] 2,000	270		03403	法面保全
					計2路線 計13箇所 前期 後期	2,100 100 2,000				
				飯山市	上 新 田	[1] 200	85		40236	局部改良
					入 山	[1] 150	86		03067	局部改良
					福 島 北 入	[1] 200	116		04069	局部改良
					塔 ノ 原	[1] 300	68		04073	局部改良
					神 戸	[1] 100	65		40238	局部改良
					計5路線 計5箇所 前期 後期	950 0 950				
				山ノ内町	丸 山 中 津 川	[2] 100	1,214	○	01041	局部改良 法面保全
					金 倉 竜 王	[2] 230	1,170	○	02014	橋梁改良 局部改良
					倉 下	[4] 1,500	1,029	○	02015	橋梁改良 局部改良
					乗 廻	[2] 200	137	○	04015	局部改良
					前 坂 臂 出 原	[1] 100	101	○	04526	局部改良
					横 倉	[3] 300	361	○	03015	局部改良
					上 条 山	[1] 100	205	○	03319	局部改良
					角 間 入	[5] 500	1,364	○	02012	局部改良
					貝 鐘	[1] 100	157		04784	局部改良
					ビ ッ タ リ	[1] 100	133	○	04554	局部改良

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	北信	山ノ内町	三 沢	[3] 300	251	○	09079	局部改良
					菅 入	[3] 300	209		03162	局部改良
					笠 岳	[2] 200	44	○	03152	隧道改良 局部改良
					中 津 川	[2] 200	95	○	03285	橋梁改良 局部改良
					計14路線 計32箇所 前期 後期	4,230 3,830 400				
				木島平村	清 水 平	[20] 700	((50)) (1,111) 231	○	02140	局部改良 法面保全
					猿 ケ 沢	[4] 200	(173) 118		03489	局部改良
					中 の 沢	[2] 100	57		40160	法面保全 局部改良
					三 沢	[2] 100	75		04022	局部改良 法面保全
					内 山	[2] 100	180		04785	局部改良 法面保全
					力 ヤ の 平	[5] 1,000	(20) 297		03184	局部改良 法面保全
					計6路線 計35箇所 前期 後期	2,200 700 1,500				
				野沢温泉村	中 尾	[4] 180	(166) 214		03019	法面保全
					柄 沢	[1] 300	(100) 180		03440	局部改良
					幕 野	[1] 1,314	105		40164	幅員拡張
					池 田 峰	[1] 1,223	86		04023	幅員拡張
					本 沢	[1] 1,411	104		40161	幅員拡張
					計5路線 計8箇所 前期 後期	4,428 0 4,428				
				栄村	秋 山	[10] 5,000	(1,027) 867	○	01038	橋梁改良 法面保全
					青 倉	[2] 250	(61) 211		03182	局部改良
					栄	[1] 1,252	((90)) (2,858) 5,215	○	01042	隧道改良 交通安全
					計3路線 計12箇所 前期 後期	6,502 6,252 250				
				北信計	計35路線 計105箇所 前期 後期	20,410 10,882 9,528				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種 別	区 分	位 置		路 線 名	箇所数 及び延長	利 用 区 域	前半5カ 年計画	路線 番号	備 考
			地区 名	市町村名						
			計画区計		計82路線 計398箇所 前期 後期	45,406 20,672 24,734				

※()内の数字は、国有林面積。(())の数字は、官行造林地面積。

才 路網計画 拡張(舗装)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (舗装)	自動車道	林道	長野	長野市	三ツ出北郷	600	34	○	40226	
					桑根井	800	70		04029	
					鳥打峠	900	14	○	04920	
							((22)) (146)			
					笹平	100	229		03469	
					大山	397	36		05130	
					大豆皮	700	16		06039	
					陣場平	608	182		03025	
					台坂	800	84		03475	
					西山	1,000	36		40216	
							(292)			
					東豊	1,000	431		02019	
					土倉	6,200	348		03175	
					左右前山	991	102	○	40175	
					篠山	2,800	63	○	40231	
					猪ノ平支	900	94	○	40229	
					計14路線 前期 後期	17,796 6,191 11,605				
				須坂市	花田	1,200	189		04389	
					東ノ入	1,200	200		03372	
					計2路線 前期 後期	2,400 0 2,400				
				千曲市			((14))			
					蔑生	2,000	194		04002	
					宮坂	710	94		40121	
					宮坂支	1,573	62		05214	
					猿ヶ馬場	195	158		04786	
					山の神	4,491	60		04004	
					熊柳	250	106	○	04025	
					飛地	1,000	33	○	05106	
					大鹿日向	1,271	51	○	40271	
					蛇岩	400	116	○	04027	
					漆原大林	250	151		k0002	
					北山	1,060	53		04008	
					佐野山	1,200	101	○	40125	
					中原入	1,383	276	○	03002	
					計13路線 前期 後期	15,783 5,504 10,279				
				高山村	湯沢	1,000	((96)) 1,192	○	02008	
					天神原	4,269	167		04421	
					計2路線 前期 後期	5,269 1,000 4,269				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (舗装)	自動車道	林道	長野	小川村	李 平	2,530	((16)) 590		02023	
					上 和 桐 山	2,500	801		02117	
					山 中	1,800	53	○	04375	
					計3路線 前期 後期	6,830 900 5,930				
				長野計	計34路線 前期 後期	48,078 13,595 34,483				
			北信	中野市	南	500	67		40152	
					計1路線 前期 後期	500 0 500				
				飯山市	福 島	1,200	189		40237	
					上 新 田	300	85		40236	
					福 島 北 入	800	116		04069	
					塔 ノ 原	1,400	68		04073	
					神 戸	500	65		40238	
					計5路線 前期 後期	4,200 0 4,200				
				木島平村	猿 ケ 沢	386	(173) 118		03489	
					谷 上		92		04619	
					内 山	1,410	180		04785	
					計2路線 前期 後期	1,796 0 1,796				
				野沢温泉村	中 尾	5,181	(166) 214		03019	
					平 林	2,303	104		04620	
					池 田 峰	1,223	86		04023	
					計3路線 前期 後期	8,707 0 8,707				
				栄村	大 久 保	1,700	335		02143	
					月 岡 水 頭	1,450	226		03189	
					計2路線 前期 後期	3,150 0 3,150				
				北信計	計13路線 前期 後期	18,353 0 18,353				
			計画区計		計47路線 前期 後期	66,431 13,595 52,836				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備計画は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林のうち、現況が保安林ではない森林を市町村ごとに一定の割合で保安林に指定するように計画を樹立し、治山事業等を活用し、保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位:ha)

保安林の種類	面 積		現 況
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数(実面積)	38,230	34,873	31,890
水源涵養のための保安林	23,435	20,802	18,839
災害防備のための保安林	14,855	14,131	13,111
保健・風致の保存等のための保安林	1,707	1,707	1,707

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の面積

(単位:ha)

森林の所在		総数 (実面積)	水源 ^{かん} 涵養のための保安林			災害防備のための保安林			保健・風致の保存等 のための保安林		
地区	市町村			うち前半 5年分	現況		うち前半 5年分	現況		うち前半 5年分	現況
長野	長野市	11,423	7,060	6,267	5,718	4,333	4,122	3,825	467	467	467
	須坂市	2,434	671	595	543	1,763	1,677	1,556	173	173	172
	千曲市	2,108	1,215	1,078	984	894	850	789	174	174	174
	坂城町	1,419	977	867	791	443	421	391	0	0	0
	小布施町	12	0	0	0	12	11	11	0	0	0
	高山村	4,889	3,433	3,047	2,780	1,456	1,385	1,285	0	0	0
	信濃町	475	232	206	188	243	231	214	0	0	0
	飯綱町	240	151	134	123	88	84	78	0	0	0
	小川村	867	0	0	0	867	825	765	23	23	23
	計	23,866	13,738	12,194	11,127	10,099	9,606	8,913	837	837	836
北信	中野市	1,202	828	735	670	375	356	331	119	119	119
	飯山市	2,681	1,603	1,423	1,298	1,065	1,013	940	65	65	65
	山ノ内町	4,224	3,362	2,984	2,723	826	786	729	687	687	687
	木島平村	531	442	392	358	89	84	78	0	0	0
	野沢温泉村	445	224	198	181	222	211	196	0	0	0
	栄村	5,420	3,239	2,875	2,624	2,180	2,074	1,925	0	0	0
	計	14,502	9,698	8,608	7,855	4,756	4,524	4,198	870	870	870
合 計		38,368	23,435	20,802	18,982	14,855	14,131	13,111	1,707	1,707	1707

注) 1. 現況面積は、令和6年9月1日現在の面積。

2. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計が一致しない。

3. 四捨五入により、合計が一致しない。

③ 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

森林の所在			種 類	面積	解除を必要とする理由
地区名	市町村名	区域			
千曲川下流	栄村	—	水源かん養保安林	0.2ha	指定理由の消滅
	栄村	—	土砂流出防備保安林	2.8ha	指定理由の消滅
	栄村	—	なだれ防止保安林	0.9ha	指定理由の消滅
	山ノ内町	—	土砂流出防備保安林	0.3ha	指定理由の消滅

④ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源 ^{かん} 涵養のための 保安林	—	213ha	3,263ha	4,001ha	866ha
災害防備のための 保安林	—	147ha	2,253ha	2,764ha	598ha
保健・風致の保存等 のための保安林	—	19ha	293ha	360ha	78ha

(2) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
長野市	171、247、250、1031、1032、4076、4077、 4096、4098、4099、4100、4111、5034、5058、6001 林班	11 地区	11 地区	溪間工、 山腹工	
千曲市	1、43 林班	2 地区	2 地区	溪間工 山腹工	
坂城町	40、52 林班	3 地区	3 地区	山腹工 森林整備	
小川村	40、42、50 林班	3 地区	3 地区	溪間工、 山腹工	
飯山市	59、108、109 林班	2 地区	2 地区	溪間工 山腹工	
山ノ内町	118 林班	2 地区	2 地区	溪間工	
栄村	12、29、30、31 林班	2 地区	2 地区	溪間工、 山腹工	

6 要整備森林

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 要整備森林の所在及び面積 | 該当箇所なし |
| (2) 要整備森林について実施すべき施業の方法 | 該当なし |
| (3) 実施すべき施業の時期 | 該当なし |

第7 保安林その他法令による制限林の施業の方法

制限林の種類による施業の方法は、下記の表のとおり定めます。

【表7-1 制限林の施業の方法】

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
水源かん養保安林	水かん	1-1	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。また間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のため間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐できることが定められているものについては、樹冠疎密度が、10分の8以上の箇所においてできるものとする。 間伐することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の2(3.5)※¹を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が、10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。
		1-2	択伐	主伐は、択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、その伐採の限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3(4)※²以内とする。 また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が、10分8以上の箇所において間伐できるものとする。 間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。 植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり各保安林の指定の指定施業要件で定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
		1-3	皆伐区指定有	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。 間伐は、樹冠疎密度が、10分の8以上の森林について行うことができるものとし、間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。 植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、1ヘクタール当たりおおむね各保安林の指定施業要件で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
		※1、※2については、各保安林の指定施業要件による。		

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
土砂流出防備保安林	土流	2-1	禁伐	1-1 を準用する。
		2-2	択伐	1-2 を準用する。
		2-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
土砂崩壊防備保安林	土崩	3-1	禁伐	1-1 を準用する。
		3-2	択伐	1-2 を準用する。
干害防備保安林	干害	4-1	択伐	1-2 を準用する。
		4-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
防風保安林	風害	5-1	択伐	1-2 を準用する。
水害防備保安林	水害	6-1	択伐	1-2 を準用する。
落石防止保安林	落石	7-1	禁伐	1-1 を準用する。
		7-2	択伐	1-2 を準用する。
なだれ防止保安林	なだれ	8-1	禁伐	1-1 を準用する。
		8-2	択伐	1-2 を準用する。
保健保安林	保健	9-1	禁伐	1-1 を準用する。
		9-2	択伐	1-2 を準用する。
		9-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
風致保安林	風致	10-1	禁伐	1-1 を準用する。
		10-2	択伐	1-2 を準用する。
水源かん養 ＋風致保安林	水致	11-1	択伐	1-2 を準用する。
水源かん養 ＋保健保安林	水保	28-1	禁伐	1-1 を準用する。
		28-2	択伐	1-2 を準用する。
		28-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
土砂流出防備 ＋保健保安林	流保	29-1	禁伐	1-1 を準用する。
		29-2	択伐	1-2 を準用する。
		29-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
干害防備 ＋保健保安林	干保	31-1	禁伐	1-1 を準用する。
		31-2	択伐	1-2 を準用する。
		31-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用する。
水害防備 ＋保健保安林	水害保	32-1	択伐	1-2 を準用する。
保健保安林 ＋風致保安林	保致	33-1	択伐	1-2 を準用する。
落石防止保安林 ＋保健保安林	落保	34-2	択伐	1-2 を準用する。
砂防指定地	砂防	50-1	禁伐	1-1 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		50-2	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		50-3	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		50-4	皆伐伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については1-3を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
国立公園 第1種特別地域	国立1	52-1	禁伐	原則として、全ての森林の伐採を禁止する。 ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は、測量のために行われるものは除く。
		52-2	択伐	単木による択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えたものとし、その伐採の限度は、現在蓄積の10%以内とする。 なお、公園事業に係る施設（自然公園法施行令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、単木択伐法によるものとする。
国立公園 第2種特別地域	国立2	53-1	禁伐	52-1を準用する。
		53-2	択伐	択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とし、その伐採の限度は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
		53-3	皆伐伐区 指定有	風致の維持に支障のないものにあつては、1伐区の大きさが2ヘクタール以内の皆伐作業を行うことができる。ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点より望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 なお、伐区は更新後5年を経過しなければ連続して設定してはならない。 また、伐期齢は標準伐期齢以上とする。
		53-4	皆伐伐区 指定無	全般的に風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限を受けないものとする。
国立公園 第3種特別地域	国立3	54-1	禁伐	52-1を準用する。
		54-2	択伐	53-2を準用する。
		54-3	皆伐伐区 指定有	53-3を準用する。
		54-4	皆伐伐区 指定無	53-4を準用する。
国立公園 地区指定未設定	国立未	55-1	禁伐	52-1を準用する。
		55-2	択伐	52-2を準用する。
		55-3	皆伐伐区 指定有	53-3を準用する。
		55-4	皆伐伐区 指定無	53-4を準用する。
国定公園 第1種特別地区	国定1	56-1	択伐	52-1を準用する。
国定公園 第2種特別地区	国定2	57-1	択伐	53-2を準用する。
		57-2	皆伐伐区 指定有	53-3を準用する。
国定公園 第3種特別地区	国定3	58-1	択伐	53-2を準用する。
		58-2	皆伐伐区 指定有	53-3を準用する。
		58-3	皆伐伐区 指定無	53-4を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
県立指定公園 指定未設定	県立未	68-1	皆伐伐区指定有	53-3 を準用する。
文化財保護法による 史跡名勝天然記念物 にかかる指定地	文化財	59-1	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
都市計画法、 風致地区	都風	61-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		61-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。 ただし 1-3 のうち「1 箇所当たりの皆伐面積の限度 20 ヘクタール」を「1 箇所当たりの皆伐面積の限度は 1 ヘクタール」と読み替えるものとする。
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣特	62-1	禁伐	原則としてすべての伐採を禁止する。
		62-2	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
		62-3	皆伐伐区指定有	鳥獣の保護に支障がないと認められる場合には皆伐することができる。 主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、その伐採の限度は 1-2 を準用する。 また、地域森林計画の初年度以降 5 年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。
		62-4	皆伐伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については 1-3 を準用する。
急傾斜地崩壊危険 区域内の森林	急傾斜	63-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		63-2	皆伐伐区指定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		63-3	皆伐伐区指定無	50-4 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。

(注意) 制限林が重複指定されている場合は、その制限に係る施業方法の厳しいものにより施業すること。

【表 7-2 制限林の施業方法総括表】

(単位 面積 : h a)

制限林の種類		面 積	伐 採 方 法 別 面 積					重 複	
			皆 伐			択 伐	禁 伐		
			皆 伐	伐区指定無	伐区指定有				
保安林	水源かん養保安林	19,115.33	17,293.32			1,821.82	0.19	保健	1,219.01
								風致	14.06
								国立特	296.53
								国立2	201.44
								国立3	192.59
								国立未	519.78
								鳥獣特	615.21
								都風	92.74
								砂防	1,252.83
	土砂流出防備保安林	11,191.67	3,800.99			7,362.48	28.20	保健	192.32
								国立2	40.46
								国立3	30.74
							国立未	729.09	
							鳥獣特	70.63	
							都風	198.41	
							文化財	5.65	
							急傾斜	2.74	
							砂防	1,126.71	
土砂崩壊防備保安林	92.76	0.04			92.72		国立未	3.86	
							急傾斜	0.40	
							砂防	6.06	
干害防備保安林	1,752.03	1,569.84			182.19		保健	198.89	
							風致	15.34	
							国立2	0.08	
							県立未	162.30	
							文化財	0.39	
							急傾斜	0.59	
							砂防	16.83	
水害防備保安林	17.27				17.27		国立2	1.16	
							都風	1.16	
							砂防	0.16	
落石防止保安林	47.10				47.10		保健	0.18	
							都風	2.37	
							急傾斜	0.18	
							砂防	6.47	
なだれ防止保安林	313.21				272.08	41.13	国立2	2.25	
							都風	2.25	
							文化財	29.71	
保健保安林	1,652.46	183.51			1,468.95		水かん	1,219.01	
							土流	192.32	
							干害	198.89	
							落石	0.18	
							国立特	296.53	
							国立2	24.92	
							国立3	107.64	
							国立未	343.48	
							鳥獣特	637.37	
							文化財	0.39	
							急傾斜	0.18	
							砂防	637.37	

制限林の種類			面 積	伐 採 方 法 別 面 積				重 複		
				皆 伐			択 伐			禁 伐
				皆 伐	伐区指定無	伐区指定有				
保安林	風致保安林		65.84				65.84		水かん 干害 国立未 都風	14.06 15.34 35.71 35.71
	計		34,247.67	22,847.70			11,330.45	69.52		
砂防指定地			6,566.48		2,722.35	2,652.81	1,189.61	1.71	水かん 土流 土崩 干害 水害 落石 保健 国立特 国立2 国立未 鳥獣特 都風 文化財 急傾斜	1,252.83 1,126.77 6.06 16.83 0.16 6.47 637.37 341.06 175.00 1,291.52 763.74 49.90 1.71 0.17
自然公園	国立公園	第2種特別地域	1,721.36			860.59	860.77		水かん 土流 干害 水害 なだれ 保健 都風 砂防	201.44 40.46 0.08 1.16 2.25 24.92 528.39 175.00
		第3種特別地域	565.31		367.87	150.90	46.54		水かん 土流 保健	192.59 30.74 107.64
		未指定地域	2,753.58		534.19	1,910.51	308.88		水かん 土流 土崩 保健 風致 鳥獣特 都風 急傾斜 砂防	519.78 729.09 3.86 343.48 35.71 424.12 337.90 0.95 1,291.52
		計	5,040.25		902.06	2,922.00	1,216.19			
	公 園 立	未指定地域	162.51			162.51			干害	162.30
		計	162.51			162.51				
		計	5,202.76		902.06	3,084.51	1,216.19			
	文化財保護法による 史跡名勝 天然記念物にかかる指定地			79.40				77.69	1.71	土流 干害 なだれ 保健 砂防
鳥獣保護区特別保護地区			1,117.78			424.12	693.66		水かん 土流 保健 国立特 国立未 砂防	615.21 70.63 637.37 693.66 424.12 763.74

制限林の種類	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					重 複	
		皆 伐			択 伐	禁 伐		
		皆 伐	伐区指定無	伐区指定有				
急傾斜地崩壊危険地区	34.97		0.02	4.63	30.32		土流	2.74
							土崩	0.40
							干害	0.59
							落石	0.18
							保健	0.18
							国立未	0.95
							都風	0.50
							砂防	0.17
都市計画法による風致地区	1,366.71			692.07	674.64		水かん	92.74
							土流	198.41
							水害	1.16
							落石	2.37
							なだれ	2.25
							風致	35.71
							国立2	528.39
							国立未	337.90
							急傾斜	0.50
							砂防	49.90
その他の制限林計	14,368.10		3,624.43	6,858.14	3,882.11	3.42		
総 計	48,615.77	22,847.70	3,624.43	6,858.14	15,212.56	72.94		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法						
				皆 伐			択 伐		禁 伐					
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有								
長野市	水かん	33-に、75-い、ろ、は、77-い、109-い、ろ、は、に、ほ、へ、110-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、242-は、に、245-ろ、294-に、298-は、1007-ろ、に、ほ、へ、1008-ほ、1012-い、ろ、1016-い、ろ、は、に、ほ、へ、1018-は、に、1050-い、ろ、は、に、ほ、へ、1051-ほ、1053-ろ、は、に、1054-い、ろ、は、に、ほ、1055-い、ろ、は、に、1056-い、ろ、へ、1061-い、3040-い、ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3076-ろ、は、3078-い、ろ、3079-ろ、に、ほ、へ、3085-は、に、ほ、3087-は、に、3089-に、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-ほ、3095-い、は、に、ほ、ち、3098-へ、4001-い、ろ、は、4002-い、ろ、は、ほ、へ、4003-い、ろ、は、に、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、4006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4008-い、ろ、は、に、ほ、へ、4009-い、ろ、は、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、ろ、は、に、4012-い、ろ、は、に、ほ、へ、4013-い、は、に、ほ、4014-い、ろ、は、4015-い、ろ、は、4017-い、ろ、は、ほ、4018-い、ろ、は、4019-い、ろ、は、に、4020-い、ろ、は、に、4021-い、ろ、は、に、ほ、4022-い、ろ、は、に、4023-い、ろ、4024-い、4025-い、4027-は、4028-は、4034-に、4035-い、ろ、は、4036-い、ろ、は、4039-い、4040-は、4043-は、4044-い、ろ、は、に、4045-い、ろ、は、ほ、4052-は、に、ほ、4053-い、ろ、は、に、ほ、へ、4054-い、ろ、は、に、ほ、へ、4055-い、ろ、は、に、ほ、4056-い、ろ、は、4057-い、ろ、は、4058-い、ろ、4059-い、ろ、は、に、4060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4061-い、ろ、は、に、ほ、4062-い、ろ、は、4064-ろ、4065-い、ろ、は、4066-い、ろ、は、4069-い、ろ、4070-い、に、ほ、4071-ろ、は、4074-い、ろ、は、4075-い、ろ、4076-い、ろ、は、4077-い、4082-い、ろ、は、に、4083-い、4085-ろ、は、4086-い、は、に、ほ、へ、と、ち、4087-へ、4088-い、ろ、は、に、4089-い、ろ、4090-い、ろ、は、に、ほ、へ、4091-い、ろ、は、に、ほ、へ、4094-ろ、は、4098-は、ほ、4099-い、ろ、は、4100-い、4104-い、ろ、は、4105-ろ、は、に、ほ、へ、4106-い、ろ、は、に、4107-は、4108-い、ろ、は、ほ、4117-に、4118-に、6026-は、に、ほ、へ、6027-い、ろ、は、6028-は、に、6031-い、ろ、は、に	5083.87					1-3						
		298-ろ、は、に、ち、り、1018-ろ、ほ、3040-ろ、は、に、3041-い、ろ、は、に、ほ、3073-は、3075-い、3076-い、ろ、は、3077-い、ろ、は、3078-い、ろ、3079-へ、3080-い、3089-ほ、3092-ほ、3094-い、4017-は、4051-ろ、4055-い、4062-い、ろ、は、に、4076-い										185.09		1-2
		小計												

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
長野市	土流	26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、に、60-ろ、65-ろ、66-ろ、は、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、69-い、72-い、ろ、90-は、91-へ、92-と、93-い、94-い、ろ、95-い、98-い、109-ろ、114-い、116-は、に、117-い、119-ろ、は、120-い、ろ、123-ろ、130-ろ、は、133-い、へ、159-い、163-い、169-ろ、172-は、173-い、ろ、175-い、177-に、ほ、178-い、ろ、は、179-と、181-は、に、182-る、183-ち、184-ぬ、る、186-へ、と、187-ち、ぬ、188-に、へ、り、190-ろ、ほ、191-い、へ、ち、192-い、211-ほ、212-ろ、221-い、ほ、224-ぬ、225-い、ろ、227-に、229-い、ろ、は、233-ぬ、235-ほ、と、238-ろ、240-い、ろ、242-い、247-ほ、248-い、250-ろ、258-に、266-ほ、272-ほ、291-と、1005-い、1021-ほ、1023-い、1024-に、1030-い、1031-は、に、1033-ろ、は、り、1034-に、1035-い、1037-ろ、は、に、1039-い、ろ、は、1040-い、ろ、1041-に、ほ、1042-ろ、に、ほ、1043-い、ろ、1044-ろ、は、2002-ほ、へ、と、2003-ろ、2004-に、ち、ぬ、2008-ろ、2011-ろ、2012-ろ、2013-い、は、2018-い、ろ、3003-へ、3015-ち、3033-る、3034-へ、3039-い、ろ、は、3043-い、ろ、は、に、3044-へ、3047-い、ろ、3065-ろ、は、と、3067-に、3069-は、に、3070-い、ろ、3072-い、3073-に、3075-に、3076-へ、3081-い、3082-ほ、3086-ろ、ほ、3097-ほ、へ、4038-い、は、4039-ろ、は、4041-い、ろ、4042-へ、4043-い、4046-い、ろ、に、4047-い、4050-ほ、4054-ろ、は、ほ、4061-い、ほ、4062-い、に、ほ、4068-は、4076-は、4077-い、4079-は、4080-ろ、4081-は、4082-い、4083-ろ、は、に、4084-い、4092-に、ほ、4093-い、4094-い、ほ、4096-は、へ、4098-い、ろ、4099-い、ろ、4100-い、4103-い、4107-い、4110-ろ、4111-い、4112-ほ、4113-ほ、4114-い、ろ、に、4115-ろ、へ、と、4116-い、5002-ろ、は、5003-い、ほ、5005-い、は、5006-と、5009-ろ、5010-は、5014-い、5020-い、ろ、は、5024-い、へ、5034-い、へ、と、5036-ほ、5037-ろ、5038-い、ろ、は、5039-い、ろ、は、に、5040-い、ろ、は、5041-り、5042-に、へ、ち、5044-は、ほ、へ、と、5045-ろ、は、5046-ろ、に、ほ、を、わ、5047-に、5049-ろ、は、5050-ち、ぬ、5051-い、ろ、5053-ほ、へ、と、ち、5056-へ、と、ち、5058-へ、と、5060-は、に、5061-ほ、へ、と、5062-ろ、5064-い、に、ほ、へ、と、5065-ろ、5067-は、5069-い、5071-ろ、5072-い、5077-は、5086-は、5088-は、に、5089-い、5090-ろ、5091-い、は、5092-い、に、5093-は、6001-い、は、6002-ろ、へ、6003-は、6004-い、は、6005-ろ、は、6008-ろ、は、6010-ほ、6011-ち、6014-と、6015-は、に、6018-ろ、6019-ろ、に、6020-に、6021-ほ、6022-い、へ、ぬ、6025-い、6029-は、に、へ、6030-は、6031-い、6033-い、6034-い、ろ	973.78					2-3	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法	
				皆 伐			択 伐		禁 伐
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
長野市	土流	26-い、ろ、27-ろ、28-に、31-は、40-い、45-ほ、57-に、59-い、62-ろ、に、63-は、に、65-い、ろ、は、に、ぬ、70-い、ろ、は、に、71-い、は、72-い、74-ろ、78-ろ、81-ほ、82-い、ろ、84-い、ろ、85-は、90-に、97-へ、98-い、100-い、は、ほ、104-い、112-は、113-ろ、は、に、114-い、115-ろ、116-ろ、117-い、ろ、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、121-い、ろ、122-い、は、130-い、ろ、は、に、131-い、ろ、は、132-に、133-い、ろ、に、へ、と、142-は、143-い、153-ろ、158-ろ、は、159-い、163-い、ろ、は、166-い、168-ろ、は、169-い、ろ、170-い、171-は、172-い、ほ、へ、173-い、ろ、ほ、と、174-い、ろ、に、175-い、は、に、177-に、ほ、へ、178-い、は、179-ち、181-は、182-い、ろ、に、ほ、る、183-い、へ、ち、り、184-い、ろ、ほ、と、185-り、186-へ、と、ち、り、187-は、に、ほ、と、ち、り、ぬ、る、188-に、へ、189-に、へ、と、ち、り、190-い、ろ、ほ、191-い、ろ、は、ほ、へ、ち、り、ぬ、192-い、ろ、は、に、194-に、ほ、195-い、ろ、は、196-は、197-い、ろ、198-ろ、は、に、200-に、201-ほ、203-い、208-い、ろ、と、209-は、に、210-ろ、は、に、211-い、ろ、に、ほ、212-い、ろ、は、213-い、216-い、ろ、は、に、ほ、217-い、と、219-へ、221-い、ほ、224-い、と、ぬ、225-い、ろ、へ、と、ち、227-に、へ、229-い、230-ろ、は、ほ、232-い、に、へ、233-い、ろ、ほ、へ、と、ち、り、る、234-ろ、は、に、235-ほ、と、236-と、ち、238-ろ、240-い、ろ、247-ろ、に、ほ、と、248-い、250-い、ろ、257-へ、ち、り、258-は、に、ほ、259-ろ、は、に、ほ、260-い、ろ、に、ほ、261-ろ、ほ、266-ろ、に、ほ、270-ろ、272-い、は、ほ、282-い、285-い、ろ、は、286-と、287-は、289-い、290-い、と、291-い、ろ、と、294-り、ぬ、297-ほ、へ、299-い、ち、1002-ろ、1018-い、1019-い、1020-い、ろ、ほ、1021-い、ろ、ほ、1022-い、ろ、は、に、1023-い、に、1024-い、1025-ろ、1026-ろ、は、1027-い、ろ、は、に、ほ、1028-い、1029-ろ、1030-い、ろ、に、1031-い、ろ、に、ほ、1032-い、は、に、へ、1033-は、に、ほ、へ、と、ち、り、1034-は、に、と、ち、1035-い、は、ほ、1036-い、ろ、は、1037-ろ、は、1038-い、1039-い、ろ、は、に、ほ、へ、1040-い、ろ、は、に、1041-い、1042-い、ほ、へ、1043-ろ、1044-い、ろ、は、2002-と、2003-い、ろ、2004-に、2005-に、2006-ほ、2008-い、ろ、2009-い、と、2010-い、2011-い、ろ、は、に、2012-ろ、2016-へ、と、ち、2018-い、2019-ろ、3001-は、に、ほ、3002-い、ろ、へ、3003-い、ろ、ほ、3004-ろ、3009-い、3011-い、3015-ち、3019-ほ、3020-い、は、3021-い、3022-ろ、3033-る、3034-へ、3035-へ、3039-い、ろ、は、に、ほ、へ、3043-い、ろ、は、に、3044-い、へ、3045-は、3046-は、3047-い、ろ、3048-い、ろ、3049-い、ろ、は、3061-ろ、3067-ろ、は、に、ほ、3068-い、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、3070-い、ろ、に、3072-い、3073-ろ、に、3074-に、3076-ほ、へ、3080-ろ、は、に、3081-い、3082-に、ほ、3084-い、ろ、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、3089-い、ほ、3097-い、ろ、ほ、へ、4031-ろ、4032-い、ろ、は、4033-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、4035-ろ、は、4037-い、ろ、4038-い、は、4039-は、に、4040-へ、4041-い、ろ、は、ほ、4042-へ、4043-い、4045-に、へ、4046-い、ろ、に、4047-い、ろ、4048-に、4049-ろ、4050-ほ、4051-ほ、4052-い、ろ、は、に、ほ、4054-ろ、は、ほ、4061-い、ほ、4062-に、ほ、4064-に、4067-に、4068-は、4076-は、4079-い、ろ、は、に、4080-い、ろ、は、4081-い、は、4082-い、				2259.2			

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
長野市	土流	に、4083-い、ろ、は、に、4084-い、ろ、に、ほ、4085-ろ、4092-に、ほ、4093-い、ろ、ほ、4094-い、ほ、4095-い、に、4096-い、4097-は、4098-い、ほ、4099-い、4102-い、4103-い、4107-い、に、4110-ろ、4111-い、り、ぬ、る、4112-ほ、4113-に、4114-い、ろ、に、4115-い、ろ、は、に、ほ、と、4116-い、4119-ろ、は、5001-い、ろ、は、に、ほ、5002-い、ろ、は、に、5004-り、5005-ろ、は、に、ち、5006-と、ち、5007-は、に、5008-い、ほ、5009-ろ、は、に、ほ、5010-い、は、に、5011-い、5012-に、へ、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ほ、へ、5016-ろ、は、5017-い、に、ほ、5018-は、に、ほ、へ、5019-は、と、5020-ろ、は、5024-い、ろ、ほ、へ、5026-ろ、は、5027-い、ろ、は、5028-は、5029-い、ろ、は、5030-に、5031-い、は、5032-は、ほ、5033-は、に、5034-い、ろ、は、ほ、へ、と、5035-ろ、に、5036-ろ、は、ほ、へ、5037-い、ろ、5038-い、ろ、は、ほ、ぬ、る、を、5039-い、ろ、は、5040-い、は、に、5041-ろ、は、に、と、り、5042-い、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ、5043-ろ、は、に、と、5044-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、5045-い、ろ、は、に、へ、と、り、る、5046-い、ろ、は、に、ほ、り、ぬ、る、を、か、5047-ろ、は、に、へ、と、ち、り、ぬ、5048-い、ろ、に、5050-に、へ、ち、5051-ろ、は、ほ、へ、と、ち、5052-に、ち、5053-い、に、ほ、へ、と、ち、5054-い、と、5055-い、ろ、へ、と、5056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、5057-い、は、に、ほ、へ、5058-は、に、ほ、へ、と、5059-ろ、と、5060-い、は、に、5061-い、ほ、へ、と、ち、5062-ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、5063-い、ろ、は、5064-い、ろ、に、ほ、へ、と、5065-ろ、に、5066-ろ、と、5067-い、ろ、は、に、5068-い、に、5069-い、ろ、5071-ろ、5072-い、は、5073-い、5076-い、ろ、5077-は、5079-い、5080-ろ、5083-ろ、は、に、5085-い、ろ、5086-い、ろ、は、5087-い、5088-い、ろ、は、に、5089-い、5090-い、ろ、は、5091-い、は、に、ほ、5092-い、ろ、は、に、5093-い、は、5094-い、ろ、に、5095-い、ろ、6001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6002-い、ろ、ほ、へ、6003-い、ろ、は、に、へ、6004-い、は、6005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6006-い、ろ、は、6007-ろ、に、6008-い、ろ、は、ほ、6009-ろ、に、ほ、へ、6010-い、ろ、は、ほ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-ろ、6014-い、ろ、に、ほ、と、6015-は、に、6016-い、ろ、に、6018-ろ、6019-ろ、は、に、6020-は、に、6021-ほ、へ、6022-い、ほ、へ、と、ぬ、6023-い、は、に、ほ、へ、6024-へ、6025-い、6026-ろ、は、に、と、6028-い、ろ、ほ、6029-ろ、は、に、ほ、へ、と、6030-い、ろ、は、6032-ろ、6033-ろ、は、り、6034-い、ろ、は、6035-い、ろ、は							
		67-に、213-ほ、291-ろ					2.4	2-1	
		小計	3235.38	973.78	0	0	2259.2	2.4	
	土崩	250-ろ		0.04					
57-ほ、71-い、82-い、113-に、123-は、125-に、129-ろ、163-い、169-に、194-に、225-り、250-ろ、1033-ほ、1035-ほ、2007-い、ろ、2011-に、2018-は、3001-は、3003-い、3049-ろ、3069-は、3076-は、3079-へ、4079-ろ、4094-い、ほ、4095-い、5049-い、5056-い、ろ、は、ほ、5057-は、5059-と、ち、5075-ろ、5083-い、5088-い、5094-に、6009-ろ、6013-ろ、6015-い、6029-い、6034-は						53.92	3-1		
小計		53.96	0.04	0	0	53.92	0		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
長野市	干害	15-は、16-い、ろ、18-い、63-と、ち、65-ほ、へ、と、ち、り、ぬ、66-い、ろ、242-い、243-に、277-ろ、は、1007-ほ、へ、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、1059-い、は、1060-い、ろ、1061-い、ろ、4047-ろ、は、4048-ろ、4051-ろ、は、に、ほ、4093-は、に、4117-い、6032-は		478.96					4-2
	小計	478.96	478.96	0	0	0	0		
	水害	119-ろ、121-い、ろ					2.69		6-1
	小計	2.69	0	0	0	2.69	0		
	落石	216-へ、224-ろ、は、ほ、へ、259-ろ、4107-に					31.71		7-2
	小計	31.71	0	0	0	31.71	0		
	なだれ	4055-い、4063-い、に、4067-に、4068-い、4069-い、4079-に、4084-ろ、に、4094-い、4107-に、4113-と					19.55		8-2
	4113-い、ち						1.18	8-1	
	小計	20.73	0	0	0	19.55	1.18		
	保健	244-い、は		13.49					9-2
	244-ろ					16.75		9-1	
	小計	30.24	13.49	0	0	16.75	0		
	水致	4016-い					14.06		11-1
	小計	14.06	0	0	0	14.06	0		
	水保	3098-い、ろ、は、に、ほ		64.07					28-2
	241-は、3098-と、4009-ろ、は、に、ほ、へ、4011-に、ほ、4014-い、は、4015-い、ろ、に、ほ、へ、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-に、ほ、4018-い、ろ、は					348.29		28-1	
	小計	412.36	64.07	0	0	348.29	0		
	干保	149-い、ろ、150-は、151-ろ		7.83					31-2
	133-に、ほ、149-い、ろ、151-ろ					21.9		31-1	
	小計	29.73	7.83	0	0	21.9	0		
	落保	258-ろ					0.18		34-2
	小計	0.18	0	0	0	0.18	0		
	保安林計		9578.96	6622.04	0	0	2953.34	3.58	
国立2	241-ろ、は、に、ほ、243-い、ろ、は、に、ほ、246-い、ろ、は、に、ほ、へ、3042-い、ろ、は、に、ほ、3043-い、ろ、は、に、3050-い、ろ、は、に、ほ、へ、3051-い、ろ、は、に、へ、3052-ろ、は、3053-ろ、は、に、3054-ろ、は、に、3055-い、3056-い、と、3075-い、3081-ろ、は、に、3082-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3083-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3084-ろ、3091-ろ、ほ、3092-ろ、は、に、ほ、3093-い、ろ、3094-ほ、と、ち、3095-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3096-ろ、は、に、4111-へ、と、ち、4112-へ				599.55		53-3		
241-ろ、は、に、246-ほ、へ、3043-い、ろ、は、に、3073-は、3075-い、3082-ほ、3092-ほ、3094-い、ろ、は、に、ほ、へ、と					310.56		53-2		
小計	910.11	0	0	599.55	310.56	0			
国立3	3050-は、ほ、へ、と、3051-い、ろ、は、に、ほ、へ、3084-い、ろ、は、に、ほ、へ、3085-い、ろ、は、3086-い、ろ、は、に、ほ、へ、3087-い、ろ、は、3088-い、ろ、は、3089-い、ろ、は、に、ほ、3090-ろ、に、ほ、へ、3091-い、ろ、は、に、3092-い、3098-と			367.87				54-4	
3085-は、に、ほ、3086-ろ、3087-は、に、3089-に、ほ、3098-い、ろ、は、に、ほ、へ				150.9			54-3		
3086-い、ろ、は、3089-ほ、3098-と					46.54		54-2		
小計	565.31	0	367.87	150.9	46.54	0			
県立未	1007-ほ、へ、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、1059-い、は、1060-い、ろ、1061-い、ろ				162.51			68-1	
小計	162.51	0	0	162.51	0	0			
都風	247-い、ろ、は、に、り、257-に、へ、と、ち、り、258-い、ろ、は、ほ、259-ろ、は、に、260-ほ				81.11			61-2	
247-ろ、に、257-へ、ち、り、258-は、ほ、259-は、に、ほ、260-ろ、ほ					22.14		61-1		
小計	103.25	0	0	81.11	22.14	0			

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
長野市	急傾斜	5067-い			0.02				
		1032-い、ろ				2.09			63-2
		247-に、250-は、258-ろ、259-ほ、260-ろ、に、 289-り、ぬ、5006-ろ、は、5029-は、5053-は、 ち、5066-ろ、5067-い、5073-い					12.28		63-1
		小計	14.39	0	0.02	2.09	12.28	0	
	砂防	78-は、81-ほ、158-は、1035-は 23-い、30-い、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、 は、に、33-に、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、 36-い、ろ、111-い、ろ、は、に、112-い、ろ、 は、113-い、114-い、ろ、は、115-い、は、116- い、ろ、は、に、117-い、ろ、118-い、ろ、は、119- ろ、に、ほ、120-い、ろ、121-は、に、ほ、122- い、ろ、に、123-い、ろ、124-い、ろ、は、に、 ほ、へ、と、125-に、129-い、ろ、158-ろ、173- へ、174-に、175-は、179-ち、184-ち、り、ぬ、 る、を、185-に、ほ、と、ち、186-ち、り、187- ぬ、188-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、189- に、191-ろ、192-に、198-に、231-へ、232- い、247-に、ほ、248-い、ろ、250-い、251-い、 ろ、は、252-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、253- い、ろ、は、に、254-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、255-ほ、258-に、263-は、272-ほ、4116- い、5024-い、6029-に			1.49				50-2
		21-ろ、40-は、41-ほ、81-ほ、112-は、113- い、114-い、116-ろ、117-い、ろ、119-ろ、は、 120-ろ、122-い、158-は、184-ぬ、185-は、186- へ、り、187-ぬ、る、188-に、へ、189-い、ろ、 に、190-い、191-り、193-ろ、は、に、194-ろ、 は、に、ほ、195-い、ろ、は、196-い、ろ、は、 に、197-い、ろ、は、へ、198-い、ろ、は、に、 へ、199-い、200-い、ろ、は、に、201-ほ、202- ろ、は、へ、と、203-は、に、ほ、へ、204-い、 ろ、は、に、205-い、ろ、は、に、206-い、ろ、 は、に、211-い、ろ、は、212-ろ、224-は、と、 り、225-に、232-い、に、236-は、る、247-に、 263-は、264-い、ろ、265-い、ろ、は、に、266- い、268-と、270-ろ、272-ほ、へ、と、280-と、 ち、281-に、282-い、に、ほ、283-い、284-い、 ろ、289-り、3001-は、に、3003-ろ、3046-ろ、 3047-い、ろ、3061-い、は、3065-は、に、ほ、 へ、3067-ほ、3072-は、に、と、3073-ろ、3079- い、4039-に、4040-い、4041-い、は、4042-い、 4046-ろ、は、に、ほ、4047-い、ろ、は、4048- い、に、4068-い、ろ、は、4080-い、ろ、4083- は、4096-い、4100-は、に、4102-い、4110-ほ、 4111-い、4112-に、4114-い、4115-い、4116- い、5055-ほ、5056-と、5061-い、ろ、へ、と、 6001-い、6002-は、に、6003-に、6010-は、に、 ほ、へ、6011-い、に、ほ、へ、と、ち、6012-に、 6014-は、6015-は、6016-に、6020-は、6021- ろ、6022-ち、6025-い、は、6029-に、6030-い、 6035-ほ					1081.82		50-1
		小計	1497.29	0	1.49	1081.82	413.98	0	
	その他制限林計		3252.86	0	369.38	2077.98	805.5	0	
	合計		12831.82	6622.04	369.38	2077.98	3758.84	3.58	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法		
				皆 伐			択 伐		禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
須坂市	水かん	16-に、17-い、ろ、19-ろ、へ、20-い、ろ、は、に、22-は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、32-ろ、は、33-い、ろ、は、34-い、ろ、は		581.8					1-3	
		24-ほ、33-い、ろ、は、34-ろ					21.93		1-2	
		小計	603.73	581.8	0	0	21.93	0		
	土流	3-い、ろ、4-い、7-は、に、ほ、10-い、ろ、は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、27-ろ、31-は、に、32-い、33-に、ほ、34-は、36-い、ろ、は、37-い、39-は、40-ろ、43-い、46-い、ろ、47-い、54-い、70-い、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、ろ、は、に、74-い、ろ、75-い、ろ、は、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、91-へ、92-い、102-い、104-い、116-い、121-い、ろ、は		1010.05					2-3	
		7-は、に、10-い、は、に、11-ろ、は、ほ、16-は、18-い、19-ほ、21-い、ろ、は、24-い、ろ、26-い、27-い、ろ、28-ろ、29-に、32-い、34-は、36-い、は、40-ろ、は、43-い、46-い、ろ、47-い、ろ、は、52-い、ろ、55-い、ろ、58-い、ろ、67-い、ろ、68-ほ、70-い、と、71-は、72-ろ、に、73-い、は、74-い、ろ、は、75-い、76-い、78-い、79-は、に、92-い、に、ほ、93-ろ、102-い、104-い、ほ、109-ろ、は、へ、と、110-い、ろ、121-ろ、は					506.46		2-2	
		10-い、ろ、に						4.81	2-1	
		小計	1521.32	1010.05	0	0	506.46	4.81		
		土崩	26-ろ、28-ろ、103-ろ、104-い					5.39		3-1
	小計		5.39	0	0	0	5.39	0		
	水害	4-へ、25-ろ、27-い、ろ、91-と、101-い、ろ、に、ほ					13.42		6-1	
		小計	13.42	0	0	0	13.42	0		
	落石	29-ろ、は					2.29		7-2	
		小計	2.29	0	0	0	2.29	0		
	風致	104-ほ					0.73		10-1	
		小計	0.73	0	0	0	0.73	0		
	干致	105-い					15.34		14-1	
		小計	15.34	0	0	0	15.34	0		
	流保	35-ろ、53-い		14.95					29-3	
		35-い、ろ、53-ろ、は、に、ほ、54-ろ、は					144.17		29-2	
		小計	159.12	14.95	0	0	144.17	0		
	保安林計			2321.34	1606.8	0	0	709.73	4.81	
	国立未	69-ほ、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、73-い、ろ、に、74-い、ろ、77-い、ろ、78-い、79-い、80-い、ろ、は、に、へ、81-い、ろ、ち				42.65			55-3	
		70-と、73-い、は、74-い、ろ、は、75-い、76-い、78-い					9.65		55-2	
		小計	52.3	0	0	42.65	9.65	0		
	文化財	102-い					3.94		59-1	
		小計	3.94	0	0	0	3.94	0		
砂防	27-ろ、40-ろ、101-へ			1.98				50-2		
	3-い、4-へ、28-い、107-は				15.38			50-1		
	40-ろ、は					2.72				
	小計	20.08	0	1.98	15.38	2.72	0			
その他制限林計			76.32	0	1.98	58.03	16.31	0		
合計			2397.66	1606.8	1.98	58.03	726.04	4.81		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
千曲市	水かん	9-い、ろ、は、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、ろ、は、13-い、ろ、は、23-に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、27-い、ろ、は、に、29-い、ろ、は、へ、30-い、ろ、は、に、へ、と、31-い、ろ、は、に、64-い、は、65-い、ほ、66-い、ろ、は、に、67-い、ろ、は、68-い、ろ、90-い、ろ、は、93-い、ろ、94-い、ろ、は、95-い、ろ、は、に、96-い、ろ、97-い、ろ、は、98-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い		864.59					1-3
		13-い、ろ、は、29-い、ろ、に、ほ、30-は、ほ、へ、90-は、93-い、ろ、94-い、95-い、97-い					42.68		1-2
		13-は						0.19	1-1
		小計	907.46	864.59	0	0	42.68	0.19	
	土流	3-ほ、9-い、16-に、17-い、22-ろ、39-は、に、47-は、に、ほ、55-い、は、72-は、に、1007-ろ、1011-い、ろ、は、に、ほ、1012-ろ、1016-は、2002-い、2007-と、2009-へ、2013-ろ、は、2014-い、ろ、2015-い、ろ、は、ほ、2016-に、ほ、2018-と		226.91					2-3
		1-ほ、へ、と、ち、2-い、ろ、は、に、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、4-に、5-い、8-い、ろ、に、ほ、と、り、ぬ、16-に、19-ろ、20-に、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、27-に、29-ろ、は、33-ほ、35-に、38-に、39-ろ、41-は、に、42-い、ろ、に、ほ、へ、43-い、は、ほ、44-に、45-は、46-い、ろ、は、47-い、は、に、ほ、48-ほ、へ、と、49-ろ、53-ろ、55-い、は、72-は、75-い、1001-に、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、1003-い、1007-ろ、は、に、1008-は、に、1009-い、ろ、は、ほ、1010-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-ほ、1013-ろ、は、ほ、と、ち、1014-い、1016-い、に、ほ、2001-い、は、に、へ、2002-い、ろ、に、ほ、ち、2003-は、に、る、2004-い、へ、と、2005-い、ろ、は、に、2007-い、ろ、に、ち、2012-い、ろ、と、2013-ろ、2014-い、ろ、2015-ろ、2018-に、ち					386.59		2-2
		小計	613.5	226.91	0	0	386.59	0	
	土崩	1-い、72-は、に、1007-は、1014-と、1016-へ					7.4		3-1
		小計	7.4	0	0	0	7.4	0	
	干害	4-い、ろ、は、に、1015-ろ、は、に、ほ、へ		58					4-2
		4-い、1015-へ					3.03		4-1
		小計	61.03	58	0	0	3.03	0	
	落石	4-は、43-い、ろ					10.43		7-2
		小計	10.43	0	0	0	10.43	0	
水保	79-ろ、82-い		1.66					28-2	
	2013-ろ、は、2014-は、2016-い、ろ、は					80.64		28-1	
	小計	82.3	1.66	0	0	80.64	0		
流保	2014-ろ					8.9		29-2	
	小計	8.9	0	0	0	8.9	0		
干保	79-い、ろ、は、80-い、ろ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、88-い、ろ、は、89-ろ					92.21		31-1	
	小計	92.21	0	0	0	92.21	0		
保安林計		1783.23	1151.16	0	0	631.88	0.19		
急傾斜	4-い、ろ、2007-い				1.38			63-2	
	1-い、2-い、ろ、16-に、17-り、34-い、42-い、72-い、2001-は、に、2005-に、2007-い、2009-へ、と					14.54		63-1	
	小計	15.92	0	0	1.38	14.54	0		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法		
				皆 伐			択 伐		禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
千曲市	砂防	46ーろ、は、に、47ーい、ろ、は、に、ほ、51ーへ、52ーい、ろ、54ーい、ろ、55ーい、ろ、は、56ーい、ろ、は、に、57ーい、ろ、は、に、58ーい、ろ、は、に、59ーい、ろ、に、60ーい、ろ、は、61ーい、ろ、は、に、62ーい、ろ、63ーい、ろ、は、64ーは、91ーい、ろ、92ーい、ろ、は			590.76				50-2	
		47ーは、に、ほ、55ーい、は、64ーは、65ーい、66ーい、ろ、は、67ーい、ろ、は、68ーい、ろ、93ーい、ろ、94ーい、ろ、100ーい、1008ーへ、1013ーに、ほ、1014ーろ、は、ほ、2006ーろ				160.05			50-1	
		47ーい、に、ほ、55ーい、は、93ーい、ろ、1010ーい					11.64			
		小計	762.45	0	590.76	160.05	11.64	0		
	その他制限林計		778.37	0	590.76	161.43	26.18	0		
	合計		2561.6	1151.16	590.76	161.43	658.06	0.19		
坂城町	水かん	15ーろ、19ーい、ろ、は、24ーい、ろ、は、に、と、25ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、26ーほ、27ーへ、31ーい、32ーい、ろ、33ーい、ろ、は、34ーい、ろ、は、35ーい、ろ、は、36ーい、ろ、37ーい、ろ、は、に、38ーい、ろ、39ーい、ろ、40ーい、ろ、は、に、ほ		711.51						1-3
		小計	711.51	711.51	0	0	0	0		
	土流	6ーち、7ーい、14ーほ、15ーに、21ーい、ろ、は、27ーろ、42ーほ、43ーろ、52ーは、56ーは、に、57ーへ、1ーい、は、に、ほ、2ーい、ろ、は、に、ほ、へ、3ーい、ほ、と、ち、4ーい、は、へ、5ーい、6ーち、7ーい、に、8ーい、ろ、は、に、9ーろ、は、に、10ーろ、り、13ーい、ほ、へ、と、14ーは、ほ、15ーは、へ、と、21ーい、24ーい、ほ、へ、25ーと、26ーは、に、27ーい、は、28ーに、へ、29ーろ、30ーい、ろ、40ーへ、と、44ーり、ぬ、45ーい、ろ、り、47ーい、48ーい、52ーに、ほ、へ、53ーに、55ーと、56ーい、ろ、は、に、57ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と		34.2				329.04		2-2
		小計	363.24	34.2	0	0	329.04	0		
	土崩	11ーい					0.04		3-1	
	小計	0.04	0	0	0	0.04	0			
	干害	30ーい、ろ		16.83					4-2	
		小計	16.83	16.83	0	0	0	0		
	落石	29ーち					2.37		7-2	
		小計	2.37	0	0	0	2.37	0		
	保安林計		1093.99	762.54	0	0	331.45	0		
	都風	1ーい、ろ、は、に、へ、2ーい、ろ、は、13ーほ、へ、と、ち、28ーほ、29ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、38ーい、ろ、39ーい、40ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、41ーと、ち、り、44ーへ、と、ち、45ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、57ーろ、は、に、へ、1ーい、は、に、ほ、2ーい、ろ、は、13ーほ、へ、と、29ーろ、ち、44ーり、ぬ、57ーろ、は、に、ほ、				267.6			61-2	
		小計	391.71	0	0	267.6	124.11	0	61-1	
		砂防	26ーい、ろ、は、31ーい、32ーい、ろ、33ーい、ろ、は、34ーい、ろ、は、35ーい、ろ、は、36ーい、ろ、37ーは、に、48ーへ、52ーろ、は			524.16				50-2
		29ーろ、30ーい、ろ、32ーろ				17.57			50-1	
		26ーは、29ーろ、30ーい、ろ、34ーは					12.95			
		小計	554.68	0	524.16	17.57	12.95	0		
その他制限林計		946.39	0	524.16	285.17	137.06	0			
合計		2040.38	762.54	524.16	285.17	468.51	0			
小布施町	土流	4ーは		5.22					2-3	
		4ーい、5ーろ、6ーい					5.98		2-2	
		小計	11.2	5.22	0	0	5.98	0		
	保安林計		11.2	5.22	0	0	5.98	0		
	合計		11.2	5.22	0	0	5.98	0		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法	
				皆 伐			択 伐		禁 伐
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
高山村	水かん	46-い、ろ、に、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、51-い、ろ、52-い、ろ、54-い、ろ、は、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、は、60-い、ろ、61-い、ろ、は、66-ろ、は、67-い、68-い、81-い、82-い、は、に、83-い、ろ、は、85-い、ろ、は、87-い、88-ろ、89-ろ、90-は、91-ろ、96-い、97-い、に、100-い、ろ、101-い、ろ、は、に、ほ、102-い、ろ、は、に、ほ、103-い、ろ、104-い、ろ、は、に、105-ろ、は、に、106-ろ、は、ほ、へ、107-い、ろ、は、108-ろ、は、に、ほ、へ、と、109-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、110-い、ろ、111-い、ろ、は、117-い、ろ、は、に、ほ、へ、118-ろ、は、に、ほ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、120-ろ、は、121-い、ろ、は、122-ろ、は、123-ろ、は、に、126-い、ろ、127-い		2593.68					1-3
		17-へ、46-ろ、は、に、47-い、49-ろ、は、52-い、ろ、57-い、60-い、ろ、61-い、66-い、に、67-ろ、は、81-い、82-に、83-い、100-い、102-ろ、103-い、ろ、104-ろ、は、ほ、105-い、は、に、106-い、ろ、ほ、へ、107-ろ、は、126-い					251.65		1-2
		小計	2845.33	2593.68	0	0	251.65	0	
	土流	7-は、10-は、12-い、へ、14-と、17-ろ、へ、23-ろ、は、24-ろ、26-い、64-い、65-ろ、83-は、86-い、ろ、は、91-い、92-い、94-ろ、96-い、120-い		118.89					2-3
		1-は、ほ、7-ろ、は、9-へ、10-い、ろ、は、に、11-へ、と、12-い、へ、16-い、は、17-ほ、18-い、ろ、は、20-い、ろ、に、22-に、ほ、24-ろ、25-い、ろ、は、26-い、30-は、33-ろ、34-い、37-は、に、51-は、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、ろ、61-い、ろ、は、に、62-い、は、に、ほ、63-い、ろ、は、65-い、ろ、は、66-ろ、は、に、68-ろ、は、に、69-に、72-い、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、ほ、82-い、ろ、は、83-ろ、86-い、ろ、は、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、89-い、90-い、ろ、91-い、は、92-い、93-い、ろ、94-ろ、95-へ、105-ほ、106-に、107-に、108-い、109-い、ろ、111-に、113-い、119-ほ、へ、と、121-に、122-い、123-い、124-い、ろ、は、に、125-い、ろ、は、に、ほ、126-は、に、ほ					1178.06		2-2
		64-い、83-は						1.38	2-1
		小計	1298.33	118.89	0	0	1178.06	1.38	
土崩	116-ろ					0.58		3-1	
	小計	0.58	0	0	0	0.58	0		
保安林計			4144.24	2712.57	0	0	1430.29	1.38	
国立未	18-に、19-ろ、58-ほ、59-に、66-ろ、は、67-い、68-い、90-は、91-ろ、92-ろ、93-ほ、97-に、101-ろ、は、ほ、102-ろ				93.47			55-3	
	18-ろ、は、に、58-へ、59-い、ろ、に、60-い、61-ろ、は、に、62-は、に、ほ、65-い、ろ、66-い、ろ、は、に、67-ろ、は、68-ろ、は、に、69-に、72-い、ろ、73-い、77-ろ、は、に、78-い、は、79-い、ろ、は、ほ、80-い、ろ、は、81-い、は、に、ほ、82-ろ、は、に、83-い、86-い、ろ、は、88-い、90-ろ、91-は、102-ろ、103-い、ろ、104-ろ					299.23		55-2	
	小計	392.7	0	0	93.47	299.23	0		
急傾斜	17-い、18-は、に					2.29		63-1	
	小計	2.29	0	0	0	2.29	0		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法	
				皆 伐			択 伐	禁 伐		
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
高山村	砂防	1－は			0.03				50-2	
		2－に、16－に、17－ほ、18－ろ、20－い、59－に、83－は、84－ろ、91－い、92－い、93－い、94－ろ、113－い				32.95			50-1	
		17－ほ、18－ろ、58－へ、59－い、ろ、に、60－い、61－ろ、は、に、62－に、ほ、65－い、ろ、66－い、ろ、は、に、68－ろ、は、に、69－に、77－ろ、は、78－い、は、79－い、ろ、は、ほ、80－い、ろ、は、81－は、に、ほ、82－い、ろ、は、83－ろ、88－い、89－い、90－い、91－い、92－い、93－い、94－ろ、113－い					364.92			
		小計	397.9	0	0.03	32.95	364.92	0		
	その他制限林計		792.89	0	0.03	126.42	666.44	0		
	合計		4937.13	2712.57	0.03	126.42	2096.73	1.38		
信濃町	水かん	22－い、ろ、は、23－へ、24－に、ほ、30－ぬ、る、を、44－い、ろ		166.71						1-3
		31－は					24.31			1-2
		小計	191.02	166.71	0	0	24.31	0		
	土流	3－ろ、は、4－ろ、5－い、21－い		47.42						2-3
		2－ろ、3－ろ、は、4－ろ、5－い、16－い、ほ、17－い、18－に、19－ほ、へ、と、ち、23－い、26－は、30－は、に、36－に、46－は、47－ほ					31.24			2-2
		小計	78.66	47.42	0	0	31.24	0		
	干害	79－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、80－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、81－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、82－い、ろ、は、に、83－い、ろ、は、に、ほ、へ		122.9						4-2
		小計	122.9	122.9	0	0	0	0		
	水害	29－に、30－い、ろ					1.16			6-1
		小計	1.16	0	0	0	1.16	0		
	落石	62－り					0.12			7-2
		小計	0.12	0	0	0	0.12	0		
	なだれ	13－ほ、15－ち、23－い、29－と					4.5			8-2
		82－ろ							4	8-1
		小計	8.5	0	0	0	4.5	4		
		保安林計		402.36	337.03	0	0	61.33	4	
	国立2	25－い、29－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、30－い、ろ、は、に、ほ、を、31－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、32－い、ろ、は、に、33－い、ろ、は、に、34－い、ろ、は、に、35－い、ろ、は、に、ほ、36－ろ、は、に、38－ほ、60－ほ、へ、61－を					550.21			53-2
		小計	550.21	0	0	0	550.21	0		
	都風	60－ほ				5.46				61-2
		25－い、29－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、30－い、ろ、は、に、ほ、を、31－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、32－い、ろ、は、に、33－い、ろ、は、に、34－い、ろ、は、に、35－い、ろ、は、に、ほ、36－は、に、60－ほ、へ					528.39			61-1
		小計	533.85	0	0	5.46	528.39	0		
		その他制限林計		1084.06	0	0	5.46	1078.6	0	
		合計		1486.42	337.03	0	5.46	1139.93	4	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
小川村	土流	1ーほ、と、を、2ーち、3ーへ、4ーろ、と、6ーは、ほ、と、7ーほ、へ、ち、8ーい、9ーい、ろ、は、に、と、ち、り、る、10ーい、ろ、11ーに、ほ、へ、12ーい、は、14ーに、15ーろ、16ーろ、は、ほ、と、17ーろ、は、に、ぬ、る、18ーろ、19ーは、20ーほ、21ーい、に、へ、と、ち、22ーい、は、に、ほ、へ、と、ち、り、23ーい、に、ほ、28ーは、29ーい、は、に、35ーい、36ーろ、は、37ーへ、38ーは、に、ほ、39ーは、ほ、42ーい、43ーほ、49ーに、52ーい、55ーい、は、に、56ーに、り、57ーろ、は、58ーろ、り、59ーほ		174.74					2-3
		1ーち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2ーに、ち、ぬ、る、を、3ーろ、は、ほ、へ、と、ち、4ーい、ろ、と、ち、り、5ーへ、と、ち、6ーは、に、ほ、と、ち、7ーは、と、ち、8ーい、は、9ーい、ろ、は、に、と、ち、り、る、10ーい、ろ、に、ほ、へ、ち、ぬ、を、11ーい、ろ、に、ほ、へ、と、ち、12ーは、ほ、へ、と、14ーろ、に、へ、15ーろ、は、ほ、へ、と、16ーい、ろ、は、に、ほ、と、17ーろ、は、に、と、ち、り、ぬ、る、18ーろ、は、と、ち、ぬ、19ーは、20ーい、ろ、は、に、ほ、21ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、22ーい、ろ、は、に、ほ、と、ち、り、23ーに、ほ、と、25ーい、ろ、ほ、へ、26ーい、ろ、は、に、ほ、27ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、28ーろ、は、に、へ、29ーい、は、に、ほ、30ーい、に、31ーい、ろ、は、32ーい、33ーい、ろ、は、に、34ーと、35ーろ、に、36ーい、ろ、は、に、37ーへ、38ーい、ろ、は、ほ、39ーい、40ーろ、は、に、ほ、41ーは、に、ほ、42ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、43ーい、ろ、は、に、ほ、48ーに、ほ、49ーは、に、ほ、50ーい、ろ、は、に、51ーろ、は、に、と、53ーい、ろ、は、に、54ーい、ろ、は、ほ、へ、と、55ーい、ろ、は、に、56ーい、ろ、は、に、ほ、り、57ーい、ろ、は、に、ほ、58ーろ、へ、ち、り、59ーは、に、ほ、61ーろ				572.33		2-2	
	小計	747.07	174.74	0	0	572.33	0		
	土崩	8ーほ、11ーは、40ーに、42ーほ、53ーに				5.58		3-1	
	小計	5.58	0	0	0	5.58	0		
	干害	22ーろ、へ、ち		1.81					4-2
	小計	1.81	1.81	0	0	0	0		
	干保	58ーろ、は、ほ、へ				20.81		31-1	
	小計	20.81	0	0	0	20.81	0		
	保安林計		775.27	176.55	0	0	598.72	0	
	砂防	39ーほ				6.49			50-1
		37ーに、46ーい				0.34			
		小計	6.83	0	0	6.49	0.34	0	
	その他制限林計		6.83	0	0	6.49	0.34	0	
	合計		782.1	176.55	0	6.49	599.06	0	
飯綱町	水かん	25ーい、ろ、は、に、28ーい、1014ーい、ろ、は、1015ーい、ろ、は、に、ほ、1017ーは		119.23					1-3
		小計	119.23	119.23	0	0	0	0	
	土流	3ーほ、へ、24ーい、ち、ぬ、る、1011ーい、1028ーい、1040ーは		11.78					2-3
		1ーろ、2ーに、ほ、3ーへ、12ーに、ほ、13ーい、に、16ーろ、ぬ、24ーい、ろ、と、ち、ぬ、る、1001ーほ、1002ーい、に、ほ、1007ーい、1011ーい、1017ーろ、1018ーは、へ、1026ーい、ろ、は、に、1028ーい、1040ーい、ろ、は、1041ーい、ろ、は				63.54		2-2	
		小計	75.32	11.78	0	0	63.54	0	
	土崩	1ーい、に、1004ーに、1040ーは、1041ーろ				4.73		3-1	
		小計	4.73	0	0	0	4.73	0	
	保安林計		199.28	131.01	0	0	68.27	0	
	急傾斜	1040ーは、1041ーは				0.57		63-1	
	小計	0.57	0	0	0	0.57	0		
	砂防	1013ーほ、1018ーい			3.01				50-2
		小計	3.01	0	3.01	0	0	0	
	その他制限林計		3.58	0	3.01	0	0.57	0	
	合計		202.86	131.01	3.01	0	68.84	0	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施 業 方 法	
				皆 伐			択 伐	禁 伐		
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
中野市	水かん	6－は、7－い、ろ、は、10－い、ろ、は、12－い、13－ろ、14－に、ほ、15－は、16－い、ろ、は、17－い、ろ、は、18－い、ろ、は、に、19－い、ろ、は、20－い、ろ、は、ほ、21－ほ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、30－ろ、は、に、ほ、31－い、ろ、は、に、32－い、ろ、1024－に、ほ		548.95					1-3	
		14－に、17－は、18－は、に、21－な、ら、30－は、32－い					78.34		1-2	
		小計	627.29	548.95	0	0	78.34	0		
	土流	32－い、33－ろ、は、34－と、1007－は、1009－い、1014－は、1015－い、1029－に		11.6					2-3	
		15－い、20－ろ、27－ほ、28－い、ろ、ほ、30－は、32－い、33－ろ、は、34－と、35－は、37－に、38－い、43－い、44－は、45－ろ、49－ろ、1002－い、1005－い、1007－ろ、は、に、1009－い、1010－い、1014－は、1015－い、1016－い、は、1017－い、は、1019－ほ、1020－い、1021－へ、1028－い、ろ、に、ほ、へ、1029－に、ほ、1030－い、ろ					46.85		2-2	
		21－む						1.71	2-1	
		小計	60.16	11.6	0	0	46.85	1.71		
	土崩	26－い、43－い、50－は、1009－い、1028－へ					1.81		3-1	
	小計	1.81	0	0	0	1.81	0			
	干害	28－ち、29－い、ろ、は、に、ほ、30－い、32－い、は、33－い、ろ、は、34－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35－い、ろ、は		317.37					4-2	
		小計	317.37	317.37	0	0	0	0		
	なだれ	1－い					0.69		8-2	
		18－に						14.1	8-1	
		小計	14.79	0	0	0	0.69	14.1		
	水保	30－は、に、ほ、31－い、ろ、は		47.91					28-2	
		30－は、に、ほ、31－い、ろ、は、に、32－ろ、1024－い、ろ、は					60.73		28-1	
		小計	108.64	47.91	0	0	60.73	0		
	保安林計			1130.06	925.83	0	0	188.42	15.81	
	文化財	21－む						1.71		
		小計	1.71	0	0	0	0	1.71		
	砂防	1030－い			0.21				50-2	
		1014－い、ろ、は、1019－ろ、は、に、1020－は、に、1027－い、1029－ろ、1030－ろ				12.17			50-1	
		1014－は					0.55			
		21－む						1.71		
		小計	14.64	0	0.21	12.17	0.55	1.71		
	その他制限林計			16.35	0	0.21	12.17	0.55	3.42	
	合計			1146.41	925.83	0.21	12.17	188.97	19.23	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法		
				皆 伐			択 伐		禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
飯山市	水かん	9ーに、11ーに、12ーい、ろ、は、に、13ーい、ろ、は、に、14ーと、ち、り、15ーと、17ーい、ろ、は、に、18ーに、ほ、46ーろ、72ーろ、100ーに、101ーに、ほ、102ーい、ろ、は、に、103ーい、ろ、104ーい、107ーは、110ーほ、111ーろ、112ーい、ろ、は、に、113ーい、ろ、は、114ーい、ろ、は、115ーい、ろ、は、に、116ーい、ろ、は、に、117ーい、ろ、は、に、120ーほ、へ、121ーは、122ーい、128ーは、154ーに、155ーい、ろ、は、に、ほ、へ、156ーい、ろ、157ーい、ろ、は、158ーい、ろ、は、159ーい、ろ、は、160ーい、ろ、は、に、161ーい、ろ、162ーい、ろ、163ーい、ろ、164ーい、ろ、は、に、ほ、へ、165ーい、ろ、は、に		1283.42					1-3	
		72ーろ					1.06		1-2	
		小計	1284.48	1283.42	0	0	1.06	0		
	土流	10ーい、13ーに、14ーと、17ーに、18ーい、に、19ーは、21ーほ、22ーろ、24ーち、り、25ーろ、に、27ーに、33ーほ、34ーほ、35ーは、に、36ーろ、38ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、39ーい、40ーほ、43ーち、44ーい、と、45ーろ、46ーに、49ーい、50ーい、55ーろ、58ーい、68ーほ、92ーへ、106ーに		145.18					2-3	
		1ーい、7ーは、13ーい、ろ、は、に、14ーろ、18ーい、ろ、に、19ーは、21ーほ、22ーい、24ーに、と、27ーに、28ーへ、32ーろ、に、34ーい、35ーろ、36ーろ、は、37ーい、ほ、へ、と、38ーい、は、に、ほ、へ、と、39ーい、41ーほ、42ーに、へ、43ーい、ろ、と、ち、45ーろ、は、46ーに、47ーい、48ーへ、49ーと、55ーろ、57ーい、58ーい、59ーい、63ーい、ろ、64ーと、ち、65ーい、68ーい、は、と、71ーは、に、72ーろ、73ーい、は、に、80ーほ、86ーほ、87ーい、ろ、は、88ーろ、98ーは、100ーい、105ーい、106ーに、108ーに、109ーい、ろ、は、110ーに、125ーは、127ーい、133ーい、ろ、は、136ーい、ろ、は、に、137ーい、ろ、は、ほ、138ーい、ろ、に、139ーろ、は、に、ほ、143ーち、150ーろ、152ーち					277.58		2-2	
		73ーは						2.02	2-1	
		小計	424.78	145.18	0	0	277.58	2.02		
	土崩	24ーと、40ーは、56ーは、166ーろ					1.82		3-1	
		小計	1.82	0	0	0	1.82	0		
	干害	99ーい、131ーい、ろ、132ーい、ろ、は、に、ほ、133ーい、ろ、は、134ーい、ろ、は、に、ほ、135ーい、ろ、は、に、ほ、136ーい、ろ、は、137ーは、に、ほ、138ーい、ろ、に、139ーい、ろ、は、ほ、140ーい、ろ		358.89					4-2	
		131ーい					0.12		4-1	
		小計	359.01	358.89	0	0	0.12	0		
	なだれ	1ーい、18ーほ、23ーち、32ーろ、48ーい、54ーほ、70ーほ、へ、71ーは、ほ、と、り、79ーへ、91ーと、97ーへ、98ーろ、に、104ーい、105ーろ、106ーに、119ーい、ろ、123ーは、124ーに、141ーい、154ーは、168ーほ					87.16		8-2	
		小計	87.16	0	0	0	87.16	0		
	保健	147ーい、148ーる、149ーい					11.82		9-1	
		小計	11.82	0	0	0	11.82	0		
	干保	121ーい、ろ、122ーい、ろ、は、に		33.6					31-2	
		71ーり、72ーは、81ーは、に、ほ、へ					22.54		31-1	
		小計	56.14	33.6	0	0	22.54	0		
	保安林計			2225.21	1821.09	0	0	402.1	2.02	
	文化財	70ーほ、へ、71ーほ、へ、と、ち、り、79ーへ					73.75		59-1	
		小計	73.75	0	0	0	73.75	0		
	砂防	18ーい				0.79			50-1	
		131ーい、133ーろ、は、138ーい、ろ、は					8.98			
		小計	9.77	0	0	0.79	8.98	0		
	その他制限林計			83.52	0	0	0.79	82.73	0	
	合計			2308.73	1821.09	0	0.79	484.83	2.02	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施業方法
				皆 伐			択 伐	禁 伐	
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
山ノ内町	水かん	22ーろ、42ーい、63ーち、65ーい、ろ、は、に、ほ、へ、66ーは、に、ほ、へ、と、67ーい、ろ、は、に、ほ、へ、68ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、69ーい、ろ、は、に、70ーい、72ーい、ろ、は、73ーい、ろ、は、74ーい、76ーい、ろ、ほ、へ、77ーい、ろ、は、に、ほ、へ、78ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、79ーい、ろ、は、ほ、80ーい、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、81ーい、ろ、は、に、82ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、83ーい、ろ、は、に、89ーい、ろ、は、に、90ーろ、は、に、117ーい、142ーい、ろ、は、143ーい、ろ、は、144ーい、ろ、145ーい、ろ、150ーは、166ーい		2169.3					1-3
		150ーは				5.65		1-2	
		小計	2174.95	2169.3	0	0	5.65	0	
	土流	2ーろ、59ーい、141ーい、ろ、は、153ーい		91.03					2-3
		2ーろ、18ーろ、21ーぬ、る、22ーへ、25ーは、26ーろ、28ーろ、29ーは、58ーい、と、59ーい、84ーい、ほ、へ、と、ち、85ーに、87ーい、に、ほ、88ーい、ろ、は、117ーい、ろ、は、118ーへ、120ーほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、134ーい、ろ、は、に、ほ、へ、135ーろ、は、ほ、へ、137ーほ、152ーに、153ーい、ろ、157ーい、ろ、158ーい					623.38		2-2
		小計	714.41	91.03	0	0	623.38	0	
	土崩	20ーい、24ーい、ろ、25ーは、に、26ーろ、28ーい、ろ、は、29ーは、38ーは、48ーい					8.76		3-1
		小計	8.76	0	0	0	8.76	0	
	風致	136ーと、ち					35.71		10-1
		小計	35.71	0	0	0	35.71	0	
	水保	121ーい、ろ、は、に、ほ、へ、122ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、123ーい、ろ、は、124ーい、ろ、は、に、125ーろ、は、に、ほ					615.71		28-1
		小計	615.71	0	0	0	615.71	0	
	流保	122ーに					24.3		29-2
		小計	24.3	0	0	0	24.3	0	
	保安林計		3573.84	2260.33	0	0	1313.51	0	
	国立特	122ーい、ろ、は、と、123ーい、ろ、は、124ーい、ろ、は、に、125ーは、に、ほ、へ、と、ち、126ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127ーい、ろ、は、に、ほ					698.88		
		小計	698.88	0	0	0	698.88	0	
	国立2	110ーい、ろ、は、に、111ーは、に、ほ、へ、112ーい、ろ、は、113ーい、ろ、は、に、115ーに、わ				261.04			53-3
		小計	261.04	0	0	261.04	0	0	
	国立未	22ーろ、は、に、へ、と、23ーい、ろ、は、111ーい、ろ、113ーに、ほ、へ、114ーい、ろ、は、117ーい、118ーい、ろ、は、に、ほ、へ、120ーい、ろ、は、に、ほ、136ーい、ろ、は、に、ほ、137ーい、ろ、は、に、163ーい			534.19				55-4
		22ーへ、25ーい、ろ、は、に、ほ、26ーろ、は、91ーろ、92ーは、93ーは、94ーは、95ーほ、104ーぬ、105ーと、106ーい、へ、107ーへ、ち、り、109ーい、110ーい、111ーへ、112ーに、113ーろ、は、117ーい、ろ、は、118ーへ、120ーほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、121ーい、ろ、は、に、ほ、へ、122ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、124ーは、に、125ーい、ろ、ほ、へ、と、ち、126ーは、へ、ち、127ーほ、へ、128ーい、ろ、は、に、129ーい、ろ、は、130ーい、ろ、は、131ーい、ろ、は、に、ほ、へ、132ーろ、は、に、133ーい、は、134ーい、ろ、は、に、ほ、へ、135ーい、ろ、は、に、ほ、へ、136ーへ、と、ち、り、137ーほ、141ーは、165ーい、ろ、は、に、ほ、へ				1774.39		55-3	
		小計	2308.58	0	534.19	1774.39	0	0	
	鳥獣特	120ーよ、た、れ、121ーい、ろ、は、に、ほ、へ、122ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、124ーは、に、125ーろ、ほ、へ、と、ち、126ーち				424.12			62-3
		122ーい、ろ、は、と、123ーい、ろ、は、124ーい、ろ、は、に、125ーは、に、ほ、へ、と、ち、126ーい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、127ーい、ろ、は、に、ほ					693.66		62-2
		小計	1117.78	0	0	424.12	693.66	0	

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積					施 業 方法	
				皆 伐			択 伐	禁 伐		
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有				
山ノ内町	都風	131－ほ、132－ろ、は、に、133－い、は、134－に、ほ、へ、135－い、ろ、136－へ、と、ち、り、141－は、165－い、ろ、は、に				337.9			61-2	
		小計	337.9	0	0	337.9	0	0		
	急傾斜	18－い				1.16			63-2	
		小計	1.16	0	0	1.16	0	0		
	砂防	5－ほ、8－へ、20－い、る、21－い、ろ、ち、り、を、わ、22－い、ろ、ほ、へ、24－い、ろ、25－ろ、26－に、ほ、へ、と、ち、27－い、ろ、は、に、ほ、28－い、ろ、38－い、39－い、45－い、46－ろ、83－い、ろ、は、に、ほ、84－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、87－ろ、は、に、ほ、88－ろ、は、108－い、ろ、109－い、ろ、110－に、113－に、ほ、へ、115－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、116－い、ろ、は、に、117－い、118－い、ろ、は、に、ほ、へ、119－い、ろ、は、に、120－い、ろ、は、に、ほ、137－は、146－い、147－ろ、148－い、150－い、ろ、は、152－い、ろ、に、153－い、ろ、165－い			1598.41			50-2		
		20－い、22－へ、25－い、ろ、は、に、ほ、26－い、ろ、は、り、ぬ、28－い、ろ、84－い、ほ、へ、と、ち、85－に、87－い、に、ほ、88－い、ろ、は、91－い、ろ、109－い、110－い、ろ、は、に、112－い、ろ、は、に、113－い、ろ、は、に、115－に、わ、117－い、ろ、は、118－へ、120－ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、121－い、ろ、は、に、ほ、へ、122－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、124－は、に、125－い、ろ、ほ、へ、と、ち、135－ろ、は、ほ、へ、137－ほ、153－い、ろ、158－い、122－い、ろ、は、と、123－い、ろ、は、124－い、ろ、は、に、125－は、に、ほ、へ、と、ち			1305.23			50-1		
						341.06				
		小計	3244.7	0	1598.41	1305.23	341.06	0		
	その他制限林計		7970.04	0	2132.6	4103.84	1733.6	0		
	合計		11543.88	2260.33	2132.6	4103.84	3047.11	0		
	木島平村	水かん	3－は、7－ろ、は、に、ほ、8－い、ろ、は、に、ほ、へ、15－ろ、は、16－い、ろ、は、に、ほ、へ、17－い、ろ、は、18－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、19－い、ろ、は、に、ほ、へ、と、47－い、ろ		357.26					1-3
			小計	357.26	357.26	0	0	0	0	
土流		45－に、46－は		17.36					2-3	
		10－に、37－は、38－は、39－い、41－ろ					4.27		2-2	
		小計	21.63	17.36	0	0	4.27	0		
干害		1－は、6－い、ろ、は		35.35					4-2	
		小計	35.35	35.35	0	0	0	0		
なだれ		13－は、14－い、20－ろ、35－に、39－い					11.25		8-2	
		21－ろ、は						6.22	8-1	
		小計	17.47	0	0	0	11.25	6.22		
保安林計		431.71	409.97	0	0	15.52	6.22			
砂防		9－い、ろ、に、13－に			2.3				50-2	
		14－い、ほ				4.32			50-1	
		15－い、は、16－い、17－い、ろ、は、18－い、29－い、ろ、は					10.15			
		小計	16.77	0	2.3	4.32	10.15	0		
その他制限林計		16.77	0	2.3	4.32	10.15	0			
合計		448.48	409.97	2.3	4.32	25.67	6.22			
野沢温泉村	水かん	17－ろ、は、60－い、ろ、は、に、ほ		99.3					1-3	
		20－ろ、は、に、21－は、に、ほ、へ					82.13		1-2	
		小計	181.43	99.3	0	0	82.13	0		
	土流	1－い、ろ、は、2－い、ろ、6－は、13－い、22－い、23－い、25－へ、39－ろ、40－は、に、41－い、ち、42－い、に、ほ、60－い、61－い、ろ					69.5		2-2	
		小計	69.5	0	0	0	69.5	0		
	土崩	38－は					0.57		3-1	
		小計	0.57	0	0	0	0.57	0		
	干害	8－ろ		13.28					4-2	
		小計	13.28	13.28	0	0	0	0		

【表 7-3】 制限林の伐採方法別所在及び面積表

(単位 面積 : ha)

所在市町村	制限林の種類	森 林 の 所 在 (関 係 林 小 班)	面 積	伐 採 方 法 別 面 積				施業方法	
				皆 伐			択 伐		禁 伐
				皆 伐	伐 区 無	伐 区 有			
野沢温泉村	なだれ	6-に、9-い、10-い、は、13-い、15-ろ、16-い、35-と、38-ほ、へ、41-ほ、42-は、43-い、44-い、45-る、51-は、53-ろ、は、55-は15-ろ、37-ろ					104.28		8-2
							15.63	8-1	
		小計	119.91	0	0	0	104.28	15.63	
		保安林計	384.69	112.58	0	0	256.48	15.63	
		合計	384.69	112.58	0	0	256.48	15.63	
栄村	水かん	2-い、ろ、は、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、に、22-ろ、24-い、ろ、は、に、25-い、は、に、26-ろ、は、に、29-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、47-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、48-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、49-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、57-い、は、に、58-い、は、に、59-は、に、60-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、79-ろ、84-に、87-ち、り、88-い、ろ、89-は、に、ほ、へ、91-い、ろ、は、92-い、ろ、94-ろ、は、95-へ、と、96-い、ろ、は、に、101-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、102-い、ろ、103-い、ろ、は、127-い、ろ、128-い		2600.06					1-3
			25-は				9.55		1-2
			小計	2609.61	2600.06	0	0	9.55	0
	土流	8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、13-い、15-は、に、ほ、へ、と、17-ろ、は、18-ろ、は、26-に、30-は、に、31-い、ろ、52-に、69-ち、73-ろ、75-は、80-ろ、103-い、105-い、ろ、は、106-い、は、107-い、は、に、ほ、へ、108-に、ほ、109-い、ろ、に、ほ、113-は、114-い、ろ、は、に、へ、115-い、は、に、ほ、へ、と、116-ろ、り、117-は、に、119-に、120-い、に、ほ、へ、と、り、ぬ、る、121-ぬ、122-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、123-い、ろ、は、に、ほ		917.88					2-3
		9-ろ、10-い、ろ、は、12-ち、15-へ、16-り、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、ほ、19-い、ろ、ほ、20-い、ろ、ほ、21-は、22-い、に、24-は、25-は、26-に、27-は、に、29-は、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、32-ろ、ち、41-ろ、ほ、51-い、は、に、54-い、ろ、67-ろ、ほ、へ、と、ち、68-い、ろ、69-は、ほ、ち、71-い、72-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、73-ろ、は、81-い、ろ、は、に、82-い、は、に、97-ろ、105-は、107-ろ、へ、108-い、113-い、114-い、に、へ、116-は、に、ほ、へ、と、ち、り、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-ろ、に、ほ、へ、と、ち、121-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、124-い、ろ、に					831.09		2-2
			109-ろ					15.88	2-1
		小計	1764.85	917.88	0	0	831.09	15.88	
	土崩	30-と、31-に、70-い、121-い					2.12		3-1
		小計	2.12	0	0	0	2.12	0	
	干害	1-い、17-は、20-は、に、ほ		125.02					4-2
		51-ほ					6.24		4-1
		小計	131.26	125.02	0	0	6.24	0	
	なだれ	16-ほ、27-は、ほ、28-は、31-に、51-い、69-ろ、70-い、ろ、は、72-ほ、ち、81-い、は、100-ほ、110-い、121-い					44.65		8-2
		小計	44.65	0	0	0	44.65	0	
		保安林計	4552.49	3642.96	0	0	893.65	15.88	
	急傾斜	13-ろ					0.64		63-1
小計		0.64	0	0	0	0.64	0		
砂防	9-ろ、は、に、ほ、113-い				16.04			50-1	
	9-い、ろ					22.32			
	小計	38.36	0	0	16.04	22.32	0		
	その他制限林計	39	0	0	16.04	22.96	0		
	合計	4591.49	3642.96	0	16.04	916.61	15.88		